

大坂城代の履歴下

橋本久

66	61	56	51	46	41	36	31	26	21	16	11	6	2	1
松平信篤(信義)	青山忠良	松平信順	松平輝延	青山忠裕	戸田忠寛	阿部正允	酒井忠用	稲葉正親	松平乗邑	内藤重頼	水野忠胤	内藤信照	内藤信政	松平清匡(忠明)
	62	57	52	47	42	37	32	27	22	17	12	7	3	
	松平乘全	土井利位	松平康任	稲葉正謙	阿部正敏	松平乘祐	松平輝高	太田資晴	酒井忠音	松平信興	青山宗俊	稲垣忠胤	阿部正次	
67	63	58	53	48	43	38	33	28	23	18	13	8	4	
松平宗秀	松平忠優	堀田正篤	水野忠邦	阿部正由	堀田正順	久世広明	井上正賢	酒井忠知	堀田正虎	土岐頼隆	太田資次	水野忠次	永井直清	
68	64	59	54	49	44	39	34	29	24	19	14	9	5	
松平信古	内藤信親	間部詮勝	松平宗発	松平乗保	牧野忠精	牧野貞長	青山忠朝	堀田正亮	松平信祝	内藤弋信	水野忠春	内藤忠興	稲垣重次(重綱)	
69	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10		
牧野貞明	土屋寅直	井上正春	太田資始	大久保忠真	松平輝和	土岐定経	松平康福	阿部正就	土岐頼稔	安藤重行	土屋政直	松平光重		
(以上、第六一号)						(以上、第六〇号)			(以上、第五九号)					

すでに「上」「中」として、1松平忠明(清匡)から40土岐定経までを『柳宮補任』の記事を基に、その裏付けとなる記事を、まず『寛政重修諸家譜』に求め、それに対応する内容を『徳川実紀』で確かめてみた。

本来は幕府の寺社奉行経験者が進む主なコースとして、大坂城代に注目していただけなので、単なる履歴一覽で、先行の諸業績、とりわけそれらの集大成としての、松尾美惠子「大坂城代一覽」(『国史大辞典第二巻』所収)を再確認するにとどめるつもりであった。しかし、いやがおうでも、大坂城代関連資料に留意せざるを得ないので、各自の城代在任中の諸事にも若干及ぶべきと判断した。その結果、もつとも簡便な手掛かりとしては、『大阪編年史』の個々の記事にあたり、典拠名を付記した。ここまでは、上・中にも示した通りである。

ところで、「下」に41戸田忠寛から69牧野貞明までを収めるにあたり、「上」「中」とは、資料の面で大きく事情が変化することに気付いた。いうまでもなく、まずあたりまえだが、『寛政重修諸家譜』の記事は、寛政十年で終わること、次に幕末期に相当する『統徳川実紀』二四・五は、それ以前の『徳川実紀』および『統徳川実紀』のと全く体裁を異にすること、などである。したがって、「上」「中」とは若干体裁を変えており、『寛政重修諸家譜』『徳川実紀』『統徳川実紀』の上下対比は行わない。

さらに『大阪編年史』では、大坂城代の民政にかかわる大坂町奉行などの異動を検出しておき、また『徳川実紀』『統徳川実紀』では、大坂城代の軍事面、とりわけ定番・在番・加番など大坂城守備にかかわる人々の記事(*印)を補った。必ずしも網羅的ではないが、いづれも、大坂城代の指揮下にあり、大坂城代と日常的に協議・連絡をおこなった人々である。

また大坂城代の多くが京都所司代をへて、老中となり幕閣に入っており、京・大坂を中心とする西国事情に明るい人々が幕政に参与していることも忘れてはならない。彼らが、前職の寺社奉行当時に、評定所の一員として主要な幕政の一端にあずかっていた経験も無視できない。今後も幕府寺社奉行に関する研究と平行して、大坂城代に関する作業を進めていきたい。

同時代の史料として、当時巷間で普及・活用されていた『大坂武鑑』『大坂袖鑑』『御役録』を引いておいた。『御役録』は一枚物で、表題は見られない。本来は、包紙に記されていたのであろうが、ほとんど失われている。大阪府立中之島図書館大阪室所蔵資料および同室所蔵の東京大学史料編纂所蔵本複写版を利用していただいた。記して謝する。

なお、参照した文献の一部を示す。それぞれの研究成果を十分に生かし切れなかった。次の機会を期したい。

宮本裕次「大坂定番制の成立と展開」『大阪城天守閣紀要』第三〇号(二〇〇二年) 松尾美惠子「大坂加番制について」『徳川林政史研究紀要』昭和四九年度(一九七五年) 内田九州男「大坂加番大名文化元年」慶応二年一覽表『大阪城天守閣紀要』第一〇号(一九八二年) 宮本裕次「大坂加番在勤閣連文書について」『雁木板申送帳』収録文書より『大阪城天守閣紀要』第二六号(一九九八年)

明和七寅十二月十二日	御奏者番	戸田因幡守(忠寛)
安永五申六月五日	寺社奉行兼	戸田因幡守(忠寛)
天明二寅九月十日	大坂御城代	戸田因幡守(忠寛)
同 四辰五月十一日	京都所司代	戸田因幡守(忠寛)
同 七未十二月十六日	御役御免	戸田因幡守(忠寛)
		被任侍従

〔寛政重修諸家譜〕

元文三年 生る。父越前守忠余が五男、母は小川氏。

宝暦四年五月十六日 兄能登守忠盈さきに男ありといへども すでに卒するにより、嗣となり、

宝暦四年六月朔日 初て惇信院殿(家重)に拜謁し、

宝暦四年七月二十五日 封を襲、

宝暦四年十二月十八日 従五位下因幡守に叙任し、

宝暦五年二月十五日 はじめて城地にゆくのいとまを賜ふ。

明和七年十二月十二日 奏者番となり、

安永三年六月八日 領地を転じて下野国河内、都賀、芳賀、塩谷四郡のうちにつされ、宇都宮城に住す。 ……

安永五年六月五日より 寺社の奉行をかぬ。

天明二年九月十日 大坂の城代となり、この日 従四位下に叙す。

天明二年十月二十六日 封地下野国河内、都賀、芳賀、塩谷四郡のうち二万千石をあらため、河内、播磨両国のうちにつさる。

天明二年十一月十五日 暇たまふのとき、備前貞総の御刀、時服二十領及び馬をたまふ。

天明四年五月十一日 京都の所司代に補せられ、この日 侍従に進み、

天明四年七月朔日 暇賜ふの時、正広の御刀、時服五領、羽織、黄金十枚及び馬一疋を賜ふ。

天明四年九月五日 河内、播磨両国の内一万五百石の地を割て河内、摂津の内に移され、

天明七年十二月十六日 職をゆるさる。

〔以上、柳営補任〕

天明八年正月十七日 河内播磨、摂津の領地を更ため、下野国の旧領に復す。
 天明八年五月六日 職に在し時伏見の市人争訟の事有しに其はからひ等閑なりとて出仕をとどめられ、
 天明八年六月二十三日 ゆるさる。
 寛政十年六月二十一日 致仕す。室は本多伯耆守正珍が女。

〔徳川実紀・続徳川実紀〕

宝暦四年六月朔日 戸田能登守忠盈が養子嘉十郎忠寛はじめて見え奉る。(日記)

宝暦四年七月廿五日 肥前国島原城主戸田能登守忠盈が致仕のこひをゆるされ。その養子嘉十郎忠寛に所領七万七千八百五十石を襲しむ。……(日記、藩翰譜統編)

宝暦四年十二月十八日 従下の五位に叙する者十四人。戸田嘉十郎忠寛は因幡守。……となり。(日記)

宝暦五年二月十五日 けふ松平丹後守宗教始め就封十人。戸田因幡守忠寛はじめてなり。(日記)

明和七年十二月十二日 戸田因幡守忠寛。井伊兵部少輔直朗奏者番を奉はる。(日記)

安永三年六月八日 戸田因幡守忠寛は肥前国島原を転じて。下野国宇都宮城にうつり。松平大和守忠恕は宇都宮を転じて。島原にうつるべき旨命ぜらる。これ各その旧領に復せしなり。(日記)

安永五年六月五日 奏者番戸田因幡守忠寛寺社奉行をかね。……(日記)

天明二年九月十日 奏者番兼寺社奉行戸田因幡守忠寛大坂の城代になりて。従四位下にすむ。(日記)

* 天明二年九月十五日 増山河内守正賢。堀河内守親忠。保科弾正忠正率。建部内匠頭致賢大坂城加番はてて帰り謁す。(日記)

天明二年九月廿三日 大坂城代戸田因幡守忠寛に。その請をゆるされ、金一万両恩借あり。赴任の費用にあてらる。(日記)

天明二年十月廿六日 大坂城代戸田因幡守忠寛封地二万五千石の地を。住所近きほとりに転じ下さる。(日記)

天明二年十一月十五日 大坂城代戸田因幡守忠寛赴任の暇たまはり。貞綱の御刀。時服二十。馬一疋下さる。小姓組番頭大久保

玄蕃頭忠元は。忠寛をともして。かしこにおもむくべき仰蒙りて。ともに暇たまふ。(日記)

* 天明三年七月朔日 板倉内膳正勝長。酒井越前守忠鄰。内田和泉守正純大坂城の加番に充られ。ともにいとまたまはる。(日記)

* 天明三年九月十五日 松平河内守乗保。三浦備後守前次。戸田大炊頭忠喬。本多肥後守忠可。大坂城加番はてて帰り謁す。

(日記)

天明四年五月十一日 京都所司代牧野越中守貞長加判の列となり。大坂城代戸田因幡守忠寛京都の所司代となり。侍従にすすみ、奏者番阿部能登守正敏大坂城代となる。(日記)

天明四年六月二日 京職戸田因幡守忠寛。大坂城代阿部能登守正敏任所へ赴くにより。こふまにをの金一万兩を恩貸せらる。

天明四年七月朔日 京都所司代戸田因幡守忠寛赴任の暇給はり。金二十枚。正広の御刀。馬一疋。時の服。羽織をたまふ。牧野越中守貞長忠寛をともしひて彼地にのぼるにより。おなじくいとま下され羽織をたまふ。(年表、日記)

(天明四年九月五日 記事なし)

天明七年十二月十六日 京都所司代戸田因幡守忠寛職ゆるされて旧班にかへさる。寺社奉行松平和泉守乗完所司代命ぜられ侍従に任ぜらる。

寛政十年六月廿一日 上野の国宇都宮城主戸田因幡守忠寛病により致仕して。其領知七万七千八百五十石を。其子能登守忠翰に継がしめらる。此忠寛は。越前守忠余が四男にして。兄能登守忠盈が嗣子となり。宝暦四年六月朔日初見し奉り。七月廿五日家つぎ。雁の間班になり。肥前の国島原の城に住し。その冬叙爵し因幡守に改め。七年十二月奏者の事奉はり。安永三年六月島原城より今の地にうつり。四年三月 浚明院殿日光御社参のとき。御還御とも御宿城の事命ぜられ。同じ年五月所替以前。城内及び城下火災ありて艱困の事を思召れ。特旨もて金五千兩恩借せらる。これ御宿城によるなり。同じ五年四月十五日着御の御羽織賜はり御目見奉り。時服七そが上御盃下され。御懇の御詞を蒙り御刀給はり。及び家士等まで見え奉り。これも時服下され。布袋雁三幅対(雪舟筆)御覧せさせられ。還御のときも其まま懸置べき旨を目付して伝へらる。同じ年六月五日寺社の奉行をかね。天明二年九月十日大坂城代命ぜられ四位に叙し。同じ年こたび坂城の任所に赴くをもて金老万兩借し賜はる。同じ四年五月十一日所司代となり。侍従に任ぜられ。京師に行しをもて再び金老万兩恩借せられ。同七年十二月十六日所司代御ゆるしありて旧班に復し。同じ年五月六日伏見市人訴事ありし時。職務の中なれば方に心付べきの処。其儀なく等閑にいたし置事。不束なればとて家に籠らしめ。同じ年六月廿六日御ゆるし蒙り。其後諸門戌役奉はりし事しはしばなり。又紅葉山火の番をも命ぜられ。同じ十年四月日光 御宮正遷宮。 壺廟正遷座の時彼山を警衛し。この日請置しままに致仕し。同十三年正月晦日身まかりぬ。年六十三。

天明二年九月十日、奏者番兼寺社奉行戸田忠寛、大坂城代トナル。(徳川実紀、御触及口達、累代武鑑、藤井氏覚書)

天明三年四月十九日、大坂町奉行土岐守直、長崎奉行二転ジ、駿府町奉行小田切直年、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、御触及口達、累代武鑑、藤井氏覚書)

口達、累代武鑑、藤井氏覚書)

天明三年十月十一日、雷火アリ、大坂城追手門焼失ス。(天明日記、上杉年譜、統王代一覽、徳川実紀、名なし草、鉄拐雜録、米商記録)

天明四年五月十一日、大坂城代戸田忠寛、京都所司代二転ジ、奏者番阿部正敏、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 とただだひろ 戸田忠寛 城代

〔生没〕元文三〔苗字〕戸田 〔名〕忠寛 〔通称〕嘉十郎 〔官位〕稻葉守・従四位下・侍従 〔家系〕戸田忠盈養子 重修家譜

42 阿部 正敏まさとし

天明元丑四月廿一日 御奏者番

天明四辰五月十一日 大坂御城代 被任四品

同 七未四月二日 卒

阿部能登守(正敏)

阿部能登守(正殷[敏])

〔以上、柳營補任〕

〔寛政重修諸家譜〕

享保十五年(一七三〇) 生る。父豊後守正喬が六男、母は草本氏。

寛保二年八月九日(一七四二) 兄豊後守正允が嗣となる。

寛延二年四月二十八日(一七四九) はじめて悼信院殿(家重)にまみえたてまつり、

寛延二年十二月十八日(一七八〇) 従五位下能登守に叙任す。

安永九年十二月二十七日(一八〇〇) 遺領を継、

天明元年四月二十一日(一七八八) 奏者番に列し、

天明元年十二月十六日(一七八八) 従四位下に昇る。

天明二年八月十五日 はじめて領地にゆくの暇をたまふ。

天明四年五月十一日 大坂の城代に転じ、

天明四年七月二十八日 いとま申のとき、信国の御刀、時服二十領、馬一疋をたまひ、西城よりも時服五領をたまふ。

天明七年四月二日 大坂にをいて卒す。年五十八。……室は水野監物忠辰が養女。

〔徳川実紀・続徳川実紀〕

寛延二年四月廿八日 阿部飛騨守正允が子織部正敏初見す。(日記)

寛延二年十二月十八日 従五位下に叙する者廿六人。……阿部飛騨守正允が養子織部正敏は能登守。……になり。(日記)

安永九年十二月廿七日 故の宰臣武蔵国忍城主阿部豊後守正允が子能登守正敏に。原封十萬石を襲しめらる。……(日記、藩翰譜

続編)

天明元年四月廿一日 松平和泉守乗完。稲葉丹後守正謙。阿部能登守正敏。牧野備前守忠精奏者番となる。(日記)

天明元年十二月十六日 阿部能登守正敏従四位下にすむ。(日記)

天明二年八月十五日 阿部能登守正敏。松平右京亮輝和。大岡式部少輔忠要。内田長十郎正純始めて就封の暇たまふ。(日記)

天明四年五月十一日 京都所司代牧野越中守貞長加判の列となり。大坂城代戸田因幡守忠寛京都の所司代となり。侍従にすすみ、

奏者番阿部能登守正敏大坂城代となる。(日記)

* 天明四年七月朔日 土岐美濃守定吉。戸田大炊頭忠喬。山口伊豆守弘務大坂加番にさされ。ともにいとまをたまふ。(年表、

日記)

* 天明四年七月十一日 さき大坂加番にさされし酒井駿河守忠温。所労平癒してけふいとまをたまふ。(日記)

天明四年七月廿八日 大坂城代阿部能登守正敏赴任の暇下されて。信国の御刀。馬一疋。時服そへて給ふ。小姓組番頭松平志摩

守乗転も引渡しのいとま給はる。(日記)

* 天明四年九月朔日 板倉内膳正勝長。増山河内守正賢。酒井越前守忠鄰。内田和泉守正純大坂の加番はてて帰り謁す。(日記)

* 天明五年七月朔日 黒田和泉守直英。本多豊後守助受。遠山近江守友随。松平兵部少輔乗友大坂加番にさされ暇たまふ。(日記)

* 天明五年九月朔日 戸田大炊頭忠喬。山口伊豆守弘務大坂加番はてて帰り謁す。(日記)

* 天明六年七月朔日 板倉内膳正勝長。牧野内膳正康陸。安部撰津守信亨。米津播磨守通政大坂加番にさされて暇たまふ。(日記)

天明七年五月廿六日 武州忍の城主阿部能登守正敏(二子美作守正識(幼名兵庫)して原封拾万石を継しむ。

此正敏。実は故豊後守正番の第六子にして。寛延二年八月九日嗣子に定められ。同四年四月廿八日 惇信院殿に見へ奉り。其とし十二月十八日従五位下能登守に叙任し。安永九年十二月廿七日襲封し。天明元年四月廿一日奏者の事奉はり。其年十二月十六日従四位下に叙し。同四年五月十一日大坂城代となり。同じき七年四月二日坂城にて卒しぬ。歳五十八。

〔大阪編年史 第十二卷〕

天明四年五月十一日、大坂城代戸田忠寛、京都所司代二転ジ、奏者番阿部正敏、之二代ル。(寛政重修諸家譜 徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

天明六年七月二十九日、大風雨アリ。玉造口城壁崩し、櫓四棟破壊ス。(鉄拐雜録)
天明七年四月二日、大坂城代阿部正敏卒ス。(寛政重修諸家譜、町触頭書)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 あべまさとし 阿部正敏 城代

〔生没〕享保一七・四・一八一安永七・四・二 〔苗字〕阿部 〔名〕正敏 〔通称〕満之進・織部 〔官位〕能登守・従五位下・奏者番 〔生地〕江戸 〔法号〕輝山尚徳院 〔家系〕阿部正高男・正允養子 重修家譜

〔御役録〕(天明四年以後)

御 城 代 御所司格

四品 十万石

阿部能登守正敏

天明四ヨリ

居城 武州埼玉郡忍

御定番 玉造口 御役料 二千俵

一万三千四十五石余 江州山上

稲垣長門守定計

天明元ヨリ

御定番 京橋口 御役料 同断

一万石

井上筑後守正国

明和四ヨリ

43 堀田 正順まさあり

安永三年二月廿一日 任御奏者番

堀田相模守(正順)

天明三卯七月廿八日 寺社奉行兼

堀田相模守(正順)

天明七未四月十九日 大坂御城代 被任四品

堀田相模守(正順)

寛政四子八月廿七日 奉書以而所司代 被任侍從

堀田相模守(大蔵大輔 正順)

同 十年十一月六日 辞

〔以上、柳營補任〕

〔寛政重修諸家譜〕

延享二年 生る。

宝曆三年十月二十七日 嫡子となり、

宝曆十一年三月二十六日 遺領を継、下総、上総、武蔵、常陸、上野、下野、相模七国のうちをいて十一万石を領し、佐倉城に住す。

宝曆十一年四月十八日 襲封を謝するのときはじめて浚明院殿(家治)にまみえたてまつり、……

宝曆十一年六月七日 父がとき預けられし武蔵、下総、上野の御料所を官におさむ。

宝曆十一年十二月十八日 従五位下相模守に叙任す。

宝曆十三年四月二十六日 武蔵国大里、男衾、下総国海上、香取、豊田、印旛、常陸国河内、上野国那波、上総国山辺、武射、長柄、夷隅、

望陀、市原郡等の領地を割て武蔵国横見、出羽国村山二郡のうちにつさる。……

明和元年八月十五日 はじめて城地にゆくのをいとまを賜ふ。

明和元年閏十二月九日 下野国塩谷、河内二郡のうちにつさる。

明和七年三月朔日 仰をうけて下総国関宿に赴き、かの城を守衛す。

安永三年二月十一日 奏者番となり、

安永六年十二月二十一日 下野国塩谷、陸奥国信夫二郡の封地を出羽国村山郡のうちにつさる。

天明三年七月二十八日より 寺社奉行をかぬ。

天明六年十二月二十九日 下総国千葉、印旛二郡の封地を割て、下総国都賀郡のうちにかへらる。

天明七年四月十九日 大坂の城代に転じ、この日従四位下に昇る。

天明七年六月十七日 下総国都賀、出羽国村山二郡のうち四万四千三百石余の地を撰津国東成、島下、河内国志紀茨田、若江、美作

国西西条、東北条、勝北、勝南、大庭吉野、久米、南条十二郡のうちにつさる。

天明七年八月十五日 大坂にゆくのいとま申のとき、豊後勝盛の御刀をよび時服二十領、馬一匹を賜ふ。

寛政四年八月十四日 所司代となり侍従にすすみ、……

寛政四年十一月五日 松平伊豆守信明上京し、正順が所司代たるを奏するの時参内し、竜顔を拝し天盃を賜ひ、仙洞御所にも参り

て御盃を賜はる。

寛政六年正月二十九日 常陸国真壁郡の領知を下野国都賀郡のうちにうつさる。……

寛政十年九月十八日 やまひにより職を辞せん事を請といへどもゆるされず。……

寛政十年十一月六日 ふたたびこふて職を辞し、

寛政十年十二月二十五日 撰河作三国の領地を、出羽国村山、下野国都賀両郡の旧領に復さる。 妻は松平讃岐守頼恭が女。

〔徳川実紀・続徳川実紀〕

宝暦十一年三月廿六日 故の宿老下総国佐倉城主堀田相模守正亮が子鉄蔵正順に。原封十一万石継しめらる。……(日記、家譜藩

翰譜続編)

宝暦十一年四月十八日 堀田鉄蔵正順は家つぎではじめての見参す。宿老の子たるゆへに。別の義をもて今朝まづ御座所にめし

て謁を賜ひ。やがて外殿にて重ねて拝謁す。(日記、年録)

宝暦十一年十二月十八日 従五位下に叙する者十八人。堀田鉄蔵正順は相模守。……となり。(日記)

明和元年八月十五日 黒田大和守直純はじめ就封六人。堀田相模守正順ははじめとなり。(日記)

明和七年三月朔日 堀田相模守正順下総国関宿の城うけとるとて赴くにより暇たまはる。(日記)

安永三年二月十一日 堀田相模守正順。阿部備中守正順奏者番となり。(日記)

天明三年七月廿八日 堀田相模守正順寺社奉行を兼しむ。(日記)

天明七年四月十九日 奏者番兼寺社奉行堀田相模守正順大坂城代命ぜられ。従四位下に叙し。奏者番稲葉丹後守正誥寺社奉行を

兼しめらる。

天明七年五月六日 小姓組番頭岡部甲斐守長貴大坂城代引渡の事命ぜらる。

*天明七年七月朔日 永井伊賀守直旧。水野日向守勝剛。大関伊予守増補。米倉長門守昌賢坂城加番の暇。また坂城戎役の大番頭水野河内守忠徹。本庄甲斐守道利及與頭番士まで暇下され賜物旧に同じ。

天明七年八月十五日 大坂城代堀田相模守正順任所の暇給はり。金。時服。御刀。馬そへて給ふ。

*天明七年九月朔日 坂城加番板倉内膳正勝長。牧野内膳正康備。安部撰津守信亨。同城戎役の大番頭堀田豊前守正毅。花房

因幡守正城。兩與頭。同番士共帰謁す。

*天明八年三月廿四日 大番頭永井信濃守直温大坂定番となり。……

*天明八年六月朔日 大坂定番永井信濃守直温赴任のいとまをたまひ。新番頭永井伊予守為貞同じく引渡しし事命ぜられ暇を給ひ。おのおの賜物あり。

*天明八年七月朔日 大久保山城守忠喜。松平兵庫頭直行。柳沢信濃守里之坂城加番の暇を給ふ。賜物あり。

*天明八年七月廿七日 新番頭永井伊予守為貞大坂定番引渡の事はてて帰り謁す。

*天明八年九月十五日 永井伊賀守直旧。水野日向守勝剛。大関伊予守増輔坂城加番はて。大番頭。同じ與頭及番士迄同じ在番はてて共に帰り謁す。

*寛政元年七月朔日 増山河内守正賢。堀内蔵頭直皓。松平日向守直紹は大坂加番。大番頭近藤石見守用和。酒井隠岐守忠美坂城戎役の暇たまふ。兩組頭及番士も同じ。共に賜物あり。

*寛政元年九月朔日 大久保山城守忠喜。堀左京亮直教。柳沢信濃守里之坂城加番。大番頭本多肥後守忠可。堀田豊前守正毅坂城在番はてて共に帰謁す。與頭及番士も同じ。

*寛政二年七月朔日 大坂加番の暇たまふものは内藤大和守長好。保科越前守正富。新庄駿河守直規。酒井相模守忠言なり。坂城在番の暇は大番頭岡部出羽守長貴。小笠原近江守貞温なり。兩組頭番士も同じ。

*寛政二年九月朔日 板倉内膳正勝長。増山河内守正賢。堀内蔵頭直皓坂城加番。……より帰謁す。

*寛政三年七月朔日 板倉内膳正勝長。内藤右近将監学文。酒井下野守忠哲大坂加番。立花出雲守種周。秋元老岐守茂朝同じ在番の暇給ふ。與頭番士も同じ。

*寛政三年九月朔日 内藤大和守長好。保科越前守正富。新庄駿河守直規。酒井相模守忠言坂城加番はてて帰り謁す。

*寛政三年十月十六日 大坂定番稲垣長門守定計病免す。

*寛政三年十月廿三日 保科越前守正率坂城定番となる。

*寛政三年十月廿九日 大坂定番保科越前守正率任所に赴くにより金三千兩恩貸あり。

*寛政三年十一月廿日 大坂弓奉行浅井六次郎政純勤向よろしからずとて、小普請に貶せられ、謁を憚らしめらる。

*寛政三年十二月十五日 大坂定番保科越前守正率任所への暇給ふ。同じ引渡しの新番頭山口勘兵衛直良も暇給ひ。おのおの

金。時服を。勘兵衛直良には羽折そへ下さる。

*寛政四年二月十五日 新番頭山口勘兵衛直良大坂定番引渡はてて帰り謁す。

*寛政四年七月朔日 松平山城守信古。三浦志摩守前次。水野日向守勝剛。酒井左近将監忠交大坂加番の暇給ふ。賜物差あり。

坂城在番の大番頭遠藤備前守胤富賜物有て暇下さる。及與頭。番土もおなじ。

寛政四年八月廿七日 大坂城代堀田相模守正順京所司代にうつり。侍従に任せらるるよし。駅書をもて達せらる。よて其事詰合

布衣以上の輩へ宿老これを伝ふ。

寛政十年九月十八日 所司代堀田大蔵大輔正順病もて。同班稲垣信濃守長統して御役辞免のこと請しかども。未だ老年に及びし

にもあらざれば。緩々保護すべしと老臣もて伝へらる。

寛政十年十一月六日 所司代堀田大蔵大輔正順病により。願のままに職とかれ旧班に復す。

文化二年七月十日 堀田大蔵大輔正順病により。使番初鹿野伝右衛門信政してとはせらる。

文化二年八月廿八日 下総国佐倉城主従四位下堀田大蔵大輔正順いまはの請によりて。遺領十一万石を子相模守正時に襲しむ。

この正順は。もとの相模守正亮が子にして。宝暦十一年四月十八日 澄明院殿に初見し。ねむごろの御詞を蒙り。および家

士二人も拜み奉り。同じ年十二月十八日諸大夫命ぜられ相模守と改む。安永三年七月二十八日寺社の奉行を兼。同じ七年四

月十九日大坂の城代となり四位に叙し。寛政四年八月十九日老臣等に駅書して。京都所司代となり侍従に任じ。同じ十年十

一月六日病に犯され病免し旧班に列り。文化二年の七月十二日六十一歳にして終りをよくす。

〔大阪編年史 第十一卷〕

天明七年四月十九日、佐倉藩主堀田正順、大坂城代トナル。(寛政重修諸家譜、続徳川実紀、天明大政録、御触及口達、累代

武鑑)

天明七年十月六日、大坂町奉行佐野政親、寄合トナリ、使番松平貴強、之二代ル。(寛政重修諸家譜、続徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第十三卷〕

天明八年六月二日、(老中)松平定信着坂シ、次イデ諸方ヲ巡視ス。(御触及口達、公事余筆、雜事記、天明記、白河樂翁公行実、住友家史

垂裕明鑑抄)

天明八年六月四日、幕府、勘定奉行改役青木紀明ノ大坂代官奉職中官金ヲ消費セルヲ罰シ、遠島ニ処ス。(天明年録、野翁物語、十三

朝紀聞、寛政重修諸家譜)

天明八年六月六日、松平定信、大坂ヲ発シ、奈良ヲ經テ東歸ス。(公事余筆、御老中渡御書付留、「付録」天明大政録、天明記)

寛政元年閏六月十八日、老中松平乗完、来坂巡見スル所アリ。二十二日ヲ以テ去ル。(御触及口達、町触頭書、口達触頭書、鉄拐雜録、

住友家史垂裕明鑑抄、学校公務記録)

寛政二年正月二十日、大坂町奉行小田切直年ノ不正唐物取締ノ功ヲ賞ス。(寛政重修諸家譜、道修町旧記、町触頭書)

寛政二年六月十九日、不正唐物一件ノ裁判、落着シタル旨ヲ告示ス。(御触及口達)

寛政二年七月二十八日、大坂城並びに町奉行所付近及ビ人家ニ接近シタル地ニ於テ、煙火ヲ揚グルヲ禁ズ。(御触及口達、口達触頭

書)

寛政四年正月十八日、大坂町奉行小田切直年、江戸町奉行ニ転ジ、目付坂部広高、之二代ル。(寛政日記、寛政重修諸家譜、累代武鑑、御

触及口達、御触及口達、学校公務記録)

寛政四年八月十四日、大坂城代堀田正順、京都所司代ニ転ズ。(寛政重修諸家譜、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷

大阪人名辞彙〕

ほったまさより

堀田正順

城代

〔生没〕延享^{二七五}—文化^{二八〇五}—

「苗字」堀田

「名」正順

「通称」鉄蔵

「官位」相模守・大藏大輔

・従四位下・侍従・奏者番兼

寺社奉行—所司代 「家系」堀田正亮男 家譜

これより『寛政重修諸家譜』に没年を欠く。すなわち編集時に生存している人々の時代となる。

〔御役録〕(天明七年)

御 城 代 御所司格

御 定 番

玉造口 御役料

三千俵

御 定 番

京橋口 御役料

同 断

四品 十一万石

堀田相模守正順

天明七ヨリ

一万三千四十五石余 江州山上
稲垣長門守定計

天明元ヨリ

一万石
井上筑後守正国

明和四ヨリ

居城 下総印旛郡佐倉

44 牧野 忠精

たけの ちゆうせい

天明元丑四月廿一日

御奏者番

牧野備前守(忠精)

天明七未九月五日

寺社奉行見習

牧野備前守(忠精)

同 七未十二月廿三日

寺社奉行本役

寛政四子八月廿八日

大坂御城代

* 寛政四子八月廿七日

大坂御城代

牧野備前守(忠精)

同 十年十二月八日

京都所司代

牧野備前守(忠精)

享和元酉七月十一日

加判列

* 大阪城代の就任を「二十七日」とするが、寺社奉行の項では「二十八日」とする。寛政譜・実紀ともに二十八日を探る。

〔寛政重修諸家譜〕

宝曆十年 生る。父駿河守忠寛が長男、母は大岡出雲守忠光が女。

明和三年八月二十二日 遺領を継、越後国のうちを以て七万四千石余を領し、長岡城に住す(時に七歳)。

安永元年五月十五日 はじめて湊明院殿(家治)に拝謁し、

安永四年閏十二月十一日 従五位下備前守に叙任し、

安永七年六月十三日 はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。

天明元年四月二十一日 奏者番となり、……

〔以上、柳營補任〕

天明七年九月五日 寺社奉行の職務を見習ふべきむねおほせを蒙り、
天明七年十二月二十三日 寺社の奉行をかぬ。

寛政元年九月八日 越後国三嶋、古志二郡の領知を、同国三嶋郡のうちにつさる。

寛政二年十一月二十三日 吹上をいいて公事裁断を上聴あるのとき、忠精其列にあり、

寛政二年十一月二十四日 時服五領をたまふ。

寛政四年八月二十八日 大坂の城代となり、この日 従四位下に昇り、

寛政四年十月朔日 いとま申のとき、祐定の御刀及び時服二十領馬一疋をたまふ。

寛政十年十二月八日 所司代に補せられ、この日侍従にすすむ。室は青山下野守忠高が女。

〔徳川実紀・続徳川実紀〕

明和三年八月廿二日 越後国長岡城主牧野駿河守忠寛遺領七万四千二十三石余を。其子新次郎忠精に継しむ。……(日記、藩翰譜

続編)

(安永元年五月十五日 記事なし)

安永四年閏十二月十一日 従五位下に叙するもの十七人。牧野新次郎忠精は備前守。……と称す。(日記、年録)

安永七年六月十三日 小笠原左京大夫忠総をはじめ。就封の暇給はるもの廿三人。牧野備前守忠精。板倉左近勝政をはじめてな

り。(日記)

天明元年四月廿一日 松平和泉守乗完。稲葉丹後守正湛。阿部能登守正敏。牧野備前守忠精奏者番となる。(日記)

天明七年九月五日 牧野備前守忠精寺社奉行を見習はしめらる。

天明七年十二月廿三日 奏者番牧野備前守忠精寺社奉行を兼しめらる。……

寛政二年十一月廿三日 吹上に出まして。三奉行の公事裁断を聞きめさる。

寛政二年十一月廿四日 きのみ公事裁断にあづかりし寺社奉行松平右京亮輝和。牧野備前守忠精。板倉周防守勝政。松平紀伊守

信道。町奉行初鹿野河内守信興。池田筑後守長恵。勘定奉行根岸肥前守鎮衛。曲淵甲斐守景漸に各時服をたまひ。……

寛政四年八月廿八日 寺社奉行牧野備前守忠精大坂城代命ぜられ。四位に叙せらる。

*寛政四年九月朔日 板倉内膳正勝長。内藤右近将監学文坂城加番はてて帰り謁す。同じ加番酒井下野守忠哲。建部内匠頭政

賢は病により使して謝し奉る。坂城在番帰りの大番頭立花出雲守種周。同じ與頭及番士まで共に帰り謁す。

寛政四年十月朔日 大坂城代牧野備前守忠精赴任の暇給はり。御黒印法令の書をさづけられ。祐定の御刀。時服二十。馬一疋給ふ。小姓組番頭仙石伯耆守久峯坂城引渡に赴く暇給はり。金十枚を下さる。

*寛政五年七月二日 板倉伊予守勝意。内藤主殿頭政偏。井上遠江守正広大坂城加番にさされ暇たまふ。大番の頭菅沼新八郎定前。松平但馬守喜生の暇給ひ。與頭及番士まで同じ例の賜物あり。菅沼新八郎定前叙爵して織部正と改む。

*寛政五年九月朔日 松平山城守信古。三浦志摩守前次。水野日向守勝剛。酒井左近将監忠交坂城加番はてて帰り謁す。浦賀奉行……赴任。大坂在番の大番頭并組頭番士迄共に暇賜ふ。賜物旧におなじ。

*寛政六年七月朔日 松平山城守信古。京極加賀守高有坂城加番にさされ暇給ひ。賜物旧におなじ。……。大番頭遠藤備前守胤富坂城在番の暇給ふ。賜物旧規に同じ。與頭及番士も例のさまなり。

*寛政六年九月朔日 板倉伊予守勝意。小笠原相模守長教。内藤主殿頭政偏。井上遠江守正広坂城加番はてて帰り謁す。……。坂城戌役の大番頭菅沼織部正定前。松平但馬守喜生。同じ與頭及番士迄帰り謁見す。

*寛政七年四月十四日 阿部撰津守信亨大坂定番となり。……

*寛政七年六月十五日 大坂定番阿部撰津守信亨初て赴任の暇給ひ。金拾枚時服給ふ。新番頭堀敷馬親襲定番引渡の事命ぜられて暇給ふ。賜物は金三枚時服に羽折そへて下さる。

*寛政七年七月朔日 鳥居丹波守忠壽。大関伊予守増輔。堀近江守直起坂城加番にさされいとまたまふ。賜物時ふく。羽織なり。……。大坂在番近藤石見守用和。建部内匠頭政堅。同組頭番士までいとまたまふ。賜物は例におなじ。

*寛政七年九月朔日 松平山城守信古。三宅備前守康友。分部左京亮光実。京極加賀守高有。坂城加番はてて帰り謁す。……。大坂町奉行山口丹波守直清初めて赴任のいとまを給ふ。賜物は旧規におなじ。

*寛政八年二月三日 土井能登守利貞。三浦志摩守前次。青木甲斐守一貞。田沼淡路守意明大坂加番命ぜらる。能登守利貞在邑なれば駅をはせて伝へらる。

寛政八年七月朔日 大坂城代牧野備前守忠精任所への暇給ひ。時ふく二十。御馬下さる。

*寛政八年七月朔日 土井能登守乗保(利貞)。三浦志摩守前次。田沼淡路守意明大坂城加番にさされいとまたまふ。大番頭松平下野守康道。小笠原近江守貞温在番はてて帰謁す。與頭。番士もおなじ。

*寛政八年九月朔日 鳥居丹波守忠壽。内藤山城守政峻。大関伊予守増輔坂城加番はててかへり謁す。……。大番頭建部内匠

頭政賢在番はてて坂城より帰謁す。組頭番士も同じ。

*寛政九年七月朔日 内藤大和守頼以。堀左京亮直方。内藤美濃守正国。田沼左衛門佐意壱坂城加番にさされ暇たまふ。賜物例のさまなり。

*寛政九年九月朔日 土井能登守利貞。三浦志摩守前次。松平主水正乘尹。青木甲斐守一貞坂城加番はててかへり謁す。……。

大番頭松平下野守康道。小笠原近江守貞温。おなじ組頭番士まで在番はてて帰謁し奉る。

*寛政十年七月朔日 松平山城守信愛。石川中務少輔総般。堀近江守直起。本多大和守忠居。坂城加番にさされ暇たまふ。……。

大番頭新庄駿河守直規。市橋下総守長照坂城在番はてて帰謁す。組頭。番士等も同じ。

*寛政十年九月朔日 堀左京亮直教。内藤美濃守正国。田沼左衛門佐意壱坂城加番よりかへり謁す。……。坂城在番の大番頭

高木筑後守正弼及び組頭。番士まで帰謁す。

寛政十年十二月八日 大坂の城代牧野備前守忠精所司代となり。侍従に任ず。寺社の奉行松平右京亮輝和大坂の城代となり。……。

寛政十年十二月廿九日 牧野備前守忠精任所へ引うつるをもて。請ふままに金一萬兩の恩貸あり。

享和元年七月十一日 所司代牧野備前守忠精加判の列に加へらる。

文化十三年九月十五日 宿老牧野備前守病により国事を免さるるむね。その子玄蕃頭めして伝へらる。

文化十三年十月十三日 宿老牧野備前守病により。請ふままに職ゆるされて帝鑑間席命ぜらる。よて其事布衣以上上直のともが

らへ宿老これを伝ふ。

文政五年六月廿一日 牧野備前守はじめ就封のいとまたまはる者二十七人。……。

文政十年九月十六日 信濃国小諸城主牧野内膳正康明卒す。請ふままに宗家備前守忠成(忠精)が六男鑑吉康命を嗣子として。遺

領一萬五千石を襲しむ。……。

文政十一年二月五日 牧野備前守(忠精)加判の列となり。内府へ附けさせられ。若君の事を兼ねしめらる。

文政十二年正月廿四日 牧野備前守(忠精)領邑(越後長岡)震災により金五千兩の恩貸あり。

天保二年四月十八日 越後国長岡城主牧野備前守忠精老かつ病により請ふままに職許され。子玄蕃頭忠雅に領知七萬四千二十三

石余をつがしむ。

この忠精は。(以下数行空白)

〔大阪編年史 第十三卷〕

寛政四年八月二十八日、奏者番寺社奉行加役牧野忠精、大坂城代トナル。(寛政日記、寛政重修諸家譜、長岡牧野家譜、御触及口達、町

触頭書、累代武鑑、寛政日記、廻状留、御触及口達)

寛政四年十一月十三日、老中松平信明来坂シ、十七日ヲ以テ去ル。(御触及口達)

〔大阪編年史 第十四卷〕

寛政七年六月二十八日、大坂町奉行坂部広高、江戸町奉行ニ転ズ。(寛政日記、寛政重修諸家譜、御触及口達、徳川実紀、累代武鑑)

寛政七年七月十六日、日光奉行山口直清、大坂町奉行トナル。(寛政重修諸家譜、続徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

寛政七年、是歳、青屋口引橋外四ヶ所ヲ、城代家臣・両定番付与力破損役及ビ両町奉行付普請役ノ立会修復場トス。(町奉行所旧記)

寛政八年正月二十九日、堺奉行ノ欠員中、堺及ビ和泉ノ町村民ニ対スル訴訟事件ハ、大坂町奉行所ニ於テ処理セシム可キ旨ヲ告グ。

(御触及口達)

寛政八年九月、是月、讃岐国塩飽島ヲ大坂町奉行ノ所管トス。(町奉行所旧記)

寛政九年三月十四日、大坂町奉行松平貴強、長崎奉行ニ転ズ。(寛政日記、森山孝盛日記、寛政重修諸家譜、続徳川実紀、御触及口達、累

代武鑑)

寛政九年四月四日、堺奉行成瀬正定、大坂町奉行トナル。(続徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

寛政九年四月十一日、堺奉行欠員中、堺及ビ和泉ノ町村民ニ対スル訴訟事件ハ、大坂町奉行所ニ於テ処理セシム可キ旨ヲ告グ。(御触

及口達、口達触頭書)

寛政九年五月八日、大坂町奉行ヲシテ勘定奉行・長崎奉行ト共ニ銅座ノ事ニ与ラシム。(徳川十五代史)

寛政九年六月二十九日、城代・町奉行ノ家臣、又ハ城内ノ仲間・小者ト称シ、町家ニ於テ金銭ヲ強請スル者アラバ、憚ル所ナク告訴

セシム。(御触及口達、町触頭書)

寛政十年二月八日、大坂町奉行山口直清卒ス。(御触及口達、寛政重修諸家譜、浪華名家碑銘集、累代武鑑)

寛政十年三月二十一日、日光奉行水野忠通、大坂町奉行トナル。(寛政重修諸家譜、続徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

寛政十年十二月八日、大坂城代牧野忠精、京都所司代ニ転ジ、寺社奉行松平輝和、之二代ル。(寛政重修諸家譜、続徳川実紀、御触及口

達、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まきのただきよ 牧野忠精 城代

〔生没〕宝曆一〇生 〔苗字〕牧野 〔名〕忠精 〔通称〕新次郎 〔官位〕備前守・従四位下・侍従・寺社奉行―所司代 重修家譜

〔大坂武鑑 寛政十年改〕

大坂御城代 所司代格

七万四十石余

牧野備前守忠精

寛政五ヨリ

居城 越後古志郡長岡

御定番 京橋口 御役料 三千俵

安部撰津守信亨

寛政七ヨリ

二万二千五十石

御定番 玉造口 御役料 同断

寛政三ヨリ

保科越前守正率

二万石 上総飯野

〔御役録〕(寛政年間)

御城代 御所司格

七万四十石余

牧野備前守忠精

寛政五ヨリ

居城 越後古志郡長岡

御定番 玉造口 御役料 二千俵

二万石

保科越前守正率

寛政三ヨリ

御定番 京橋口 御役料 同断

二万二千五十石

阿部撰津守信亨

寛政七ヨリ

45 松平 輝和

天明三卯九月朔日

同 四辰四月廿六日

寛政四子八月十五日

寛政十年十二月八日

同十二申九月廿日

任御奏者番

寺社奉行兼

被任四品

大坂御城代 被任四品

卒

松平右京亮(右京大夫 輝和)

松平右京亮(右京大夫 輝和)

松平右京亮(右京大夫 輝和)

松平右京亮(右京大夫 輝和)

〔寛政重修諸家譜〕

寛延二年生る。

安永四年七月五日 嫡子となり、

安永四年十一月十五日 はじめて浚明院殿(家治)に拝謁す。

安永四年閏十二月十一日 従五位下美濃守に叙任す。

天明元年十一月十一日 遺領を継、上野国片岡、群馬、碓氷、那波、緑埜、武蔵国新座、下総国海上、越後国蒲原、摂津国有馬、豊島、川

辺、河内国茨田十二郡のうちにして八万二千石を領し、上野国高崎城に住し、鷹間に候す。

天明元年十一月二十三日 右京亮にあらたむ。

天明元年十二月朔日 襲封を謝するとき、家臣三人御前に候す。

天明二年六月二日 摂津国有馬、豊島、川辺、河内国茨田四郡のうち一万石の地を旧領越後国蒲原郡のうちらうつさる。

天明二年八月十五日 はじめて城地にゆくのをいとまをたまふ。

天明三年九月朔日 奏者番となり、

天明四年四月二十六日 寺社奉行をかぬ。

寛政四年八月十五日 従四位下に昇る。

寛政十年十二月八日 大坂の城代に転ず。

〔以上、柳宮補任〕

〔徳川実紀・続徳川実紀〕

安永四年十一月十五日 ……。松平右京大夫輝高が子酒之允(丞)輝和。……はじめて見え奉る。(日記)

安永四年閏十二月十一日 従五位下に叙するもの十七人。……。松平右京大夫輝高が子酒之丞輝和は美濃守。……と称す。(日記)

記、年録)

天明元年十一月十一日 故の老臣上野国高崎城主松平右京大夫輝高が子右京亮輝和に。原封八万二千石を襲しめらる。……。(日記)

記、藩翰譜続編)

天明二年八月十五日 堀田相模守正順はじめ就封八人。阿部能登守正敏。松平右京亮輝和。大岡式部少輔忠要。内田長十郎正純

始て就封の暇たまふ。(日記)

天明三年九月朔日 松平右京亮輝和。板倉伊勢守勝暎奏者番となる。(日記)

天明四年四月廿六日 奏者番松平右京亮輝和。松平伯耆守資承寺社奉行をかねしめ。……(日記)

天明八年三月七日 御判物御朱印の事奉はりしにより。……松平右京亮輝和兼尚の御刀。……を賜ふ。……

〔寛政四年八月十五日 記事なし 従四位下に昇る。〕

寛政十年十二月八日 大坂の城代牧野備前守忠精所司代となり。侍従に任ず。寺社の奉行松平右京亮輝和、大坂の城代となり。……

*寛政十一年七月朔日 大久保山城守忠喜。分部左京亮光実。土方大和守義苗。永井信濃守直方坂城加番にさされて暇給ひ賜

物あり。……大番頭諏訪若狭守頼伊。中坊河内守広看坂城の戌はてて帰謁す。與頭番士も同じ。

*寛政十一年九月朔日 松平山城守信愛。石川中務少輔総般。堀近江守直起。本多大和守忠居大坂加番はてて帰謁す。……

坂城戌役に在し大番頭市橋下総守長昭帰謁す。與頭及び番士も同じ。

*寛政十二年七月朔日 永井山城守尚佐。大関伊予守増輔。稲垣若狭守定計。酒井右京亮忠葦大坂城の加番にさされいとまた

まふ。……大番頭堀内蔵頭直皓。同じ與頭及び番士等まで坂城戌役の暇給ふ。

*寛政十二年九月朔日 大久保山城守忠喜。分部左京亮光実。土方大和守義苗。永井信濃守直方坂城加番はててかへり謁す。

……大番頭諏訪若狭守頼伊。中坊河内守広看。同じ與頭番士まで在番はてて帰り謁見す。

寛政十二年十一月十二日 上野国高崎城主松平右京大夫輝和卒せしにより。其養嗣美濃守輝延して遺領八万二千石を襲しむ。

この輝和は。故右京大夫輝高の第二子にして。兄下野守輝行身まかりしかば。安永四年七月五日嗣子となり。幼名長三郎又

酒之丞といふ。その年十一月十五日 深明院殿を拝し奉り。同じ年十二月十一日従五位下美濃守に叙任し。天明元年十一

月十一日襲封し。其二十三日右京亮と改め。同じ三年九月朔日奏者の事奉はり。明の年四月廿六日寺社の奉行を兼。寛政四

年八月十五日従四位下に叙し。同じ十年十二月八日大坂の城代に進み。翌十一年九月十六日左〔右京大夫と改称し。今年九

月二十日任所にして身まかる。年五十一。

〔大阪編年史 第十四卷〕

寛政十年十二月八日 大坂城代牧野忠精、京都所司代ニ転ジ、寺社奉行松平輝和、之二代ル。(寛政日記、寛政重修諸家譜、続徳川実紀、

御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

寛政十一年三月七日 老中戸田氏教来坂シ、十一日ヲ以テ去ル。(御触及口達、口達触頭書、御触及口達)

寛政十一年三月八日 幕府、大坂城代事務所引継ノタメ小姓組番頭永見為貞ヲ大坂ニ遣ス。(寛政日記)

寛政十一年十月六日 堺奉行ノ欠員中、堺及ビ和泉ノ町村民ニ対スル訴訟事件ハ、大坂町奉行所ニ於テ処理セシム可キ旨ヲ告グ。

(御触及口達)

寛政十一年十二月七日、(大坂町奉行)本年町中静謐、火災ノ変ナキヲ以テ、惣年寄以下ヲ賞ス。(御触及口達、口達触頭書)

寛政十二年九月二十日、大坂城代松平輝和卒ス。(寛政重修諸家譜、続徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まつだいらてるやす おおこうちてるやす 大河内輝和 城代

〔生没〕寛延三生〔七五〇〕 〔苗字〕松平 〔本姓〕大河内 〔名〕輝和 〔通称〕長三郎・酒之丞 〔官位〕美濃守・右京亮・従四位下・奏者番

兼 寺社奉行 〔家系〕松平輝高男 重修家譜

46 青山 忠裕(たけゆき)

寛政四子七月十五日 任御奏者番

青山下野守(忠裕)

同 五巳九月廿四日 寺社奉行兼

寛政八辰十一月廿九日(西丸)若年寄 若君様附

青山下野守(忠裕)

寛政十二申十月朔日 大坂御城代 被任四品

青山下野守(忠裕)

享和二戌十月十九日 京都所司代 被任侍従

青山下野守(忠裕)

同 四子正月廿三日 加判列

〔以上、柳宮補任〕

〔寛政重修諸家譜〕

明和五年(七六八) 生る。父下野守忠高が三男、母は鶉飼氏。

天明五年七月(七八五) 兄忠講が嗣となり、

天明五年九月十日 遺領を継、丹波撰津兩國のうちをいて五万石を領し、丹波国篠山城に住す。

〔徳川実紀・統徳川実紀〕

天明五年九月十五日 はじめて浚明院殿(家治)に拝謁し、

天明五年十二月十八日 従五位下野守に叙任す。

天明七年六月二十二日 はじめて城地にゆくといとまをたまふ。

天明八年正月晦日 内裡炎上により、忠裕等仰をうけて仮の皇居を警衛す。……

寛政二年十二月十五日 禁裏造宮のとき、家臣等をして警固せしめしにより、禁裏仙洞より束帛をたまひ、……

寛政四年七月十五日 奏者番となり、

寛政五年八月二十四日より寺社奉行をかぬ。

寛政八年十一月二十九日 西城若年寄となる。

寛政九年二月二十七日 若君(家慶)御元服のとき打乱箱の役をつとむ。

室は土井大炊頭利里が養女。

天明五年九月十日 丹波国篠山城主青山伯耆守忠講没前の乞にまかせて。弟久之助忠裕に遺領五万石をつがしむ。この忠講は。

致仕下野守忠高が子にて安永九年八月廿二日初見し。十二月十八日叙爵して伯耆守と称し。ことし七月十八日二十一歳にし

て卒せり。(日記、藩翰譜続編)

天明五年十二月十八日 従五位下に叙するもの廿五人。……青山久之助忠裕は下野守。……と称す。

天明七年六月廿二日 酒井修理大夫忠貫はじめ。就封の暇給ふ者二十八人。

天明八年正月晦日 この夜洛東団栗の辻より出火。禁裡炎上。二條御城焼亡。公家武家六十五宇。神社二百二十余社。寺院

九百二十八箇所。塔七ツ。町数三千百余。実に京の大火といふ。(池魚録) 主上下加茂へ行幸あり。公卿供奉す。……

寛政四年七月十五日 青山下野守忠裕。諏訪因幡守忠肅奏者番となる。

(寛政五年八月廿四日 記事なし)

寛政八年十一月廿九日 雁の間班水野出羽守忠友連判の列。寺社の奉行青山下野守忠裕少老となり。共に 若君に附させらる。

寛政九年三月朔日 若君(家慶)御元服御官位により。……若君御長袴めして上段御褥の上に着給へば。加冠掃部頭直中。理髮肥

後守容頌。泔杯出羽守忠友。打乱宮青山下野守忠裕。……

寛政十二年十月朔日 西城少老青山下野守忠裕大坂城代となり。従四位下に叙せらる。

寛政十二年十一月廿五日 老臣はじめ大坂城代青山下野守忠裕。御鷹の雁を奥にて賜ふ。この日下野守忠裕任所へ赴くにより金壹万両恩貸せらる。

寛政十三年正月七日 大坂城代青山下野守忠裕赴任により。備後国正興の御刀に御馬。時服そへ下さる。小姓組番頭石河壹岐守貞通は下野守忠裕引渡として登坂せしにより。金十枚たまひ共にいとまたまふ。

* 享和元年五月廿日 大坂定番保科越前守正率病免す。

* 享和元年五月廿二日 大坂破損奉行野間金三郎成澄小十人頭となり。……

* 享和元年六月廿七日 松平日向守直昭大坂定番となる。

* 享和元年七月朔日 土井能登守利貞。本多越中守忠誠。水野日向守勝愛。山口周防守弘致坂城加番のいとま給ふ。時服羽織そへ下さるる事差あり。又大番頭内藤甲斐守正範。建部内匠頭政堅坂城戌役の暇給ふ。賜物あり。與頭番士等も旧のごとし。

* 享和元年七月四日 大坂定番松平日向守直昭赴任により。例のままに金三千両恩貸せらる。

* 享和元年九月朔日 坂城定番松平日向守直紹任所への暇たまふ。賜物例におなじ。……。坂城定番引渡奉はりし新番頭小野

飛驒守則武共に暇給ふ。賜物は金時服羽織そへ下さる。

* 享和元年九月十五日 大坂加番永井山城守直弼。大関伊予守増輔。稲垣若狭守定淳。酒井右京亮忠盡帰謁して捧物す。……。

坂城戌役の大番頭遠藤左近将監胤富。堀内藏頭直皓帰謁す。與頭番士も同じ。

* 享和二年七月朔日 松平山城守信愛。松平宮内少輔忠恵。大岡越前守忠移。柳沢伊賀守信被。坂城加番にさされ暇たまふ。賜物規に同じ。……。大番頭菅沼新八郎定賢。菅沼伊賀守定候坂城在番の暇給ふ。同じ與頭。番士まで賜物旧の如し。

新八郎定賢叙爵して撰津守と改む。

* 享和二年九月朔日 大番頭内藤甲斐守正範。建部内匠頭政堅在番はてて帰謁す。與頭。番士も同じ。

享和二年十月十九日 所司代土井大炊頭利厚加判の列となり。大坂城代青山下野守忠裕所司代となり。侍従にすすみ。奏者番稲葉丹後守正湛大坂城代となる。大炊頭利厚。下野守忠裕が事。布衣以上のともがらへ戸田采女正氏教つたふ。水戸中納言治保卿へは。今朝牧野備前守忠精をつかはされ。また尾張中將斎朝卿幼稚により。家司めして同じく伝へらる。

享和二年十一月四日 京都所司代青山下野守忠裕。大坂城代稲葉丹後守正謹ともに任所に赴くにより。旧規もておのおの金壹万両の恩貸あり。

享和四年正月廿三日 京所司代青山下野守忠裕老臣の列となる。その事をけさしく紀伊中納言治宝卿に土井大炊頭利厚。水戸中

納言治保卿に戸田采女正氏教御使して伝へらる。……よてその事上直布衣のともがらに宿老牧野備前守忠精これを伝へ。

また尾張中将齊朝卿幼稚たるを以て。御使をまいらせられず。家司めして伝へらる。

文化元年三月廿八日 青山下野守忠裕京への暇給ひ。御手づから御羽織を下さる。

文化元年五月廿二日 青山下野守忠裕京より帰り謁す。

文政二年四月廿五日 青山下野守(忠裕)請ふむねもあるにより。御用の事免されて御懇詞あり。純子七巻を賜日。……

文政十年五月七日 青山下野守(忠裕)御懇の御詞ありて。一万石を加禄せらる。

文政十三年八月廿九日 青山下野守(忠裕)病により。職とかん事を請ひたてまつらざる事を聞しめしおよばれ。御懇旨加へられ月番を免され。心永く養生いたすべく仰せ出さる。

〔大阪編年史 第十四卷〕

寛政十二年十月一日、西丸若年寄青山忠裕、大坂城代トナル。(寛政日記、続徳川実紀、御触及口達、町触頭書、御触及口達、累代武鑑)

享和元年四月三日、大坂町奉行成瀬正定、長崎奉行ニ転ズ。(享和日記、続徳川実紀、御触及口達、矢部日記、累代武鑑)

享和元年四月七日、目付佐久間信近、大坂町奉行トナル。(享和日記、続徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

享和二年十月十九日、大坂城代青山忠裕、所司代ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行稲葉正満、之ニ代ル。(享和日記、森山孝盛日記、青山丹波

笹山家譜、稲葉淀家譜、続徳川実紀、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七巻 大阪人名辞彙〕 あおやまただみち^や 青山忠裕 城代

〔生没〕明和五・五・八一天保七・三・二六〔苗字〕青山〔名〕忠裕〔通称〕久之助〔号〕雲岫齋〔官位〕下野守・従四位下・若年寄・所司代〔生地〕江戸〔家系〕青山忠高男・忠講養父(子) 家譜

〔大坂袖鑑 享和ニ成八朔改〕

大坂御城代 所司代格

五万石

京橋口御城番

御役料 三千俵

一万二千五百石

玉造口御城番

御役料 三千俵

一万石

青山下野守忠祐

安部撰津守信亨

松平日向守直紹

寛政十二ヨリ

寛政七ヨリ

享和元ヨリ

居城 丹波多記郡笹山

在所武州榛沢郡岡部

御在所越後頸城郡絲魚川

*「忠祐」「多記郡」と記す。「頭城郡」は「頸城郡」が正しい。

47 稲葉

正諱まことのな

天明元丑四月廿一日 任御奏者番

稲葉丹後守(正諱)

天明七未四月十九日 寺社奉行兼

稲葉丹後守(正諱)

* 同 八申六月廿六日 加役御免

* 同 八申六月廿八日 加役御免

寛政四子十二月十六日 被任四品

享和二戌十月十九日 大坂御城代

稲葉丹後守(正諱)

* 同 四子正月廿三日 所司代

文化元子正月廿三日 京都所司代 被任侍従

稲葉丹後守(正諱)

同 三寅八月廿四日 於京都卒

* 加役御免の日付については、奏者番・寺社奉行の項で異なり、所司代の就任日付は同日で年号表現を異にする。

〔以上、柳営補任〕

〔寛政重修諸家譜〕

寛延二年(一七五九) 生る。 丹後守正益が二男、母は某氏。

安永二年九月(一七七三) 兄美濃守正弘が嗣となり、

安永二年十一月六日 遺領を継、山城、河内、摂津、近江、越後、下総等の国の内にいて十萬二千石を領し、山城国淀城に居す。

安永三年三月朔日 はじめて湊明院殿(家治)にまみえたてまつり、……

安永三年十二月十八日 従五位下丹後守に叙任し、

安永四年五月十五日 はじめて城地にゆくの暇をたまふ。

天明元年四月二十一日 奏者番となり、

天明四年八月十日 越後国の領知二万七千石を和泉国泉南、日根、近江国野洲、浅井、伊香、滋賀、栗太、甲賀、蒲生、下総国相馬、常陸国真壁、上野国勢多十三郡のうち(う)にう(じ)せむ。

天明七年四月十九日より寺社の奉行を兼。

天明八年六月二十六日 寺社の奉行をゆるさる。……

寛政四年十二月十六日 従四位下に昇り、

寛政十年十二月十九日 和泉国日根郡の封地を割て、常陸国真壁郡の内(う)につさる。 室は松平出羽守宗衍が女。

〔徳川実紀・統徳川実紀〕

安永二年十一月六日 山城国淀城主稲葉美濃守正弘子無かりければ、弟兵部正謹に家つがせんとの請を允して、原封十万二千石

を襲しむ。此正弘は、故の丹後守正益が長子にて、宝曆十二年閏四月十五日はじめて見参し。その年十二月十八日従五位下

して佐渡守と称し。のち美濃守とあらため。明和八年十一月廿日家つぎ。ことし九月十二日二十七歳にて身まかりぬ。(日記、藩翰譜続編)

記、藩翰譜続編)

安永三年三月朔日 稲葉兵部正謹。……はじめて拜謁す。

安永三年十二月十八日 けふ従五位下に叙するもの廿一人。……。稲葉兵部正謹は丹後守。……となる。

安永四年五月十五日 稲葉丹後守正謹。……初て就封のいとま下され。……

天明元年四月二十一日 松平和泉守乗完。稲葉丹後守正謹。阿部能登守正敏。牧野備前守忠精奏者番となる。

天明七年四月十九日 奏者番稲葉丹後守正謹寺社奉行を兼しめらる。

天明八年六月二十六日 寺社奉行稲葉丹後守正謹。土井大炊頭利和は兼職を免され。奏者番は旧のままに勤むべしとなり。

寛政四年十二月十六日 稲葉丹後守正謹従四位下にすすみ。……

享和二年十月十八日 奏者番稲葉丹後守正謹大坂城代となる。

享和二年十一月朔日 大坂城代稲葉丹後守正謹子長門守正備雁之間班となさる。

享和二年十一月四日 京都所司代青山下野守忠裕。大坂城代稻葉丹後守正謹とともに任所に赴くにより。旧規もておのおの金老万両の恩貸あり。

兩の恩貸あり。

*享和三年七月朔日 増山備中守正寧。三宅備後守康友。保科能登守正徳。京極加賀守高有坂城加番にさされていとまたまひ賜物差あり。……大番頭松平丹後守信圭。同じ與頭番士も坂城戎役の暇。……給ふ。おのおの賜物旧のごとし。

*享和三年九月朔日 松平山城守信愛。松平宮内少輔忠恵。大岡越前守忠移。柳沢伊賀守信被。坂城加番はててかへり謁す。……大番頭菅沼伊賀守定候坂城在番はて。及び與頭番士も同じ。

享和四年正月廿三日 大坂城代稻葉丹後守正謹京所司代となり侍從に任じ。奏者番兼寺社奉行阿部播磨守正由大坂城代となり従四位下に叙す。よてその事上直布衣のともがらに宿老牧野備前守忠精これを伝へ。また尾張中将奇朝卿幼稚たるを以て。御使をまいらせられず。家司めして伝へらる。

文化元年二月十九日 京所司代稻葉丹後守正謹。大坂城代阿部播磨守正由おのおの一万両の恩貸あり。これは任所に赴くによりてなり。

文化元年三月十四日 京所司代稻葉丹後守正謹赴任のいとまたまひ。寿命の御刀。御馬。黄金。時服。羽織を下さる。 台の上よりはちりめん五巻なり。

文化三年八月廿一日 所司代稻葉丹後守正謹任所において病により。番医山田立長をつかはさる。心用ひ療養すべしと。親族阿部主計頭正精めいてつたへられ。また丹後守正謹子長門守正備請ふまに看侍の暇下さる。

文化三年九月三日 京所司代稻葉丹後守正謹任所にて病に犯されしによてつかはされし番医山田立長かへり来りしかば。白銀三十枚をさづけらる。

〔大阪編年史 第十四卷〕

享和二年十月十九日、大坂城代青山忠裕、所司代ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行稻葉正謹、之ニ代ル。(享和日記、森山孝盛日記、青山丹波 笹山家譜、稻葉淀家譜、統徳川実紀、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

享和三年八月二十八日、大坂城代稻葉正謹、目安方役所ニ臨ム、之ヲ城代立会ノ嚆矢トス。(比田氏諸留)

〔大阪編年史 第十五卷〕

享和四年正月二十三日、大坂城代稻葉正謹、所司代ニ転ジ、寺社奉行阿部正由、之ニ代ル。(文化日誌、統徳川実紀、稻葉淀家譜、阿部棚

倉元忍家譜、御触及口達、口達触頭書、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 いなばまさのぶ 稲葉正謙 城代

〔生没寛延二・九・二九—文化三・八・二二〕〔苗字〕稲葉 〔名〕正湛 〔通称〕幸之助・凶書・兵部 〔官位〕丹波守・従四位下・侍
従・寺社奉行―所司代 〔生地〕江戸 〔墓〕洛西木辻村麟 〔法号〕寛量院仁翁義男 家譜

〔大坂袖鑑 享和三亥年頭改〕

大坂御城代 所司代格

十萬二千石

稲葉丹後守正楯

享和三ヨリ

居城 山城紀伊郡淀

京橋口御城番

二萬二千五百石

安部撰津守信亨

寛政七ヨリ

在所武州榛沢郡岡部

玉造口御城番

一万石

松平日向守直紹

享和元ヨリ

御在所越後頭城郡絲魚川

御役料 三千俵

〔御役録〕〔享和四・文化元年〕

御城代 御所司格

十萬二千石

稲葉丹後守正楯

享和二ヨリ

居城 山城紀伊郡淀

御定番

一万石

松平日向守直紹

享和元ヨリ

御定番

二萬二千五百石

阿部撰津守信亨

寛政七ヨリ

京橋口御役料 同断

48 阿部 正由まよゆ

寛政十年六月十九日

享和元西七月十七日

任御奏者番

寺社奉行兼

阿部播磨守(能登守 正由)

阿部播磨守(正由)

享和四子正月廿三日 大坂御城代 被任四品
 文化三寅十月十二日 京都所司代 被任侍從
 同 五辰十一月廿二日 於京都卒

阿部播磨守(正苗由)
 阿部播磨守(正由)

〔以上、柳宮補任〕

〔寛政重修諸家譜〕

明和六年 生る。紀伊中納言宗将卿の十一男、母は村上氏。

寛政五年正月二十五日 正識が養子となりて其女を室とす。

寛政五年六月十八日 はじめて將軍家(家彦)に拜謁し、

寛政五年十二月十六日 従五位下播磨守に叙任す。

寛政八年二月二十一日 封を襲、武藏・摂津両国のうちをいて十萬石を領し、忍城に住す。

寛政八年八月十五日 はじめて城地に行のいとまをたまふ。

寛政十年六月十九日 奏者番となる。 室は正識が養女。

〔統徳川実紀〕

寛政十年六月十九日 阿部播磨守正由。土屋但馬守泰直。牧野内膳正康儀奏者番となる。

享和元西七月十七日 奏者番阿部播磨守正由寺社の奉行をかねしめらる。

享和四年正月廿三日 大坂城代稲葉丹後守正誥京所司代となり侍從に任じ。奏者番兼寺社奉行阿部播磨守正由大坂城代となり從

四位下に叙す。よてその事上直布衣のともがらに宿老牧野備前守忠精これを伝へ。

文化元年四月廿二日 大坂城代阿部播磨守正由任所へのいとま給ひ。鎮静の御刀。御馬。時服を下さる。

文化元年六月十三日 小姓組番頭津田山城守信久は播磨守正由引渡の事命ぜられ。……いとま下さる。

文化元年七月朔日 小姓組番頭津田山城守信久大坂城代引渡はててかへり謁す。

……。大番頭高木主水正正剛。細川長門守興徳坂城在番の暇たまふ。與頭番土も同じ。賜物旧規の如し。

*文化元年九月十五日 三宅備後守康友。保科能登守正徳。京極加賀守高有坂城加番はててかへり謁す。……。大坂戌役はて

てかへりし大番頭永井大和守直諒。松平丹後守信圭。両與頭番士も同じ。

*文化元年九月廿七日 大坂定番阿部撰津守信亨病免す。

*文化元年十月十二日 大番頭堀近江守直起大坂定番となり。……

*文化元年十月廿七日 大坂定番堀近江守直起任所に赴くによて。請ふままに金三千兩の恩貸あり。

*文化元年十二月十五日 大坂定番堀近江守直起はじめて赴任のいとま下さる。賜物旧に同じさまなり。……新番頭岩本石見

守正倫は金。時服。羽織給ひ。大坂定番引渡し命ぜられ暇下さる。

*文化二年七月朔日 酒井大和守忠嗣。永井信濃守直方は坂城加番の御暇下され賜物規の如し。……大番頭本庄近江守道昌。

浅野中務少輔長富坂城在番の暇給ふ。與頭番士も同じ。

*文化二年閏八月朔日 松平彈正忠正路。小笠原信濃守長禎。本多大和守忠居は大坂加番はててかへり謁す。……大番頭細

川長門守興徳。高木主水正剛坂城より在番はてて帰り謁す。同じ與頭番士も同じ。

*文化三年七月朔日 松平山城守信立。土井伊予守利謙。大關美作守増陽。内藤播磨守政環坂城加番にさされ暇下され。……

大番頭丹羽式部少輔氏昭。田沼玄蕃頭意正坂城在番の暇給ふ。與頭番士も同じ。

*文化三年七月廿三日 大坂定番松平日向守直紹病免す。

*文化三年九月朔日 板倉内膳正勝長。酒井大学頭忠礼。土方大和守義苗。永井信濃守直方。大坂加番はててかへり謁す。

文化三年十月十二日 大坂城代阿部播磨守正由京所司代となり侍従に任ず。少老松平能登守乗保大坂城代となり従四位下にのぼ

る。奏者番兼寺社奉行水野出羽守忠成少老となる。よて播磨守正由。出羽守忠成転職の事。布衣以上直の輩へ。芙蓉間にし

て宿老列座して土井大炊頭利厚これを伝ふ。

文化三年十一月十一日 京所司代阿部播磨守正由任地に赴くによて。請ふままに金老万兩恩貸あり。

文化五年十一月二十日 所司代阿部播磨守正由病るにより。治療として寄合医上領玄碩利岑をつかはさる。保護すべきむね一族

内藤豊前守信敷してつたへらる。

文化五年十一月晦日 寄合医上領玄碩利岑は。所司代阿部播磨守正由病により。かしこへ赴きて帰りしかば。其恩賜として黄金

三枚を下さる。

文化五年十二月十日 奏者番兼寺社奉行酒井鞆負佐忠進京所司代となり。従四位下の侍従に任ず。

〔大阪編年史 第十五卷〕

料

倉・元忍家譜、御触及口達、口達触頭書、御触及口達、累代武鑑、梅崖先生伝

文化元年六月、大坂城並ビニ町奉行所付近及ビ民家ニ接近シタル地ニ於テ、煙火ヲ揚グルヲ禁ズ。(御触及口達、口達触頭書)

文化二年十一月二十日、城代ノ目付又ハ家臣ト称シ、不法ノ行為ニ及ブ者アラバ、抑留出訴ス可キヲ令ス。(御触及口達)

文化三年八月十二日、大坂町奉行水野忠道、小普請奉行平賀貞愛、之ニ代ル。(文化日記、統徳川実紀、御触及口達、累

代武鑑)

文化三年十月十二日、大坂城代阿部正由、京都所司代ニ転ジ、若年寄松平乗保、之ニ代ル。(文化日記、阿部棚倉家譜、松平岩村家譜、統徳川実紀、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 あへまさより 阿部正由 城代

〔生没明和元・一一—文化五・一一〕〔苗字〕阿部 〔名〕正由 〔官位〕播磨守・従四位下 〔生地〕江戸 〔家系〕徳川宗将男・阿部

正識養子 家譜

〔大坂袖鑑 文化二丑ノ八朔〕

大坂御城代 所司代格

拾万石

阿部播磨守正由

文化元ヨリ

京橋口御城番

御役料 三千俵

玉造口御城番

御役料 三千俵

一万石

堀近江守直起

寛政七ヨリ

一万石

松平日向守直紹

享和元ヨリ

居城 武州崎玉郡忍

在所越後苅羽郡椎谷

御在所越後頭城郡絲魚川

49 松平 乗保

のりやす

天明三卯九月朔日

任御奏者番

松平能登守(乗保)

* 寛政十年七月廿四日

卒

寛政十年七月廿四日

若年寄 西丸

松平能登守(乗保)

文化元子八月十三日

若年寄 御本丸上席

文化三寅十月十二日

大坂御城代 被任四品

松平能登守(乗保)

同 七年六月廿五日

西丸老中 被任侍従

(四品) 松平能登守(乗保)

文政九戌七月八日

卒

〔以上、柳宮補任〕

〔寛政重修諸家譜〕

寛延二年 生る。父朽木土佐守玄綱が九男、母は浅田氏。

明和七年十二月二十四日 松平能登守乗瀧の養子となり、

明和八年三月十五日 はじめて浚明院殿(家治)に拝謁し、

明和八年十二月十八日 従五位下河内守に叙任す。

天明元年四月二十二日 封を襲、美濃駿河両国のうちにをいて三万石を領し、美濃国岩村城に住す。

天明元年六月十五日 初めて城地にゆく暇を賜ひ、

天明三年九月十六日 能登守にあらたまむ。

天明四年五月十五日 奏者番となり、

寛政十年七月二十四日 西城の若年寄に転ず。室は松平周防守康福が女。

〔徳川実紀・続徳川実紀〕

明和八年三月十五日 松平能登守乗瀧が養子慥五郎乗保初見す。(日記)

明和八年十二月十八日 従五位下に叙せらるるもの二十二人。……松平能登守乗瀧が養子慥五郎乗保は河内守。……と改む。(日記)

(記)

天明元年四月廿二日 けふ美濃国岩村の城主松平能登守乗瀧致仕し。その養子河内守乗保をして。所領三万石を襲しむ。この乗

藁。実は松平左近將監乘邑が三男なりしが。故の能登守乘賢が世つぎとなり。寛保元年四月朔日はじめて拜謁し。其年十二月十九日叙爵し美作守と称し。のち能登守と改め。延享三年六月廿五日家つぎてのち。宝曆十二年十二月九日奏者番となり。安永四年閏十二月十一日従四位下へのぼり。九年八月廿六日病もて職を辞し。けふ致仕して。天明三年七月六日六十八歳にうせぬなり。(日記、藩翰譜続編)

天明元年六月十五日 就封の暇たまはるもの二十五人。……松平河内守乗保。……ははじめてなり。(日記)

天明四年五月十五日 板倉左近將監勝政。西尾隠岐守忠精。松平能登守乗保。植村右衛門佐家利奏者番となる。(日記)

寛政十年七月廿四日 奏者番松平能登守乗保西城少老となる。

文化三年十月十二日 大坂城代阿部播磨守正由京所司代となり侍従に任ず。少老松平能登守乗保大坂城代となり従四位下へのぼる。

文化三年十一月十二日 大坂城代松平能登守乗保任地に赴くによて。請ふままに金一万両の恩貸あり。

文化三年十一月十五日 大坂城代松平能登守乗保子貞太郎。……初見したてまつる。

文化三年十一月十六日 宿老松平伊豆守信明。牧野備前守忠精。土井大炊頭利厚。青山下野守忠裕。安藤対馬守信成。京所司代阿部播磨守正由。大坂城代松平能登守乗保に。大奥にして御鷹の雁を下さる。

文化三年十一月廿九日 寒に入りしかば。日光門主。三家の方々使し。溜間詰。所司代。大坂城代。高家。詰衆。奏者番まうのほり御けしきうかがふ。

(文化四年正月から十二月まで 卷四十二欠失)

*文化五年正月廿三日 稲垣若狭守定淳大坂定番となり。……

*文化五年二月七日 大坂定番稲垣若狭守定淳任所に赴くによて金三千両の恩貸あり。

*文化五年四月朔日 大坂定番稲垣若狭守定淳はじめて赴任のいとまたまひ。金時服を下さる。新番頭大久保大隅守景章はおなじ引渡の事命ぜられいとま下され。金三枚。時ふくに羽織そへて給ふ。

*文化五年六月朔日 ……新番頭大久保大隅守景章は大坂よりかへり。共に謁したてまつる。

*文化五年七月朔日 松平山城守信行。土井伊予守利謙。新庄越前守直計坂城加番命ぜられ暇下さる。賜もの規におなじ。

……大番頭本多大隅守政房。太田志摩守資同。同じ與頭番土等坂城在番の暇給ふ。賜物旧の如し。

*文化五年九月朔日 大久保佐渡守忠成。酒井大学頭忠礼。青木甲斐守一貞。本多大和守忠居。坂城加番はててかへり謁す。

*文化六年五月六日 参河国田原城主三宅備後守康友坂城にして卒す。歳四十五。(文化五年六月坂城加番にさされ)

*文化六年七月九日 板倉伊予守勝意。酒井右京亮忠蓋は坂城加番にさされ暇下され。賜はりもの時ふく羽織そへ下さる。

……大番頭田沼玄蕃頭意正。高木伊勢守守富坂城在番はてて謁見す。與頭番士等おなじ。

*文化六年九月朔日 松平山城守信行。土井伊予守利謙。大坂城加番はててかへり謁す。

文化七年六月廿五日 けさ紀伊中納言。尾張中納言に青山下野守御使し。水戸宰相に土井大炊頭御使して。大坂城代松平能登守

(乗保)加判の列に加へられ侍従に任せられ。大納言殿に付属せらる。奏者番兼寺社奉行大久保安芸守(忠真は大坂城代

となり従四位下にすむ。かくて能登守が事。上直布衣以上のともがらに。芙蓉間にして宿老これを伝ふ。

文政九年七月二日 松平能登守(乗保)病により職とかん事を。大番頭松平縫殿頭して請ひ申せしに。なを心ながく保生あるべし

となり。先手頭細井出雲守そひて出る。

文政九年七月六日 大久保筑前守上使として。松平能登守が病を問はせられ。味噌漬の鯛魚を贈らせらる。

文政九年七月八日 西城宿老美濃国岩村の城主松平能登守乗保卒す。よて音楽をとどめらるる事三日。この乗保は。(以下数行空

白)

文政九年七月九日 松平能登守乗保うせしにより。雁間詰。菊間縁類詰。諸番頭。諸物頭。諸役人まものぼり御けしきうかがふ。またその子河内守乗美がもとに。少老堀田摂津守上使として香銀三十枚を贈らせらる。

〔大阪編年史 第十五卷〕

文化三年十月十二日、大坂城代阿部正由、京都所司代ニ転ジ、若年寄松平乗保、之二代ル。(文化日記、阿部棚倉家譜、松平岩村家譜、統

徳川実紀、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

文化四年正月十三日、堀奉行ノ参府中、堀及比和泉ノ町村民ニ対スル訴訟事件ハ、大坂町奉行所ニ於テ訴状ニ裏書ヲ与ヘ対決セシ

ム。(御触及口達)

文化四年二月十三日、老中安藤信成来坂シ、十七日ヲ以テ去ル。(御触及口達)

文化四年十一月二十二日、大坂城代地目付・札廻足輕等ヨリ用向ヲ命ゼラレタル町人等ノ権柄ヲ以テ市民ニ臨ムヲ禁ズ。(御触及

口達)

文化五年八月二十四日、大坂町奉行佐久間信近、持弓頭ニ転ジ、目付斎藤利道、之二代ル。(統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑、大坂武

料

文化七年六月二十五日、大坂城代松平乗保、老中ニ転ジ、寺社奉行大久保忠真、之二代ル。(文化日記、松平岩村家譜、大久保小田原家譜、
続徳川夷紀、御触及口達、累代武鑑)

資

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まつだいらのりやす 松平乗保 城代

〔生没〕寛延^(二七四九)—文政九・六・二六 〔苗字〕松平 〔名〕乗保 〔官位〕河内守・能登守・従四位下・侍従・若年寄—老中

〔墓〕上野 春性院 〔法号〕尚道院 家譜

〔御役録〕〔文化四年〕

御 城 代 御所司格

三万石

松平能登守乗保

文化四ヨリ

居城 濃州恵那郡岩村

御 定 番 玉造口御役料
二千俵

一万石

本庄式部少輔道昌

文化四ヨリ

御 定 番 京橋口御役料
同 断

一万石

堀近江守直起

文化元ヨリ

〔大坂袖鑑 文化六巳年頭〕

大坂御城代 所司代格

三万石

松平能登守乗保

文化四ヨリ

居城 濃州恵那郡岩村

京橋口御城番 御役料
三千俵

一万三千四十三石

稲垣若狭守定淳

文化五ヨリ

在所越後荊羽郡椎谷

玉造口御城番 御役料
三千俵

一万石

本庄式部少輔道昌

文化四ヨリ

濃州山縣郡高富

50 大久保忠真

〔五五五五〕

〔寛政重修諸家譜〕

安永七年 生まる。父は加賀守忠顕、母は杉山氏。

寛政四年閏二月十五日 はじめて將軍家(家老)にまみえたてまつる。時に十五歳

寛政四年十二月十六日 従五位下出羽守に叙任す。

寛政八年正月十八日 封を襲、相模、伊豆、駿河、河内、美作、武蔵、常陸等の国のうちをいて十一万三千百石余を領し、小田原の城に住す。

寛政八年二月十五日 はじめて城地にゆくのとまをたまふ。

寛政十二申八月十七日

任御奏者番

大久保安芸守(忠真)

享和四子正月廿八日

寺社奉行兼

大久保安芸守(忠真)

文化七年六月廿五日

大坂御城代 被任四品

大久保安芸守(加賀守 忠真)

* 同十二年亥四月十六日

所司代

大久保加賀守(忠真)

* 文化十二年亥四月六日

京都所司代 被任侍従

大久保加賀守(忠真)

同 年六月廿八日

御役地一万石宛以来被下置

* 文政元寅八月六日

加判判

* 文政元寅八月二日

老中

(侍従)大久保加賀守(忠真)

同 六未八月

来々四年日光御宮御参詣之節御供

天保五年三月十二日

御勝手掛リ

同 七申八月四日

数年出精相勤候二付向後爪折立傘打揚

腰網代乗物御免并虎皮御腰覆被下、其

上御懇之上意其俣相勤可申旨

同 八酉三月十九日

卒

〔以上、柳宮補任〕

* 所司代就任日は大阪城代・所司代の各項で、老中就任日は所司代・老中の各項で日付を異にしており、統実紀が参考となる。

寛政八年十一月晦日 安芸守にあらたむ。

室は松平(蜂須賀)阿波守治昭が女。

〔統徳川実紀〕

寛政十二年八月十七日 大久保安芸守忠真。大番頭小笠原近江守貞温奏者番となり。……

文化元(享和四)年正月廿八日 奏者番大久保安芸守忠真寺社の奉行を兼しめられ。……

文化七年六月廿五日 奏者番兼寺社奉行大久保安芸守(忠真)は大坂城代となり従四位下にすむ。

*文化七年七月朔日 朽木土佐守。加藤越中守。米倉丹後守。米津伊勢守は坂城加番にさされいとま賜ふ。

*文化七年九月朔日 板倉伊予守。阿部駿河守。酒井右京亮は坂城加番はててかへり謁す。分部若狭守は同じくかへりしが。

病にて使まいらす。

*文化八年七月朔日 大久保佐渡守。増山備中守。松平縫殿頭。柳沢信濃守大坂加番命ぜられ暇下さる。

*文化八年九月十五日 朽木土佐守。加藤越中守。米津伊勢守は坂城加番はててかへり謁す。

*文化九年七月朔日 土井甲斐守。本多越中守。水野日向守は坂城加番にさされ暇下され。……

*文化九年九月朔日 増山備中守。松平縫殿頭。柳沢信濃守は坂城加番はて。……かへり謁す。

*文化十年七月朔日 松平山城守。安部撰津守。大関土佐守。松平日向守坂城加番命ぜられ暇下さる。

*文化十年九月朔日 土井甲斐守。本多越中守。水野日向守。青木甲斐守大坂加番はててかへり謁す。……。堺奉行松浦大膳

赴任の暇下さる。

*文化十一年七月朔日 黒田豊前守。小笠原相模守。内藤式部少輔。酒井右京亮は坂城の加番命ぜられ暇たまひ。……

*文化十一年九月十五日 松平山城守。大関土佐守坂城加番はててかへり謁す。

*文化十一年九月廿三日 使番横田源太郎。書院番稲葉大膳大坂目付はてて帰謁す。

*文化十一年十月十五日 安部撰津守は大坂城加番はて。……帰謁す。

文化十二年四月十六日 大坂城代従四位下大久保加賀守(忠真)京所司代となり侍従に任ず。よて其事上直布頃も以上に宿老これ

を伝ふ。

文化十二年五月十六日 京所司代大久保加賀守任地に赴くによて。請ふままに金一万兩の恩貸あり。

文化十二年七月九日 酒井讃岐守京への御いとま下され。御手づから御羽織を賜ふ。京所司代大久保加賀守任地へのいとま下され

れ。備前国真長の御刀。御馬。時服。黄金。御羽織を下さる。

文化十二年九月六日 酒井讃岐守京より帰り謁す。

文化十三年十二月廿五日 大久保加賀守(忠真)が公私の費用をおぼしめされて。金五千兩の恩貸あり。

文化十四年三月十二日 大久保伊「加」賀守封地火災。かつ京都大札あるによて。金五千兩の恩貸あり。

文政元年八月二日 水野出羽守(忠成)。大久保加賀守(忠真)加判の列に加へらる。

(卷六十八から卷七十まで、天保三年七月十五日〜天保六年十二月まで、欠失)

天保八年三月十六日 大久保加賀守病により。同姓出雲守して職とかん事を請ひたてまつるといへども。心永く保養すべしとなり。先手頭大久保弥五右衛門添ていづる。

天保八年三月二十日 よべ大久保加賀守うせしかば。御けしきうかがひの事さたあり。音楽停廃のうちたるにより。わけてその

さたなし。

天保八年三月廿一日 紀尾のかたがた使し。溜詰。高家。詰衆。奏者番。諸番頭。諸物頭。布衣以上まうのほり御制中御けしき

うかがひ。また大久保加賀守が事によて。諸衆。布衣以上すべてまうのほり御けしきうかがふ。少老長井肥前守上使として。

大久保仙丸がもとに香銀三十枚をおくらせらる。その祖父加賀守うせしによてなり。

〔大阪編年史 第十五卷〕

文化七年六月二十五日、大坂城代松平乗保、老中ニ転ジ、寺社奉行大久保忠真、之二代ル。(文化日記、松平岩村家譜、大久保小田原家譜、

続徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

文化九年六月十二日、大坂城代・町奉行ノ家臣又ハ城内ノ仲間・小者ト称シ、町家ニ於テ金錢ヲ強請スル者アラバ、憚ルコトナク

告訴セシム。(御触及口達)

〔大阪編年史 第十六卷〕

文化十年十二月、是月、大坂町奉行斎藤利道、事ヲ以テ免ゼラレ、駿府町奉行水野忠篤、之二代ル。(文化日記、続徳川実紀、御触及口達、

御触及口達、累代武鑑)

文化十二年四月十六日、大坂城代大久保忠真、所司代トナル。(文化日記、大久保相模小田原家譜、御触及口達、累代武鑑、日申御記、続

徳川実紀)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 おおくぼただぎね 大久保忠真 城代

〔生没〕天明元—天保八・三・一九 〔苗字〕大久保 〔名〕忠真 〔通称〕秀次郎 〔官位〕安芸守・寺社奉行—所司代
〔家系〕大久保忠顕男 家譜

〔大坂袖鑑 文化十一年頭改〕

大坂御城代 所司代格

十一万三千百二十九石余

大久保加賀守忠真

文化七ヨリ

居城 相州足柄下郡小田原

在所越後荊苜郡椎谷

文化五ヨリ

濃州山縣郡高富

文化四ヨリ

京橋口御城番

御役料 二千俵

玉造口御城番

御役料 二千俵

一万三千四十三石余

稲垣若狭守定淳

本庄式部少輔道昌

一万石

〔御役録 戊午頭改〕(文化十一年)

御城代 御所司格

十一万三千百二十九石余

大久保加賀守忠真

文化七ヨリ

居城 相州足柄下郡小田原

御定番 玉造口御役料 一万石

二千俵

御定番

京橋口御役料 同断

一万三千四十三石余

本庄式部少輔道昌

稲垣若狭守定淳

文化四ヨリ

文化五ヨリ

〔御役録〕(文化十二年)

御城代 御所司格

十一万三千百二十九石余

大久保加賀守忠真

文化七ヨリ

居城 相州足柄下郡小田原

御定番 玉造口御役料 一万石

三千俵

御定番

京橋口御役料 同断

一万三千四十三石余

本庄式部少輔道昌

稲垣若狭守定淳

文化四ヨリ

文化五ヨリ

遠州山縣郡高富

江州神崎郡山上

51 松平 輝延てるのぶ

享和元酉六月廿七日 任御奏者番
 享和二戌四月廿八日 寺社奉行兼
 文化十二亥四月廿九日 大坂御城代 被任四品
 同 年六月廿八日 以来御役地一万石宛被下
 文政五年六月朔日 辞、溜間二而御機嫌可伺旨

松平右京亮(輝延)
 松平右京亮(輝延)
 松平右京亮(右京大夫 輝延)

〔以上、柳宮補任〕

〔寛政重修諸家譜〕

安永四年(一七五五) 生まる。右京大夫輝高が三男。母は某氏。
 天明八年十一月十日 兄輝和が嗣となり、
 寛政四年二月二十八日 初めて將軍家(家斉)にまみえたてまつり、
 寛政四年十二月十六日 従五位下美濃守に叙任す。 室は松平伊豆守信明が養女。

〔統徳川実紀〕

享和元年六月廿七日 松平和泉守乘寛。松平右京亮輝延奏者番となり。松平日向守直昭大坂定番となる。
 享和二年四月廿八日 奏者番松平右京亮輝延寺社の奉行を兼しめらる。
 文化十二年四月廿九日 松平右京大夫(輝延)大坂城代となり従四位下にすむ。
 文化十二年五月五日 松平右京大夫子美濃守父の蔭もて雁間詰命ぜらる。
 文化十二年五月廿七日 大坂城代松平右京大夫請ふままに金一万兩の恩貸あり。
 文化十二年六月廿二日 大坂城代前寺社奉行松平右京大夫。…日光山御法会のことつとめしをもて時服をたまひ。或は別に黄金を下さる。…

*文化十二年七月朔日 大久保佐渡守。水野日向守。遠藤但馬守。堀近江守坂城加番命ぜられいとま下さる。
 文化十二年七月廿八日 大坂城代松平右京大夫任地への暇下され。豊前国行長の御刀。御馬。時服を下さる。

- *文化十二年九月朔日 黒田豊前守。小笠原相模守。内藤豊後守。酒井右京亮は坂城加番はてて帰り謁す。
- *文化十三年七月朔日 永井出羽守。増山備中守。酒井大和守。大岡越前守は坂城加番にさされていとま下さる。
- *文化十三年閏八月朔日 大久保佐渡守。水野日向守。遠藤但馬守。堀近江守坂城加番はててかへり謁す。
- *文化十四年七月朔日 朽木土佐守。三宅備中守。新庄越前守坂城加番にさされいとま下され。……
- *文化十四年九月朔日 永井肥前守。増山河内守。大岡越前守坂城加番はててかへり謁す。
- *文化十五年二月二日 土岐山城守。水野日向守。京極加賀守。井上筑後守とし大坂加番の事命ぜらる。
- *文政元年六月廿二日 大坂定番本庄河内守病免す。
- *文政元年七月朔日 土岐山城守。水野日向守。京極加賀守。井上筑後守は坂城加番にさされて暇下さる。
- *文政元年八月八日 大番頭山口周防守大坂定番となり。……
- *文政元年九月朔日 朽木土佐守。内藤山城守。三宅对馬守。新庄越前守坂城加番はててかへり謁す。
- *文政二年七月朔日 板倉甲斐守。板倉越中守。内藤播磨守。稲葉播磨守坂城加番にさされていとま下さる。
- *文政二年九月朔日 土岐山城守。水野日向守。京極飛騨守。井上筑後守大坂加番はててかへり謁す。……
- *文政二年十二月六日 安房国館山の領主稲葉播磨守正盛。かしこ大坂城にありて卒す。とし二十九。
- *文政三年七月朔日 本多弾正少弼。永井信濃守。大久保佐渡守坂城加番にさされいとま下さる。本多肥後守は封地にあるを
もて。これよりさき奉書をもつたふ。
- *文政三年九月朔日 内藤播磨守。前田大和守は坂城加番はててかへり謁す。……
- *文政四年七月朔日 松平山城守。石川中務少輔。本多肥後守。松平丹後守は坂城加番にさされていとま賜ふ。
- *文政四年九月十五日 大久保佐渡守。本多弾正少弼は大坂城加番はてて帰り謁す。……。大坂船手頭太田運八郎赴任の暇た
まひ。布衣の土にくはへらる。
- *文政四年十一月廿一日 大坂定番稲垣安芸守病免す。
- *文政四年十二月十二日 大番頭大久保出雲守大坂城定番となる。
- *文政四年十二月十九日 大坂定番大久保出雲守任に赴くにより。請ふままに金三千兩の恩貸あり。
- *文政五年二月十五日 大坂定番大久保出雲守赴任のいとま下さる。……。新番頭蟠川大和守大坂定番伝職の事命ぜられいと
またまふ。

文政五年七月朔日 大坂城代松平右京大夫(輝延)病免して雁間席となり。まうのぼりては溜間にて御けしきうかがふべしとなり。
 文政五年八月十五日 松平右京大夫はじめ就封のいとまたまはるもの九人。

文政六年十一月十三日 けさ水野出羽守を水戸宰相のもとに御使し。松平右京大夫(輝延)を加判の列に加へらる。やがて布衣以上宿直のともがらへは。芙蓉間にして宿老。少老列座侍座して青山下野守これをつたふ。

文政六年十一月十七日 紅葉山御宮に松平右京大夫代参す。

文政八年二月十三日 松平右京大夫(輝延)病により。朽木隠岐守をして職とかん事を請ひ申せしに。宿老連坐始松平和泉守申すは。病いまだ久しくもあらず。ゆるゆる療養あるへしとなり。先手頭細井出雲守添て出る。

文政八年二月十六日 松平右京大夫が病を問はせられて。中野播磨守上使として。味噌漬鯛魚一捲をおくらせらる。
 文政八年二月十七日 この日宿老松平右京大夫(輝延)卒せしかば。音楽を停めらるる事三日。

文政八年二月十八日 松平右京大夫うせしにより。雁菊間詰衆。諸番頭。諸物頭。布衣以上まうのぼり御けしきうかがふ。また増山河内守上使として。その子松平錫がもとに香資の銀三十枚をおくらせらる。

〔大阪編年史 第十六卷〕

文化十二年四月二十九日、奏者番兼寺社奉行松平輝延、大坂城代トナル。(廻状留、御触及口達、累代武鑑、統徳川実紀)

文化十二年八月二日、大坂町奉行水野忠篤、式部卿徳川斉順ノ傳トナル。(廻状留、御触及口達、累代武鑑、統徳川実紀)

文化十二年八月十二日、普請奉行荒尾成章、大坂町奉行トナル。(廻状留、御触及口達、累代武鑑、統徳川実紀)

文化十二年八月二十二日、是ヨリサキ、老中酒井忠進、市中ヲ巡見ス、是日、忠進大坂ヲ発ス。(御触及口達)

文化十三年四月二十四日、大坂町奉行平賀貞愛、西丸旗奉行トナル。(統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

文化十三年五月朔日、目付彦坂紹芳、大坂町奉行トナル。(廻状留、御触及口達、累代武鑑、統徳川実紀)

文化十四年十二月二十四日、城代・町奉行ノ家臣、又ハ城内ノ仲間・小者ト称シ、町家ニ於テ金錢ヲ強請スル者アラバ、憚ル所ナク

告訴セシム。(御触及口達)

文政三年三月十七日、大坂町奉行荒尾成章、江戸町奉行ニ転ズ。(文政日記、文政録、文政以来日記、統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

文政三年四月一日、目付内藤矩佳、大坂町奉行トナル。(文政録、御覺之控、統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

文政三年十月十七日、大坂町奉行彦坂紹芳、旗奉行ニ転ズ。(統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

文政三年十一月十五日、山田奉行高井実徳、大坂町奉行トナル。(統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

文政四年正月四日、大坂町奉行、城代ノ旨ヲ承ケ、客歳市中静謐ナリシヲ以テ惣年寄以下ヲ賞ス。(御触及口達)

文政五年七月朔日、大坂城代松平輝延、病ヲ以テ職ヲ免ゼラル。(統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まつだいらてるのぶ おおこうちてるのぶ 大河内輝延 城代

〔生没〕安永四・二二・一五―文政八・二二・一七 〔苗字〕松平 〔本姓〕大河内 〔名〕輝延 〔官位〕右京亮・右京大夫・従四位下・美濃守 〔生地〕江戸 〔法号〕靈護院春沢慈潤 〔家系〕松平実輝男 家譜

〔御役録 寅年頭改〕〔文政元年〕

御 城 代 御所司格

八万一千石

松平右京大夫輝延

文化十二ヨリ

居 城 上州群馬郡高崎

御定番 玉造口御役料 三千俵

一万石

本庄河内守道昌

文化四ヨリ

遠州山縣郡高富

御定番 玉造口御役料 同断

一万三千四十三石余

稻垣若狭守定淳

文化五ヨリ

江州神崎郡山上

〔御役録 寅八朔改〕〔文政元年〕

御 城 代 御所司格

八万一千石

松平右京大夫輝延

文化十二ヨリ

居 城 上州群馬郡高崎

御定番 玉造口御役料 三千俵

空 白

空 白

空 白

空 白

御定番 玉造口御役料 同断

一万三千四十三石余

稻垣若狭守定淳

文化五ヨリ

江州神崎郡山上

文化九申三月十二日

同十四丑八月廿四日

文政五年七月八日

文政八酉五月十五日

文政九戌十一月廿三日

天保五年三月十一日

同 六未九月廿九日

同 年十二月九日

任御奏者番

寺社奉行兼

大坂御城代

京都所司代 被任侍従

加判列ノ老中

御勝手掛リ

依願御免

其方勤役中仙石道之助家来共仕置当リ

之儀、弟松平主税ヨリ承合候處夫々及

挨拶、其上道之助祖父播磨守致病死忌

中ニ相成候ニ付、右仕置等申付候日間

猶又問合候處、他江洩ス間敷宝曆度評

定所一座之伺濟書物写取調相添、内々

主税江差遣候故、同人ヨリ道之助家来

相達候次第ニ至候段、重キ御役相勤候

節之儀別而不埒ニ被思召候、依之隠居

急度慎ミ可有候、倅左近將監江家督無

相違被下、追而領分所替被仰付候旨於

松平伯耆守宅申渡

松平周防守(康任)

松平周防守(康任)

松平周防守(康任)

松平周防守(康任)

(侍従)松平周防守(康任)

〔寛政重修諸家譜〕

父佐渡守康道が長男、母は五嶋淡路守盛道が女。

〔以上、柳營補任〕

寛政八年三月十五日 はじめて將軍家に拝謁す(時に十七歳)。

〔統徳川実紀〕

寛政八年三月十五日 はじめて謁を給ふものは、大番頭松平下野守康道子軍次郎健康正。……その他の者数多し。

文化九年三月十二日 松平伯耆守。松平周防守。青山大藏少輔奏者の事命ぜらる。

文化十四年八月廿四日 奏者番松平周防守(康任)は寺社の奉行を兼ね命ぜられ。……

文政五年七月八日 寺社奉行松平周防守(康任)大坂城代となり。従四位下にのぼる。

* 文政五年七月朔日 内藤大和守。水野日向守。前田大和守坂城加番にさされ。……赴任のいとまたまふ。

* 文政五年七月十日 内藤山城守坂城加番にさされいとま下さる。

文政五年八月九日 松平周防守任に大坂に赴くによて。請ふままに金一万両の恩貸あり。

* 文政五年九月十五日 松平山城守。石川中務少輔。本多肥後守坂城加番はててかへり謁す。

文政五年十月朔日 大坂城代松平周防守任所の暇たまひ。御刀。御馬を下さる。

* 文政六年二月十八日 堺奉行松平石見守病免す。

* 文政六年四月廿二日 堺奉行水野藤右衛門。……赴任の暇下され。藤右衛門は叙爵して遠江守と改む。

* 文政六年七月朔日 朽木隠岐守。保科弾正忠。米津伊勢守。柳沢伊勢守坂城加番にさされ。……いとまたまふ。

* 文政六年九月朔日 内藤大和守。水野日向守。前田大和守坂城加番はててかへり謁す。

* 文政七年七月朔日 松平山城守。三浦備後守。三宅備前守。青木民部少輔坂城加番にさされ暇たまふ。

* 文政七年閏八月朔日 朽木隠岐守。保科弾正忠。米津伊勢守。柳沢伊勢守坂城加番はててかへり謁す。

文政八年五月十五日 松平周防守(康任)所司代となり侍従に任じ。……水野出羽守は所司代伝職の事命ぜらる。また周防守所司代命ぜらるるの事。上直布衣以上に出羽守これを伝ふ。

文政八年六月十一日 京の所司代松平周防守。大坂城代水野左近将監任に赴くにより。おのおの金一万両の恩貸あり。

文政九年十一月廿三日 京都所司代松平周防守(康任)加判の列に加へられ。……

文政十年正月十五日 松平周防守京地への御暇あり。御手づから羽織を賜ふ。

(卷六十八から卷七十まで、天保三年七月十五日〜天保六年十二月まで、欠失)

〔大阪編年史 第十六卷〕

文政五年七月朔日、奏者番兼寺社奉行松平康任、大坂城代トナル。(統徳川実紀、御触及口達 累代武鑑)

文政五年十一月二十六日、老中松平乗寛来坂シ、三十日ヲ以テ去ル。(反古鑑)

文政六年二月四日、三郷四十余町ノ年寄・町代ヲ町奉行所ニ召シ、夜警ノ厳ナルヲ賞ス。(御触及口達)

文政八年五月十五日、大坂城代松平康任、京都所司代ニ転ジ、寺社奉行水野忠邦、之二代ル。(本丸廻状留 文政年録、奏者番手当、文

天間記、松平武蔵川越家譜、内廻状留、統徳川実紀、御触及口達 累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まつだいらずとう 松平康任 城代

〔生没〕安永九―天保二・七・二一 〔苗字〕松平 〔本姓〕松井 〔名〕康任 〔通称〕岩吉郎・軍次郎 〔官位〕左京亮・周防守・下野守・従四位下・奏者番兼寺社奉行―所司代 〔墓〕西久保天徳寺 〔法号〕寛裕院讓蒼温良惟徳 家

〔御役録 文政六未年頭改正〕

御 城 代 御所司格

六万四百石余

松平周防守康任

文政五ヨリ

居 城 石州那賀郡浜田

御 定 番

玉造口御役料 三千俵

山口但馬守弘致

文政元ヨリ

常州河内郡牛久

御 定 番

京橋口御役料 同断

大久保出雲守教孝

文政四ヨリ

相州愛甲郡荻野山中

〔御役録 文政七申年頭改正〕

御 城 代 御所司格

六万四百石余

松平周防守康任

御 定 番

玉造口御役料 三千俵

山口但馬守弘致

御 定 番

京橋口御役料 同断

大久保出雲守教孝

料

居城 石州那賀郡浜田

文政五ヨリ

常州河内郡牛久

文政元ヨリ

相州愛甲郡荻野山中

文政四ヨリ

資

〔御役録〕

御城代 御所司格

六万四百石余

松平周防守康任

文政五ヨリ

御定番

玉造口御役料 一万七十七石

山口但馬守弘致

文政元ヨリ

御定番

京橋口御役料 一万三千石

大久保出雲守教孝

文政四ヨリ

53 水野 忠邦

文化十二亥十一月十二日任御奏者番

文化十四丑九月十日 寺社奉行兼

同月十三日 居城肥前唐津ヨリ遠州浜松江所替

文政八酉五月十五日 大坂御城代 被任四品

文政九戌十一月廿三日 京都所司代 被任侍従

同十一子十一月廿二日 老中、西丸

天保五年三月朔日 老中、御本丸

同 七申八月四日 御移徙後其俣可相勤旨

同 九戌口月十三日 西丸御普請御用掛リ

* 同 八酉三月廿七日 御勝手掛リ

同 十亥三月十七日 西丸御普請掛リ骨折候二付一万石御加増

同 十三寅二月十七日 来卯四月日光山御宮御參詣御用掛リ并御供

水野和泉守(左近将監 忠邦)

水野和泉守(左近将監 忠邦)

水野左近将監(忠邦)

水野左近将監(越前守 忠邦)

水野越前守(忠邦)

同十四卯六月廿二日

御改革行届日光御用相勤候ニ付御刀
越中国房御脇差備前康光御躰於御前
被下之

同 年閏九月十三日

御勝手取扱之儀ニ付不行届事共有之
候ニ付御役御免、雁之間詰被仰付差
控可有旨被仰出

〔統徳川表紀〕

文化十二年十一月十二日 水野和泉守。黒田豊前守奏者の事命ぜられ。……

文化十四丑九月十日 奏者番水野和泉守(忠邦)は寺社奉行をかねしめらる。

文化十四丑九月十四日 陸奥国棚倉城主小笠原主殿頭長昌は肥前国唐津城へ。肥前国唐津城主水野左近将監(和泉守カ)忠邦は遠

江国浜松城へ。遠江国浜松城主井上河内守正甫は陸奥国棚倉城へ転封を命ぜらる。

文化八年五月十五日 水野左近将監(忠邦)大坂城代となり従四位下にすむ。

文政八年六月十一日 京の所司代松平周防守。大坂城代水野左近将監任に赴くにより。おのおの金一万兩の恩貸あり。

* 文政八年七月朔日 松平左衛門尉。米津伊勢守坂城加番命ぜられ暇賜ひ。……

* 文政八年七月廿八日 使番久留十左衛門。書院番大久保彦左衛門大坂目付にさされて暇たまふ。

* 文政八年九月朔日 三浦備後守。三宅備前守。青木民部少輔坂城加番はててかへり謁す。

* 文政九年七月朔日 鳥居丹波守。水野日向守。大田原飛騨守。遠藤但馬守坂城加番にさされいとまたまふ。

* 文政九年九月朔日 稲垣対馬守。松平左衛門尉。米津伊勢守。小笠原信濃守坂城加番はててかへり謁す。

文政九年十一月廿三日 大坂城代水野左近将監(忠邦)所司代となり侍従に任じ。……

文政十年正月七日 京都所司代水野越前守赴任のいとま賜日。山城国正実の御刀。御馬を下さる。

文政十一年十一月廿二日 けさ水野出羽守水戸中納言のもとに御使し。京の所司代水野越前守(忠邦)加判の列に加へられ。大坂

の城代松平伯耆守(本庄宗堯)京の所司代となり。侍従に任ぜられ。寺社の奉行太田摂津守(資始)大坂城代となり従四位下に

〔以下、柳営補任〕

のぼる。よて越前守。伯耆守就職の事を。上直布衣以上へ芙蓉間にして。宿老列座四大久保加賀守これをつたふ。また尾張家の家司成瀬隼人正めして越前守が事つたへらる。

(天保三年八月〜六年十二月 記事欠失)

天保八年四月十九日 こたび御移り替の事奉はりしにより。水野越前守に御手づから豊後国宗盛の御刀を賜ひ。

大御所より備前国祐定の御刀を賜ふ。……

天保九年三月十三日 水野越前守西城宮作の事奉はるべく御座所にして命ぜらる。……

天保十年三月十八日 西城経営の事奉はりし留守居松平内匠頭。……御所。大御所に見えたてまつらしめ。はてて兩御所より

金。時服を賜はる事差等あり。その他所属の吏賜物をのをの差あり。また水野越前守(忠邦)。少老林肥後守(忠英)。御側水

野美濃守(忠篤)は御座所にして謁見し御懇詞をくはへられ。越前守は一万石。肥後守は五千石。美濃守は三千石の加禄あり。

天保十三年寅二月十七日 来ん卯どしの四月日光山へ御詣あるべくと。芙蓉間にて宿老列座して。土井大炊頭これを上直のとも

がらに伝ふ。

天保十四年六月廿二日 水野越前守(忠邦)政事改革。日光御詣の事済ませられしにて。越中国国房の御刀。備前国康光の御小

刀。御廳を下さる。……

天保十四年閏九月十三日 宿老水野越前守忠邦国政の事不正の趣あるにて職とかれて。前の如く雁間席を命ぜられ。御前をと

どめらる。堀出雲守めして伝へらる。長谷川久三郎添て出る。

弘化元年六月廿一日 けさ尾張大納言のもとに堀大和守御使し。水野越前守忠邦加判の列の上席を命ぜらる。

弘化二年九月二日 此日水野越前守忠邦勤務の内不正の事どもありしをとがめられ。厳しくも命ぜらるべしといへども。出格の

おぼしめしもて加増地一万石。本地一万石。居邸共に収められ。致仕して下邸に蟄しあるべしと命ぜられ。其子金五郎(忠

経、後忠精)。父とがめられて致仕命ぜらる。よて領知五万石を下され雁間詰命ぜられ。また場所転換もあるべし。控へて居

よと命ぜらる。……

弘化二年十一月三十日 上野国館林城主井上河内守(正春)は遠江国浜松へ。出羽国山形城主秋元但馬守(志朝)は上野国館林へ。遠

江国浜松城主水野金五郎は出羽国山形へ転封せしめらる。

〔大阪編年史 第十六卷〕

文政八年五月十五日、大坂城代松平康任、京都所司代二転ジ、寺社奉行水野忠邦、之二代ル。(本丸廻状留、文政年録、奏者番手当、文天間記、松平武蔵川越家譜、内廻状留、統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

文政九年十一月二十三日、大坂城代水野忠邦、京都所司代二転ジ、奏者番松平宗発、之二代ル。(文政年録、本丸廻状留、本荘丹後宮津家譜、統徳川実紀、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 みずのただくに 水野忠邦 城代

〔生没〕嘉永三(一八五〇)・二・一六没 〔苗字〕水野 〔名〕忠邦 〔官位〕左近将監・和泉守・従四位下・奏者番兼寺社奉行―所司代 〔家系〕水野忠充男 系図纂要

54 松平 宗発

文政元寅八月廿四日 寺社奉行兼

文政九戌十一月廿三日 大坂御城代 被任四品

文政十一子十一月廿二日京都所司代 被任侍従

天保二卯五月廿五日 西丸老中

〔以下、柳営補任〕

〔統徳川実紀〕

文化五年閏六月十五日 松平大隅守宗允養子富次郎宗発初見したてまつる。

文化五年八月六日 丹後国宮津城主松平大隅守宗允病により致仕の請ゆるされ。所領六万石は。其養子富次郎宗発に継がしめらる。

文化十一年六月六日 松平伯耆守嗣子なし。請ふままに養父致仕主殿頭が次子本庄秀次郎をもて養子とせらる。
文政元年八月廿四日 奏者番松平伯耆守(宗発)は寺社の奉行を兼ね。……

文政九年十一月廿三日 寺社奉行松平伯耆守(本庄宗堯)大坂城代となり従四位下にすすむ。

文政九年十二月朔日 大坂城代松平伯耆守養子図書頭雁間席命ぜらる。

文政九年十二月三日 小姓組番頭小笠原大和守。大坂城代松平伯耆守伝職の事命ぜらる。

文政十年四月朔日 大坂城代松平伯耆守赴任のいとまたまひ。備前国清光の御刀を下さる。

文政十年五月九日 大坂城代松平伯耆守入城済みしをもて。使して二種一荷をたてまつる。

* 文政十年七月朔日 安部丹波守。柳生但馬守。松平日向守坂城加番にさされていとまたまふ。

* 文政十年九月朔日 石川中務少輔。水野日向守。大田原飛騨守。遠藤但馬守大坂加番はてて帰り謁す。

* 文政十一年二月廿一日 大坂定番山口但馬守(弘致)病免す。

* 文政十一年三月九日 大番頭酒井飛騨守大坂定番となる。

* 文政十一年三月十七日 大坂定番酒井飛騨守任に赴くによて。請ふままに金三千両を恩貸せらる。

* 文政十一年六月朔日 大坂定番酒井飛騨守赴任のいとまたまはり。新番頭丹羽五左衛門おなじ伝職の事命ぜられいとま下さる。

* 文政十一年七月朔日 内藤周防守。永井淡路守坂城加番命ぜられいとまたまふ。

* 文政十一年九月朔日 柳生但馬守。松平能登守。松平日向守坂城加番はててかへり謁す。

文政十一年十一月廿二日 けさ水野出羽守水戸中納言のもとに御使し。京の所司代水野越前守(忠邦)加判の列に加へられ。大坂の城代松平伯耆守(本庄宗堯)京の所司代となり。侍従に任ぜられ。……よて越前守。伯耆守就職の事を。上直布衣以上へ

芙蓉間にして。宿老列座四大久保加賀守これをつたふ。

天保二年五月廿五日 けさ三家のかたがたに宿老御使して。所司代松平伯耆守(本庄宗堯)加判の列となり 内府に附けさせらる。大坂城代太田備後守(資始)所司代となり侍従に任ぜられ。奏者番兼寺社奉行松平伊豆守(信順)大坂城代となり従下の四位にのぼる。伯耆守は 大納言殿仰せをも奉はるべく命ぜらる。よて伯耆守が加判の列。備後守が所司代の事を。宿直布衣以上のともがらへ芙蓉の間にして。松平和泉守これをつたふ。

天保七年九月四日 松平伯耆守(本庄宗堯)は 大御所附。……

(天保八年西四月二日 けふ西城にうつらせたまふ。……)

天保十一年九月十六日 松平伯耆守(本庄宗発)病により職とかん事請ひ申せしに。まづそのままあるべしと。牧野遠江守めしてつたへらる。先手頭井上左大夫そひて出る。

天保十一年九月十八日 松平伯耆守が病臥を問はせられて。使して味噌漬鯛をおくらせらる。

天保十一年九月十九日 西城宿老松平伯耆守(本庄宗発)卒す。よて音楽を停廃せらるる事三日。

天保十一年九月二十日 松平伯耆守卒せしにより。雁間詰衆、諸番頭、諸物頭、諸職人まうのぼり御けしきうかがふ。国持外様のともがらは大老。宿老邸宅へ使まいらす。伯耆守子(養子)凶書頭(宗秀)のもとに。少老堀大和守上使として香銀三十枚を贈らせらる。

〔大阪編年史 第十六卷〕

文政九年十一月二十三日、大坂城代水野忠邦、京都所司代二転ジ、奏者番松平宗発、之二代ル。(文政年録、本丸廻状留、本莊丹後宮津家譜、続徳川夷紀、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

家譜、続徳川夷紀、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

文政十一年六月一日、花火ヲ揚グルヲ禁ズ。(御触及口達)

文政十一年十一月二十二日、(大坂)城代松平宗発、京都所司代二転ジ、奏者番太田資始、大坂城代トナル。(文政年録、本丸廻状留、矢部日記、本莊丹後宮津家譜、太田上総松尾家譜、続徳川夷紀、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕

まつだいらむねあきら

ほんじょうむねあきら

本莊宗発

城代

〔生没〕天明^(一八四〇)二一^(一八四〇)天保^(一八三〇)一一・九・一八

〔苗字〕松平

〔本姓〕本莊

〔名〕資恭・宗哲・宗発

〔通称〕富次郎

〔官位〕伯耆守・従四位下・侍従・奏者番兼寺社奉行―所司代

〔家系〕松平資承男・宗允養子 家譜

〔御役録 文政十亥年頭改正〕

御城代 御所司格

(空白)

松平伯耆守(空白)

文政九ヨリ

玉造口御役料

御定番

三千俵

一万七十七

山口但馬守弘致

文政元ヨリ

京橋口御役料

御定番

同断

一万三千石

大久保出雲守教孝

文政四ヨリ

居城 丹後与謝郡宮津

常州河内郡牛久

相州愛甲郡荻野山中

55 太田 資好

文政元寅十月廿四日

任御奏者番

太田備後守(資始)

文政五年七月十七日

寺社奉行〔兼〕

太田備後守(資治〔始〕)

文政十一子十一月廿二日大坂御城代 被任四品

太田撰津守(備後守 資好)

天保二卯五月廿五日

京都所司代 被任侍從

太田備後守(資始)

天保五年四月十一日

老中、西丸

(侍從) 太田備後守(資始) 改道醇

同 七申八月四日

御移徙之節被召連

同 八酉四月二日

御本丸勤

同 十二丑六月三日

辭、

同月十日

願ニ付隠居被仰付、家督無相違嫡子

新六郎江被下

〔以下、柳宮補任〕

〔統徳川実紀〕

文化九年九月十五日 太田丈三郎。……初見したてまつる。丈三郎家人四宮与右衛門。山田宇右衛門拜謁す。

文政元年十月廿四日 太田撰津守奏者番となり。……

〔文政五年七月十七日 記事欠失〕

文政十一年十一月廿二日 寺社の奉行太田撰津守(資始)大坂城代となり從四位下にのぼる。

*文政十二年七月朔日 松平山城守。酒井石見守。柳沢弾正少弼。戸田淡路守坂城加番にさされて暇たまふ。

*文政十二年九月朔日 松平備中守。内藤因幡守。永井信濃守は坂城加番。……はてて帰り謁す。

*文政十三年七月朔日 土井能登守。井伊右京亮。山口伊豆守。松平日向守坂城加番にさされていとまたまふ。

*文政十三年九月朔日 松平山城守。酒井石見守。柳沢弾正少弼。戸田淡路守坂城加番はてて帰り謁す。

*文政十三年十月廿七日 大坂の町奉行高井山城守(実徳)病免して寄合となる。

天保二年五月廿五日 けさ三家のかたがたに宿老御使して。所司代松平伯耆守(本庄宗登)加判の列となり 内府に附けさせらる。大坂城代太田備後守(資始)所司代となり侍従に任ぜられ。奏者番兼寺社奉行松平伊豆守(信順)大坂城代となり従下の四位にのぼる。伯耆守は 大納言殿仰せをも奉はるべく命ぜらる。よて伯耆守が加判の列。備後守が所司代の事を。宿直布衣以上のともがらへ芙蓉の間にして。松平和泉守これをつたふ。

(天保三年八月く六年十二月 記事欠失)

天保七年九月四日 太田備後守(資始)は本城御供。……

(天保八年酉四月二日 けふ西城にうつらせたまふ。……)

天保十二丑六月三日 宿老太田備後守(資始)病により職とかん事を請ひ申せしかば。牧野遠江守めして請ふままに免さるべく。席は病快く出でのちに伺ふべしとなり。先手頭竹川飛騨守添ていづる。よてその事布衣以上上直のともがらへ宿老これをつたふ。

天保十二丑六月十日 遠江国懸川城主太田備後守資始病により致仕して。其子新六郎(資功)に領知五万三十七石を継がしむこの資始は。(以下数行空白)

天保十二丑六月十八日 太田新六郎家継ぎしを謝し。太田備後守資始は致仕を見えたてまつる。

〔大阪編年史 第十六卷〕

文政十一年十一月二十二日、(大坂)城代松平宗登、京都所司代ニ転ジ、奏者番太田資始、大坂城代トナル。(文政年録 本丸廻状留、矢部日記、本荘丹後宮津家譜、太田上総松尾家譜、統徳川実紀、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

文政十二年三月二十八日、大坂町奉行内藤矩佳、勘定奉行ニ転ズ。(本丸廻状留、統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

文政十二年四月十五日、目付新見正路、大坂町奉行トナル。(文政年録、本丸廻状留、御触及口達、累代武鑑、「付録」甲子夜話)

〔大阪編年史 第十七卷〕

文政十三年十月二十七日、大坂町奉行高井実徳、寄合トナル。(統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑、御触及口達)

文政十三年十一月八日、目付曾根次孝、大坂町奉行トナル。(天保年録、本丸廻状留統徳川実紀、御触及口達、御触及口達)
天保二年二月六日、大坂城代太田資始、町年寄以下ノ勤勞ヲ賞ス。(御触及口達)
天保二年五月二十五日、大坂城代太田資始、京都所司代ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行松平信順、之二代ル。(天保録、天保年録、御覺之控、
太田上総松尾家譜、文恭公実録、統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑、「付録」文天間記)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 おおたすけとも 太田資始 城代

〔生没〕寛政一^(七九)一^(八七)慶応三^(六七)・五^(六七)・一八 〔苗字〕太田 〔名〕資始 〔通称〕道醇・道淳 〔官位〕摂津守・備後守・從四位下・侍從・備
中守・奏者番兼寺社奉行ト所司代 〔家系〕堀田正毅男・太田資言養子 家譜

〔御役録 文政十三寅年頭改〕

御 城 代 御所司格

五万三千七百石余

太田備後守資始

文政十一子十一月ヨリ

居 城 遠州佐野郡懸川

玉造口御役料 三千俵

一万石

酒井飛騨守忠盡

文政十一ヨリ

在所越前敦賀郡麴山

京橋口御役料 同 断

一万三千石

大久保出雲守教孝

文政四ヨリ

在所相州愛甲郡荻野山中

〔御役録 天保二卯年頭改〕

御 城 代 御所司格

五万三千七百石余

太田備後守資始

文政十一子十一月ヨリ

居 城 遠州佐野郡懸川

玉造口御役料 三千俵

一万石

酒井飛騨守忠盡

文政十一ヨリ

在所越前敦賀郡麴山

京橋口御役料 同 断

一万三千石

大久保出雲守教孝

文政四ヨリ

在所相州愛甲郡荻野山中

56
松平 信順のぶよし

文政元寅八月廿四日	任御奏者番	松平伊豆守(信順)
文政八酉五月六日	寺社奉行兼	松平伊豆守(信順)
* 天保二卯五月廿二日	大坂御城代	
天保二卯五月廿五日	大坂御城代	松平伊豆守(信順)
天保五年四月十一日	京都所司代	被任侍従
同 八酉五月十六日	加判列/老中	(侍従)松平伊豆守(信順)
同 年八月五日	辞	

*寺社奉行の項では大坂城代就任を五月「廿二日」とするが、実紀は「廿五日」とする。

〔以上、柳宮補任〕

〔寛政重修諸家譜〕

寛政九年十月二十五日 父伊豆守信明、母は高橋氏。嫡母の養となる。嫡子となる。

〔統徳川実紀〕

享和三年九月廿二日 松平伊豆守信明子長次郎信順初見したてまつる。

文政元年八月廿四日 松平伊豆守。松平志摩守奏者番となり。奏者番松平伯耆守(宗楚)は寺社の奉行を兼ね。……

文政八年五月六日 奏者番松平伊豆守(信順)寺社の奉行を兼ね。

天保二年五月廿五日 奏者番兼寺社奉行松平伊豆守(信順)大坂城代となり従下の四位にのぼる。

天保二年六月十一日 大坂城代松平伊豆守任に赴くによて。請ふままに金一万両の恩貸あり。

*天保二年七月朔日 大久保佐渡守。米津伊勢守。大岡紀伊守坂城加番命ぜられ暇たまひ。……

天保二年八月十五日 大坂城代松平伊豆守赴任のいとまたまひ。美濃国兼房の御刀。御馬。時服を下さる。小姓組番頭戸田備中守伊豆守が伝職の事命ぜられ。同じくいとまたまふ。

*天保二年九月十五日 土井能登守。井伊右京亮。山口伊豆守。松平日向守坂城加番はててかへり謁す。

天保二年十月十五日 小姓組番頭戸田備中守は大坂よりかへり謁す。

* 天保二年十二月十一日 此日大坂破損の奉行一場藤兵衛罪ありて遠流に処せらる。池田新兵衛は改易せしめらる。藤兵衛が子孫助は父の科にて追放たる。

* 天保二年十二月十六日 従五位下に叙するもの三十人。……堺奉行矢部彦五郎(定謙)は駿河守。……と改む。

* 天保二年十二月廿九日 田安邸家司前大坂町奉行高井山城守(実徳)その大坂に在りし時。邪宗門吟味の事つとめしをもて時服を賜ふ。

* 天保三年七月朔日 牧野山城守。大田原飛驒守。安部撰津守。稲垣長門守坂城加番にさされ。……いとまたまふ。

(天保三年八月〜六年十二月 記事欠失)

天保七年十二月二日 所司代松平伊豆守(信順)その領知(三河吉田)不毛をきこしめし。職務をおぼしめし金五千両。……恩貸あり。

天保八年五月十六日 京の所司代松平伊豆守(信順)加判の列となり。……

天保八年七月廿五日 松平伊豆守(信順)病により職とかん事を板倉内膳正して請ひ申せしに。心永く保養いたすべしとなり。先手頭深津弥七郎そひて出る。

天保九年四月四日 松平伊豆守(信順)西城宮作により。金一万五千両を献る。

天保十年十二月朔四日 松平伊豆守就封のいとまたまひ。……

天保十三年十二月十三日 三河国吉田城主松平伊豆守(信順)病にて致仕す。領知七万石は其子隼人正(信宝)に継がしめ。雁間詰を命ぜらる。この(以下数行空白)

〔大阪編年史 第十七卷〕

天保二年五月二十五日、大坂城代太田資始、京都所司代二転ジ、奏者番兼寺社奉行松平信順、之二代ル。(天保録、天保年録、御覚之控、

太田上総松尾家譜、文恭公実録、続徳川実紀、御触及口達、累代武鑑、「参考」文天間記)

天保二年九月十日、大坂町奉行新見正路、西丸小姓組番頭格二転ズ。(文政年録、本丸廻状留、続徳川実紀、御触及口達、累代武鑑、事実

文編、甲子夜話)

天保二年十月五日、堺奉行久世広正、大坂町奉行トナル。(御触及口達、累代武鑑)

天保二年十二月十一日、武家ノ家臣(城代・町奉行等ノ家来ト称シ、町家・劇場・遊所ニ於テ金錢ヲ強請スル者アラバ、憚ル所ナク
告訴ス可キヲ令ス。(御触及口達)

天保三年六月二十八日、大坂町奉行曾根次孝、西丸留守居三転ジ、目付戸塚忠榮、大坂町奉行トナル。(統徳川実紀、御触及口達、累代
武鑑)

天保三年十二月十六日、大川町等ノ夜警厳ナルヲ以テ、其年寄・月行司等ヲ賞ス。(御触及口達)

天保四年六月二十日、大坂町奉行久世広正、長崎奉行ニ転ズ。(御触及口達、累代武鑑)

天保四年七月八日、堺奉行矢部定謙、大坂町奉行トナル。(御触及口達、累代武鑑)

天保四年十二月二十二日、(大坂町奉行)本年市中静穏、冬期中出火無カリシヲ以テ、惣年寄以下ヲ賞ス。(御触及口達)

天保四年十二月二十九日、前大坂町奉行新見正路ノ淀川浚渫ノ功ヲ賞シテ時服ヲ賜ヒ、又浚渫費ノ献納者ニ賞銀ヲ賜フ。(天保雜記、
藍仲買商旧記)

〔大阪編年史 第十八卷〕

天保五年四月十一日、大坂城代松平信順、所司代ニ転ジ、寺社奉行土井利位、之ニ代ル。(本丸廻状留、松平容敬日記、大河内三河豊橋
家譜、土井下総古河家譜〔付録〕奏者番手留、御触及口達、累代武鑑、定祥卿記)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕

まつだいらのぶより おおこうちのぶより 大河内信順 城代

〔生没〕寛政五・六・七―弘化元・三・一〇 〔苗字〕松平 〔本姓〕大河内 〔名〕信順 〔通称〕長次郎 〔官位〕駿河守・伊豆守・侍
従・刑部大輔・従四位下・寺社奉行―所司代 〔墓〕武州野火止平林寺 〔法号〕承天院乾道元性 〔家系〕松平信明男 家譜

〔御役録 天保二卯八朔改正〕

御城代 御所司格
七万石

御定番 玉造口御役料
一万石 三千俵

御定番 京橋口御役料
一万三千石 同断

松平伊豆守信順
天保二卯六月ヨリ

酒井飛騨守忠盡
文政十一ヨリ

大久保出雲守教孝
文政四ヨリ

居城 参州渥美郡吉田

在所越前敦賀郡趣山

在所相州愛甲郡荻野山中

料

〔御役録 天保四巳年頭改正〕

御城代 御所司格

七万石

松平伊豆守信順

天保二卯六月ヨリ

居城 参州渥美郡吉田

玉造口御役料
御定番 三千俵

一万石

酒井飛騨守忠盡

文政十一ヨリ

在所越前敦賀郡趣山

京橋口御役料
御定番 同断

一万三千石

大久保出雲守教孝

文政四ヨリ

在所相州愛甲郡荻野山中

資

57 土井 利位

文政六未五月廿九日

文政八酉五月廿四日

同十二丑十二月六日

文政十三寅十一月八日

天保五年四月十一日

天保八酉五月十六日

天保九戌四月十一日

同 十亥十二月六日

同十二丑九月

同十三寅二月廿三日

任御奏者番

寺社奉行兼

辞 (加役御免)

寺社奉行兼(加役再勤)

大坂御城代 被任四品

京都所司代 被任侍従

老中、西丸

御本丸

琉球人参府御用

来卯四月日光山御宮御参詣之節在所

江被為入候ニ付御先江罷越、御跡ヨリ

御供可仕

御勝手掛リ

同十四卯閏九月十五日

同月廿一日

朝鮮人来聘御用掛リ

(侍従)

土井大炊頭(利位)

土井大炊頭(利位)

土井大炊頭(利位)

土井大炊頭(利位)

土井大炊頭(利位)

土井大炊頭(利位)

土井大炊頭(利位)

土井大炊頭(利位)

土井大炊頭(利位)

〔統徳川実紀〕

同	十五辰五月十三日	御本丸御普請惣奉行
同	年六月十三日	御普請掛り辞
同	年七月廿一日	御勝手掛り・来聘御用依願御免
同	年十月十二日	辞

〔以上、柳營補任〕

文政五年七月九日 宿老土井大炊頭(利厚)うせしかば。……その子主膳正(利位)のもとへ少老京極周防守上使として。香資銀三十枚をおくらせらる。……

文政六年五月十九日 宿老阿部備中守病により職とかん事を請ひしに。心ながく保養いたすべく。土井大炊頭めして伝へらる。先手頭細井出雲守添ていづる。

文政六年五月廿九日 土井大炊頭。土岐山城守奏者の事命ぜらる。
文政八年五月廿四日 土井大炊頭(利位) 寺社の奉行を命ぜらる。

天保元年十一月八日 奏者番土井大炊頭(利位) 寺社の奉行を兼しめられ。……

(天保三年八月〜六年十二月 記事欠落)

* 天保七年七月朔日 土井能登守。井伊右京亮。米津伊勢守。小笠原信濃守は坂城加番命ぜられいとまたまふ。

* 天保七年九月十五日 分部若狭守。酒井右京亮。本多肥後守は坂城加番はててかへり謁す。

* 天保七年十一月廿八日 米倉丹後守は大坂定番となり。……

* 天保七年十二月二日 大坂定番米倉丹後守は任に赴くにより請ふままに金三千両……恩貸あり。

* 天保八年二月十五日 大坂定番米倉丹後守。……赴任のいとまたまひ。新番頭松平主計頭大坂定番伝職の事命ぜられ。同じくいとまたまひ。

* 天保八年四月十五日 新番頭松平主計頭これよりさき大坂定番伝職の事奉はり赴きしがかへり謁す。

天保八年五月十六日 大坂城代土井大炊頭(利位)京の所司代となり。……

天保八年六月十一日 京の所司代土井大炊頭赴任のいとまたまひ。美濃国兼升の御刀。御馬。黄金。時服。羽織を下さる。

天保九年四月十一日 けさ紀伊大納言に太田備後守御使して。所司代土井大炊頭宿老にくはへられ。大御所に付属せらる。

〔大阪編年史 第十八卷〕

天保五年四月十一日、大坂城代松平信順、所司代二転ジ、寺社奉行土井利位、之二代ル。(本丸廻状留、松平容敬日記、大河内三河豊橋家譜、土井下総古河家譜〔付録〕奏者番手留、御触及口達、累代武鑑、定祥卿記)

天保五年七月八日、大坂町奉行戸塚忠栄、西丸留守居二転ジ、目付大久保忠実、之二代ル。(御触及口達、累代武鑑)

天保七年三月八日、大坂町奉行大久保忠実、西ノ丸留守居二転ズ。(本丸廻状留、統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

天保七年四月二十四日、堺奉行跡部良弼、大坂町奉行トナル。(統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑)

天保七年九月二日、(大坂町奉行)旧臘以来失火ノ変無ク、市中平穏ナリシヲ以テ、惣年寄以下ヲ賞ス。(御触及口達、御触及口達)

天保七年九月二十日、大坂町奉行矢部定謙、勘定奉行二転ズ。(本丸廻状留、統徳川実紀、御触及口達、累代武鑑、甲子夜話)

天保七年十一月八日、仙洞付堀利堅、大坂町奉行トナル。(統徳川実紀、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

天保八年正月二十七日、大坂城代土井利位、白米二千石ヲ大坂並ビニ兵庫・西宮ノ窮民ニ賑給ス。(南米屋町旧記)

天保八年二月十六日、高麗橋二丁目等ノ夜警敵ナルヲ以テ、其年寄・月行司等ヲ賞シ、……。(御触及口達)

天保八年二月十九日、大塩平八郎党ヲ聚メ、火ヲ天満与力町ニ放チ、船場ニ入り大小銃砲ヲ発ス。町奉行兵ヲ率ヰテ防戦シ、尼崎・

岸和田・郡山ノ各城主等、兵ヲ大坂ニ出ス。兵火諸所ニ起リ、二十日鎮ル。焼失町数百十二町、(家数三千三百余、竈数一万二千五百余ニ及ブ。(塩賊騒乱記、大坂乱妨届書、丙午雜記、大塩平八郎撤文、甲子夜話、大坂大塩騒動記、惟の実筆、天保中大坂一件、

史談会速記録、塩賊騒乱記)

〔大阪編年史 第十九卷〕

天保八年三月二十七日、(大坂)城代土井利位、家臣及ビ与力・同心ヲ遣シテ大塩平八郎父子ヲ油掛町ニ包囲セシム。平八郎父子、

火ヲ放チテ自殺ス。(幕府沙汰書、塩賊騒乱記、大坂大塩騒動記、甲子夜話、守静堂雜録、本丸廻状留、御触及口達、評定所書留、塩賊

騒乱記、斎藤月岑日記、武江年表、御仕置例類集、史談会速記、〔参考〕塩賊騒乱記、浪華名家著述目録、天保中大坂一件、甲子夜話、甲子夜話)

天保八年四月朔日、幕府、城代土井利位等、大坂騒乱鎮圧ノ措置宜シキヲ得タルヲ賞ス。(幕府沙汰書、塩賊騒乱記、甲子夜話、〔付録〕御触及口達)

天保八年五月十六日、大坂城代土井利位、京都所司代ニ転ジ、寺社奉行堀田正篤之二代ル。(幕府沙汰書、天保年録、本丸廻状留、御触及口達、累代武鑑)

天保九年八月二十一日、幕府、大塩平八郎蜂起ノ際、前大坂城代土井利位等ノ出兵若シクハ防禦宜シキヲ得タルヲ賞ス。

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 どいとしつら 土井利位 城代

〔生没〕寛政元・七・二(七八九) 嘉永元・七・二(八四八) 〔苗字〕土井 〔名〕利位 〔官位〕主膳正・大炊頭・織部正・従四位下・寺社奉行―所司代 〔家系〕土井利徳男・利厚養子 家譜

〔大坂袖鑑 天保六未歳改正〕

大坂御城代 御所司格

御役知一万石

八万石

土井大炊頭利位

天保五年三月ヨリ

居城 下総葛飾郡古河

〔大坂袖鑑 天保七申歳改正〕

大坂御城代 御所司格

御役知一万石

八万石

土井大炊頭利位

天保五年三月ヨリ

居城 下総葛飾郡古河

〔御役録 天保七申年頭改正〕

御城番 京橋口
御役料三千俵

一万三千石

大久保出雲守教孝

文政四十二月ヨリ

在所相州愛甲郡萩野山中

御城番 玉造口
御役料三千俵

一万石

遠藤但馬守胤統

天保四巳三月ヨリ

在所江州野洲郡三上

御城番 京橋口
御役料三千俵

一万三千石

大久保出雲守教孝

文政四十二月ヨリ

在所相州愛甲郡萩野山中

御城番 玉造口
御役料三千俵

一万石

遠藤但馬守胤統

天保四巳三月ヨリ

在所江州野洲郡三上

御城代 御所司格

御役知一万石

八万石

土井大炊頭利位

天保五ヨリ

居城 下総葛飾郡古河

御定番

玉造口御役料

一万石

遠藤但馬守胤統

天保四ヨリ

在所江州野洲郡三上

御定番

京橋口御役料

一万三千石

大久保出雲守教孝

文政四ヨリ

在所相州愛甲郡荻野山中

58 堀田 正篤

文政十二丑四月十二日

天保五年八月八日

天保八酉八月八日

天保八酉五月十六日

天保八酉七月九日

同十二丑三月廿三日

同十三寅二月廿三日

同十四卯閏九月八日

任御奏者番

寺社奉行兼

*大坂御城代

大坂御城代 被任四品

加判列、大納言様付

／老中、被任侍従、大納言様御附

御本丸

来卯四月日光山御宮御参詣之節御供

溜詰格

堀田相模守(備中守 正篤)

堀田相模守(備中守 正篤)

堀田備中守(正篤)

(四邑)堀田備中守(正篤)

〔以上、柳營補任〕

*寺社奉行の項では大坂城代就任を天保八酉「八月八日」とする。

〔統徳川実紀〕

文政十二年四月十二日 堀田相模守。水野老岐守奏者の事命ぜらる。

(天保三年八月く六年十二月 記事欠落)

天保八年五月十六日 寺社奉行堀田備中守(正篤)大坂城代となり。……

天保八年七月朔日 大坂城代堀田備中守赴任のいとまたまひ。備前国清光の御刀。時服。御手づから御黒印下され。 大納言

殿より時服を下さる。小姓組番頭石川大隅守大坂城代伝職の事命ぜられいとま下さる。

* 天保八年七月朔日 大久保佐渡守。酒井石見守。松平石見守。立花主膳正坂城加番にさされいとま下され。……

天保八年七月九日 けさ三家のかたがたへ太田備後守。水野越前守御使し。脇坂中務大輔(安蓮)本城にうつり。大坂城代堀田備中守(正篤)加判の列に入り。大納言殿へ附けさせられ侍従に任ず。よつてその事を芙蓉間にして。上直布衣以上のともがらへ。宿老。備中守列座して松平和泉守これをつたふ。

天保八年八月十五日 堀田備中守侍従に任ず。(本項既見于七月九日条)

天保十二年三月廿四日 堀田備中守本城勤務の事命ぜられ。……

天保十四年閏九月八日 堀田備中守(正篤)加判の列をゆるされて溜詰に准ぜらる。

安政二年三月十日 屋敷就御用。被召上者二人。

堀田備中守(正篤〔正睦〕)

名代 本田若狭守

鉄砲洲築地中屋敷御用ニ付。被差上候間。為代地。浜町牧野備後守(忠雅)中屋敷之内四千五百五拾坪余。有来家作共被下之。

間部下総守(詮勝)

右大和守申渡之。

〔大阪編年史 第十九卷〕

天保八年五月十六日、大坂城代土井利位、京都所司代ニ転ジ、寺社奉行堀田正篤、之二代ル。(幕府沙汰書、天保年録、本丸廻状留、御触

及口達、累代武鑑)

天保八年七月九日、大坂城代堀田正篤、大納言徳川家祥付老中トナル。(幕府沙汰書、御触及口達、累代武鑑)

料

〔大阪編年史〕第廿七卷 大阪人名辞彙 ほんたまさあつ 堀田正篤 城代

〔生没〕文化七・八・一生 〔苗字〕堀田 〔名〕正篤 〔通称〕左源次 〔官位〕備中守・従五位下 〔生地〕江戸 〔家系〕堀田正時男・

正愛養子 家譜

資

〔大坂袖鑑 天保八酉歳改正〕

大坂御城代 御所司格

御役知一万石

(空 白)

(空 白)

天保(空 白)

居城 (空 白)

御城番 京橋口

御役料三千俵

一万二千石

米倉丹後守昌壽

天保七申十一月ヨリ

在所武州久良岐郡金沢

御城番 玉造口

御役料三千俵

一万石

遠藤但馬守胤統

天保四巳三月ヨリ

在所江州野洲郡三上

59 間部 詮勝

文政九戌六月十七日 任御奏者番

文政十三寅十一月八日 寺社奉行見習〔兼〕

天保二卯五月廿八日 (寺社奉行)本役〔兼〕

天保八酉七月廿日 大坂御城代 被任四品

同 九戌四月十一日 京都所司代 被任侍従

同 十一子正月十三日 老中 西丸、城主被仰付

同 年五月 城取建候二付五千両被下

同 十二丑閏正月 大御所様薨御二付

同 年三月廿三日 右大将様御附

同 十四卯閏九月廿一日

辞

間部下総守(詮勝)

間部下総守(詮勝)

間部下総守(詮勝)

間部下総守(詮勝)

間部下総守(詮勝)

(侍従)間部下総守(詮勝)

〔以上、柳営補任〕

〔統徳川実紀〕

文政九年六月十七日 (記事なし)

文政九年八月廿二日 松平上総介が養子紀伊守うせしにより。間部下総守上使として問はせらる。

天保元年十一月八日 奏者番土井大炊頭(利位) 寺社の奉行を兼しめられ。間部下総守(詮勝)おなじ見習命ぜられ。……

天保二卯五月廿八日 寺社奉行見習間部下総守(詮勝)本職となる。

天保八年七月二十日 寺社の奉行間部下総守(詮勝)大坂城代となり従四位下にすすみ。……

天保八年八月十五日 大坂城代間部下総守赴任のいとまたまひ。備前国清光の御刀。御馬。時服を下さる。

* 天保八年九月十五日 土井能登守。井伊右京亮。米津伊勢守坂城加番はててかへり謁す。

天保九年四月十一日 大坂城代間部下総守(詮勝)所司代となり。……

天保十一年正月十三日 今朝紀伊。尾張大納言のもとに太田備中守。水戸中納言のもとに土井大炊頭御使し。間部下総守めして

加判の列命ぜられ。大御所へ付属せらる。よてその事芙蓉間にして上直のともがらへ。宿老列座して水野越前守これを伝ふ。

天保十一年五月十九日 間部下総守はその城造立するにより金五千兩を賜はる。

天保十二年三月廿三日 間部下総守。…… 右大将殿へ御付属あり。

天保十四年閏九月廿一日 宿老間部下総守(詮勝)病によて請ふて職とく。

安政二年三月十日 屋敷就御用。被召上者一人。

一

堀田備中守(正篤〔正睦〕)

名代 本田若狭守

……

間部下総守(詮勝)

本芝壱丁目下屋敷御用ニ付。被差上候間。為代地。浜町牧野備後守(忠雅)中屋敷之内式千坪。有来家作共被下之。

右大和守申渡之。

安政五年七月十三日 外国条約之儀ニ付御達。

(内容詳細省略)

安政六年十二月廿四日

間部下総守(詮勝)

病氣ニ付御役(老中) 御免之儀。猶又相願候趣。不得止事。無扱被 思召候。依之願之通御役 御免。雁之間席被仰付。詰日二者不及候。心永ニ養生致し。気分快節者登 城。羽目間ニ而 御機嫌相伺可申候。再動後格別出精相働候ニ付。別段之訳を以。月次者御黒書院。五節旬者御白書院ニ而。御礼申上候様被 仰出之。

右芙蓉之間。掃部頭。老中列座。中務大輔申渡之。

文久二年十一月二十日 封廻状

間部下総守(詮勝)

其方儀勤役中。外夷取扱之義ニ付而ハ。奉対 朝廷不正之取計有之。重き方々江不相当之仕向致し。右ハ故井伊掃部頭之意を受候とハ乍申。重大之事件輕易ニ心得。公武之御一和を失ひ。天下人心不居合を開き候段。追々達 御聽。御役柄をも不弁次第。不束之至ニ付。急度も可被 仰付処。格別之以 思召。先達而村替被 仰付候一万石被 召上。隠居被 仰付。急度慎可罷在候。

下総守嫡子 間部安房守(詮美)

其方父下総守勤役中。外夷取扱之義ニ付而ハ。奉対 朝廷不正之取計有之。重き方々江不相当之仕向致し。右ハ故井伊掃部頭之意を受候とハ乍申。重大之事件輕易ニ心得。公武之御一和を失ひ。天下人心不居合を開候段。達 御聽。御役柄をも不弁次第。不束之至ニ付。急度も可被 仰付処。格別之以 思召。先達而村替被 仰付候壹万石被 召上。隠居被 仰付。其方江為家督四万石被下之。

〔大阪編年史 第十九卷〕

天保八年七月二十日、奏者番兼寺社奉行間部詮勝、大坂城代トナル。(幕府沙汰書、本丸廻状留、御触及口達、累代武鑑)

天保八年八月二日、大坂町奉行跡部良弼ノ買上米ニ関スル尽力ヲ賞ス。(本丸廻状留、米商旧記)

天保八年九月二十二日、幕使石川正勲来坂シ、翌月三日ヲ以テ去ル。(御触及口達)

天保九年四月十一日、大坂城代間部詮勝、京都所司代ニ転ジ、寺社奉行井上正春、之二代ル。(本丸廻状留、福田氏天保雜記、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まなべあきかつ 間部詮勝 城代

〔苗字〕間部 〔名〕詮良・詮勝 〔通称〕鉞之進 〔官位〕下総守・従四位下・奏者番兼寺社奉行―所司代 寺社奉行―所司代 〔家

〔系〕 間部詮熙男・詮允養子 異代武鑑抄

60 井上 正春

文政十二丑六月廿八日 任御奏者番
 天保五年四月十八日 寺社奉行兼
 天保九戌四月十一日* 大坂御城代 被任四品
 天保十一年十一月三日 老中 西丸、被任侍從
 同 十二丑三月廿三日 右大将様御附
 同十四卯閏九月廿一日 辞

* 寺社奉行の項では大坂城代就任を天保九戌四月「十二日」とするが、大坂城代の項では「十一日」とする。実紀は後者を採る。

〔以上、柳宮補任〕

〔続徳川実紀〕

文政二年十一月朔日 井上河内守子亀丸。……初見したてまつる。父どもあるひは謝して見えたてまつる。
 文政三年四月十六日 陸奥国棚倉の城主井上河内守正甫病により致仕し。その子亀丸正春をして領知六万石を継がしむ。此正甫は。故河内守正定が子なり。天明六年五月十二日父うせて。九歳にして遺領遠江国浜松城を襲ぎ。寛政五年四月朔日初見したてまつり。その十二月叙爵し。享和二年十一月十四日奏者の事奉はり。文化十三年十二月廿三日御旨に違ひ職奪はれ。明る十四年九月十四日今の地にうつさる。けふ致仕して後、雑髪して下総入道また淡路入道とあらたむ。

文政十二年六月廿八日 井上河内守。青山大膳亮奏者番となり。……
 天保三年正月廿五日 松平中務大輔(義和)うせしかば。水戸宰相へは書院番頭溝口備後守御使し。その父(子)松平撰津守へは奏者番井上河内守御使して弔慰せらる。撰津守へは香資銀三十枚をおくらせらる。

(天保三年八月〜六年十二月 記事欠落)

天保七年三月十二日 上野国館林城主松平右近将監斎厚は石見国浜田に。浜田城主松平周防守(康任)は陸奥国棚倉に。棚倉城主

井上河内守(正春)は館林に転換せしめらる。

天保八年八月三十日 奏者番本多下総守。寺社奉行井上河内守御継続により御判物御朱印の事奉はるべく命ぜらる。……

天保九年四月十一日 寺社の奉行井上河内守大坂城代となる。

*天保九年五月十一日 大坂定番米倉丹後守は金五百両。……をたてまつる。

*天保九年七月朔日 板倉内膳正。水野日向守。松平丹後守坂城加番命ぜられていとまたまふ。

天保九年七月十八日 井上河内守大坂入城済みしをもて。謝して二種一荷をまいらせ。 両御所におのおの一種一荷をまいらす。

*天保九年八月廿一日 大坂叛徒乱妨のをりの事褒せられて。土井大炊頭(利位)美濃国兼光の御刀賜はり。松平甲斐守(柳沢保泰)。青山因幡守(忠良)御詞を下され。大坂定番遠藤但馬守は鞍鎧を下さる。

*天保九年九月朔日 大久保佐渡守。酒井石見守。松平石見守。立花主膳正坂城加番はててかへり謁す。

*天保十年七月朔日 板倉伊予守。三宅土佐守。大関伊予守坂城加番にさされていとま下さる。

*天保十年九月朔日 板倉内膳正。水野日向守。松平丹後守は坂城加番はててかへり謁す。

*天保十一年七月朔日 松平備前守。内藤因幡守。山口周防守大坂加番命ぜられ暇下さる。

*天保十一年九月十五日 板倉伊予守。内藤丹波守。三宅土佐守。大関伊予守は坂城加番はてて帰り謁す。

天保十一年十一月三日 大坂城代井上河内守(正春)加判の列命ぜられ侍従に任じ。 大御所に附属せらる。

天保十二年三月廿三日 間部下総守。井上河内守。大岡主膳正はじめ。…… 右大將殿へ御付属あり。

天保十四年正月廿九日 宿老井上河内守(正春)病により職とくんと請ふままにゆるされ。席の事は出勤のをりうかがはるべしと、

土岐伊予守につたへらる。先手頭深尾小源太添て出る。またその事上直布衣以上のともがらへ宿老これをつたふ。

弘化二年十一月三十日 上野国館林城主井上河内守(正春)は遠江国浜松へ。出羽国山形城主秋元但馬守(志朝)は上野国館林へ。

遠江国浜松城主水野金五郎は(忠経、後忠精)出羽国山形へ転封せしめらる。

〔大阪編年史 第十九卷〕

天保九年四月十一日、大坂城代間部詮勝、京都所司代ニ転ジ、寺社奉行井上正春、之二代ル。(本丸廻状留、福田氏天保雜記、累代武鑑)
天保九年八月二十一日、(幕府)、前大坂城代土井利位・定番遠藤胤統・篠山城主青山忠良・故郡山城主柳沢保興等、大塩平八郎蜂

起ノ際、出兵若シクハ防禦宜シキヲ得タルヲ賞ス。(本丸廻状留、塩賊騒乱記)

天保十年七月十九日、交替大番・加番ノ町家ニ宿泊スル間ハ、薄暮ヨリ其町ノ婦人通行ヲ禁ズ。

天保十年九月十日、大坂町奉行跡部良弼、大目付ニ転ジ、目付徳山秀起、之ニ代ル。(天保年録、御触及口達、累代武鑑)

天保十年十二月、是月、南堀江三丁目等ノ年寄ヲ召シ、夜警ノ厳ナルヲ賞ス。(御触及口達)

〔大阪編年史 第二十卷〕

天保十一年正月十一日、大坂町奉行、客歳市内静謐、冬期中出火無カリシヲ以テ惣年寄以下ヲ賞ス。(御触及口達)

天保十一年十一月三日、大坂城代井上正春、老中ニ転ジ、寺社奉行青山忠良、之ニ代ル。(天保年録、松平容敬日記、本丸廻状留、御触及口達、御触及口達、累代武鑑)

口達、御触及口達、累代武鑑)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 いのうえまさはる 井上正春 城代

〔生没〕文化三(一八〇五)—弘化四(一八四七)・二・一一 〔苗字〕井上 〔名〕正春 〔通称〕武丸・亀丸 〔官位〕河内守・従四位下・侍従・奏者番兼寺

社奉行—老中 家譜

〔御役録 天保九戌八朔改〕

御城代 御所司格

六万石

井上河内守正春

天保九ヨリ

居城 上州邑楽郡館林

御城番

玉造口 御役料

三千俵

一万石

遠藤但馬守胤統

天保四ヨリ

在所江州野洲郡三上

御城番

京橋口 御役料

同断

一万二千石

米倉丹後守昌壽

天保七ヨリ

在所武州久良岐郡金沢

〔大坂袖鑑 天保十亥歳改正〕

大坂御城代 御所司格

御役知一万石

六万石

御城番

京橋口

御役料三千俵

一万二千石

御城番

玉造口

御役料三千俵

一万石

井上河内守正春

天保九戊五月ヨリ

居城 上州邑楽郡館林

米倉丹後守昌壽

天保七申十一月ヨリ

在所武州久良岐郡金沢

遠藤但馬守胤統

天保四巳三月ヨリ

在所江州野洲郡三上

〔御役録 天保十一子八朔改正〕

御城代 御所司格

六万石

井上河内守正春

天保九ヨリ

居城 上州邑楽郡館林

御定番 玉造口御役料
三千俵

一万石

遠藤但馬守胤統

天保四ヨリ

在所江州野洲郡三上

御定番 京橋口 御役料
同断

一万二千石

米倉丹後守昌壽

天保七ヨリ

在所武州久良岐郡金沢

61 青山 忠良（忠良）

天保七申正月十一日

任御奏者番

青山因幡守(忠良)

天保八酉五月十六日*

寺社加役／寺社奉行兼
大坂御城代 被任四品

青山因幡守(忠良)

天保十一子十一月三日

加判列／老中 被任侍從

(四品) 青山下野守(忠良)

弘化元辰十二月廿八日

辞

嘉永元申九月三日

辞

〔以上、柳宮補任〕

*寺社奉行の項では就任を天保八酉五月「六日」とするが、奏者番の項では加役を「十六日」とする。実紀は後者を採る。

〔統徳川実紀〕

文政四年四月十八日 青山下野守子登はじめて見えたてまつる。父も又謝して謁見す。

文政四年七月朔日 青山下野守子登雁間席となる。

文政十一年四月廿二日 就封のいとまたまふもの四十二人。……青山下野守子因幡守。……等ははじめてなり。

天保七年六月十七日 阿部能登守。青山因幡守。本多豊前守奏者の事命ぜらる。

天保七年八月六日 松平淡路守うせしをもて。奏者番青山因幡守してその子出雲守がもとへ香銀三十枚をおくらせらる。

天保八年五月十六日 奏者番青山因幡守(忠良)寺社奉行となり。……

天保十一年十一月三日 青山下野守大坂城代となり従四位下に叙す。

天保十一年十一月廿九日 堂上方及び寺社領の御判物。御朱印の事奉はりし大坂城代前寺社奉行青山下野守。奏者番本多兵部大

輔。寺社奉行稲葉丹後守時服を下され。表右筆組頭。表右筆ともに十五人おのおの賜物あり。

天保十一年十二月朔日 青山下野守は大坂へ赴くにより。請ふままに金一万両を借しあたへらる。

天保十二年正月廿八日 大坂城代青山下野守赴任のいとま下され。美濃国正勝の御刀。御馬。時服を賜ひ。 右大将殿より時

服を下さる。小姓組番頭杉浦出雲守は下野守伝職の事命ぜられ。いとま下さる。

*天保十二年七月朔日 松平能登守。石川近江守。京極甲斐守。稲葉兵部少輔坂城加番命ぜられいとま下さる。

*天保十二年八月十日 大坂定番遠藤但馬守(胤統)少老となり。酒井右京亮大坂定番となる。

*天保十二年八月十八日 大坂定番酒井右京亮赴任にて金三千両の恩貸あり。

*天保十二年九月朔日 黒田豊前守。松平備前守。内藤因幡守は坂城加番はててかへり謁す。

*天保十二年九月十五日 大坂町奉行阿部遠江守。堺奉行水野舍人赴任のいとま下され。舍人は叙爵して若狭守と改む。

*天保十二年十月十五日 大坂定番酒井右京亮赴任のいとま下さる。……新番頭本目若狭守は大坂定番伝職の事命ぜられい

とま下さる。

*天保十三年七月朔日 朽木土佐守。安部撰津守。京極右近将監。前田大和守は坂城加番命ぜられいとまたまひ。……

*天保十三年九月朔日 石川近江守。京極甲斐守。稲葉兵部少輔は坂城加番はててかへり謁す。

*天保十四年七月朔日 大久保佐渡守。土井山城守。柳沢伊勢守。田沼玄蕃頭坂城加番にさされいとま下さる。

*天保十四年九月朔日 朽木近江守。分部若狭守。京極右近将監。前田大和守は坂城加番はててかへり謁す。

堺奉行永井求馬赴任のいとま下され。叙爵して能登守とあらたむ。

*天保十四年九月廿六日 使番阿部隠岐守。西城書院番蒔田八郎左衛門大坂目付はてて帰り謁す。

*天保十四年閏九月朔日 作事奉行石河土佐守。目付井戸大内蔵大坂城総修復検視の事命ぜられいとま下さる。

*天保十四年閏九月廿七日 作事奉行池田筑後守は大坂城修復の事を。石河土佐守に代りて命ぜらる。

*天保十四年十二月廿八日 米津越中守大坂定番となり。……

*天保十五年正月十八日 大坂定番米津越中守赴任によりて。請ふままに金三千兩の恩貸あり。

*天保十五年二月廿八日 大坂定番米津越中守赴任のいとま下さる。……。大坂城修復の検視はてて。勘定がたのものかへり

謁す。

*天保十五年六月廿五日 大坂船手頭甲斐庄喜右衛門赴任のいとま賜ひ。布衣の士に加へらる。

*天保十五年七月朔日 松平中務少輔。松平備前守。水野日向守。内藤因幡守坂城加番にさされいとま賜ひ。……

*天保十五年七月廿八日 使番安藤木工之助。書院番安部式部大坂目付にさされいとま下さる。

*天保十五年九月朔日 大久保佐渡守。土井淡路守。柳沢和泉守。田沼玄蕃頭は坂城加番はててかへり謁す。

弘化元年十二月廿八日 けさ尾張大納言に堀大和守御使し。水戸宰相に牧野備前守御使し。大坂城代青山下野守(忠良)加判の列

に入り侍従に任じ。奏者番兼寺社奉行松平和泉守(乗全)大坂城代となり。松平伊賀守寺社奉行加役を命ぜらる。

弘化五年正月廿二日 西城下松平玄蕃頭(忠篤)。青山下野守邸火あり。

嘉永元年七月二日 青山下野守(忠良)病によりて職とかん事を請ふ。やみがたき事にはおぼしめしぬれど。まづ心永く養生いたす

べしと。太田撰津守めして伝へらる。先手頭能勢河内守副て出る。

嘉永元年九月三日 宿老青山下野守(忠良)病によりて職とかん事を請ふ。抛所なくおぼしめさる。請ふままに免されて雁間詰命ぜ

らる。よてその事布衣以上上直のともがらへ。芙蓉間にして宿老これを伝ふ。

嘉永三年十一月朔日 青山下野守子鐘之助。内藤駿河守子英橋初見したてまつる。

安政元年十一月十八日 京都御警衛被命諸家。

一

……

……

本多隠岐守(康融)
名代 本多下総守

異国船渡来ニ付。京都七口之御固被 仰付候。青山下野守。稻葉長門守。永井遠江守も被 仰付

〔大阪編年史 第二十卷〕

天保十一年十一月三日、大坂城代井上正春、老中ニ転ジ、寺社奉行青山忠良、之二代ル。(天保年録、松平容敬日記、本丸廻状留御触及

口達 御触及口達、累代武鑑)

天保十二年八月二十五日、前大坂金奉行仮役林平次郎ノ職務怠慢ヲ責メ、謹慎ヲ命ズ。(統泰平年表)

天保十三年五月十二日、城代・町奉行ノ家臣又ハ城内ノ仲間・小者ト称シ、諸興行物ヲ無錢ニテ觀覽シ、或ハ町家ニ至リ金錢ヲ強

要スル者アラバ憚ル所ナク告訴セシメ、又俳優等ノ風儀紊乱ヲ戒ム。(御触及口達、芝居檣濫概略)

天保十三年八月十七日、東町奉行水野忠一、上難波町会所ニ到リ、本町三丁目外二町ノ年寄ニ改革令ノ趣旨ヲ諭示ス。(御触及口達)

天保十三年八月二十八日、大坂町奉行、惣年寄以下ヲシテ改革令ノ趣旨ヲ貫徹セシム。(御触及口達)

天保十三年九月十日、西町奉行阿部正藏、常安裏町会所ニ到リ、改革令ノ趣旨ヲ諭示ス。(御触及口達)

天保十三年十月二十一日、東町奉行水野忠一、惣年寄・町年寄ニ諭示シテ改革令ヲ励行セシム。(御触及口達)

天保十三年十二月二十九日、大坂城代青山忠良、冬季中出火少ク、盜賊ノ取締其宜ヲ得タルヲ以テ、町奉行以下ヲ賞ス。(御触及口達)

天保十四年八月九日、作事奉行石河政平・目付井戸覚弘ニ大坂城ノ修理ヲ命ズ。(天保年録)

〔大阪編年史 第廿一卷〕

天保十四年十一月、是月、幕府、改革令ノ励行ヲ促ス。(御触及口達)

候間。申合可被相勤候。時宜ニ寄候而ハ。相互援兵をも差出。御警衛向厚可被心掛候。委細之儀ハ所司代江被承合候。尤火消之儀も。只今迄之通可被心得候。

青山下野守(忠良)

右於席々伊賀守申渡之。
同文言。稻葉長門守。本多隠岐守。永井遠江守儀も被仰付候間。諸事可被申合候。

*文久二年二月廿九日 隠居家督。

青山下野守(忠良)

病氣ニ付。願之通隠居被 仰付。家督無相違。嫡子因幡守江被下。雁之間詰被 仰付之。
嫡子 同 因幡守(忠敏)

弘化元年十二月二十八日、大坂城代青山忠良、老中ニ転シ、寺社奉行松平乗全、之ニ代ル。(弘化年録、御触及口達、御触及口達、累代武鑑、統泰平年表、手鑑拾遺)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 あおやまただなが 青山忠良 城代

〔生没〕文化四・四・一〇(元治元・一一・一五)〔苗字〕青山〔名〕忠良〔通称〕登〔官位〕因幡守・下野守・従四位下・侍従・寺社奉行・若年寄〔生地〕江戸〔家系〕青山忠裕男 家譜

〔御役録 天保十二丑歳頭改正〕

御城代 御所司格

御定番 玉造口御役料 三千俵

(空白)

一万石

御定番 京橋口御役料 同断

一万二千石

青山下野守

遠藤但馬守胤統

米倉丹後守昌壽

天保十一ヨリ

天保四ヨリ

天保七ヨリ

(空白)

在所江州野洲郡三上

在所武州久良岐郡金沢

〔御役録 天保十三年頭改〕

御城代 御所司格

御定番 玉造口御役料 三千俵

六万石

一万石

御定番 京橋口御役料 同断

青山下野守忠良

酒井右京亮忠批

米倉丹後守昌壽

天保十一ヨリ

天保十二ヨリ

天保七ヨリ

居城 丹波多記郡笹山

居城越前敦賀郡敦賀

在所武州久良岐郡金沢

*多紀郡を「多記郡」と表記する。

〔御役録 天保十四八朔改〕

玉造口御役料

京橋口御役料

62 松平 乗全のりたけ

御城代 御所司格

六万石

青山下野守忠良

天保十一ヨリ

居城 丹波多記郡笹山

御定番

一万石

酒井右京亮忠毗

天保十一ヨリ

居城越前敦賀郡敦賀

御定番

一万二千石

米倉丹後守昌壽

天保七ヨリ

在所武州久良岐郡金沢

〔御役録 天保十五辰八朔改正〕

御城代 御所司格

六万石

青山下野守忠良

天保十一ヨリ

居城 丹波多記郡笹山

御定番

玉造口御役料
三千俵

一万千石

米津越中守政懿

天保十五ヨリ

在所出羽村山郡長瀨

御定番

京橋口御役料
同断

一万三千石

米倉丹後守昌壽

天保七ヨリ

在所武州久良岐郡金沢

御奏者番
寺社奉行兼帯

弘化元辰十二月廿八日

大坂御城代 被任四品

弘化二巳三月十五日

老中 西丸

同 年九月朔日

被任侍従

嘉永元申十月十八日

御本丸〔老中〕

同 三戌九月五日

所司代為引渡京都江被遣旨

同 六丑九月十五日

只今迄之通可相勤旨

松平和泉守(乗全)
(四品)松平和泉守(乗全)

料 安政二卯八月四日 辞
同 四巳九月十三日 溜詰格

〔以上、柳營補任〕

資 〔寛政重修諸家譜〕

父和泉守乘寛が長男、母阿部伊勢守正倫が女。

〔統徳川実紀〕

天保十年十二月三日 宿老松平和泉守(乗寛)卒せしかば……。和泉守子左京亮(乗全)のもとへ。少老増山河内守上使として。香銀三十枚をおくらせらる。

天保十一年六月八日 松平和泉守奏者の事命ぜられ……

天保十五年六月二日 増上寺方丈(密賢)病により請ふままに隠居の事。寺社奉行松平和泉守。内藤紀伊守上使として仰せつかはさる。

弘化元年十二月廿八日 奏者番兼寺社奉行松平和泉守(乗全)大坂城代となり……

弘化二年三月十八日 けさ牧野備前守は紀伊大納言。尾張大納言に。阿部伊勢守は水戸(幸相)に御使し。戸田山城守(忠温)は本城にうつり。大坂城代松平和泉守(乗全)は加判の列となり。 右大將殿へ附けさせられ。奏者番兼寺社奉行松平伊賀守(忠

優)は大坂城代となり従四位下にのぼる。よてその事布衣以上のともがらへ。芙蓉間にして。宿老列座して青山下野守(これを伝ふ。

弘化二年九月朔日 西城宿老從四位下松平和泉守侍從に任ず。

嘉永元年十月十八日 松平和泉守(乗全)。大坂城代松平伊賀守(忠優)。寺社奉行久世出雲守(広周)ともに加判の列に入り……

嘉永三年九月六日 京所司代内藤紀伊守に伝職の事。松平和泉守に命ぜらる。

嘉永六年九月十五日 老中。若年寄。御側衆。西城共勤仕令。

只今迄之通可相勤旨

老 中

(安政二年五月から十二月まで 記事欠落)

安政四年(一八五七)九月十三日 松平和泉守(乗全)溜詰格。

一 溜詰格

松平和泉守

右被 仰付旨。大和守申渡之。過而於 御座之間 御目見。

万延元年閏三月六日 執政御普請国用兩懸御免。

一 覚

和泉守(松平乗全)

病氣可手間取様子ニ付而。同列共迄申聞候内存之趣。被及

御聽候ニ付。御本丸御普請

御用并御勝手掛 御免被成候。

右之趣。寺社奉行・大目付。町奉行。御勘定奉行。御目付。御勘定吟味役江達候事。

万延元年四月八日 執政退役願。

一

松平但馬守

差添

本多 左京

松平和泉守(乗全)病氣ニ付。御役(老中) 御免願差出。達 御聽候処。尤二ハ被 思召候得共。其俣養生致候様被仰出候。

〔大阪編年史 第廿一卷〕

弘化元年十二月二十八日、大坂城代青山忠良、老中ニ転ジ、寺社奉行松平乗全、之二代ル。(弘化年録、御触及口達、御触及口達、累代武鑑、統泰平年表、手鑑拾遺)

鑑、統泰平年表、手鑑拾遺)

弘化二年三月八日、改革ノ趣意徹底ヲ図ラシム。(御触及口達)

弘化二年三月十八日、大坂城代松平乗全、西ノ丸老中ニ転ジ、奏者番松平忠優、之二代ル。(弘化年録、

御触及口達、近來年代記、累代武鑑、統泰平年表

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まつだいらのりたけ 松平乗全 城代

〔生没〕寛政六〇明治三・七・六 〔苗字〕松平 〔名〕乗全 〔号〕謙齋 〔官位〕従五位上・左京亮・和泉守・従四位下・奏者番兼
寺社奉行―西丸老中 〔家系〕松平乗寛男 家譜

63 松平 忠優ただひ

御奏者番

寺社奉行兼帯

弘化二巳三月十五日 大坂御城代 被任四品

嘉永元申十月十八日 加判列ノ老中 (四品)松平伊賀守(忠優)

同 年十二月十五日 被任侍従

同 二酉閏四月廿二日 琉球人參府御用掛り

同 六丑九月十五日 前同断

安政二卯八月四日 辞

〔以上、柳宮補任〕

〔統徳川実紀〕

文政十二年十一月十五日 松平伊賀守養子玉助。……はじめて見え奉る。

天保元年四月二十日 信濃国上田城主松平伊賀守忠学致仕す。其養子左衛門佐忠優に領知五万三千石をつがしむ。

天保九年四月二十日 奏者番松平伊賀守(忠優)寺社の奉行を兼ねしめらる。

天保九年閏四月十三日 松平伊賀守(忠優)はじめ西城宮作助役の事命ぜられしが、寺社の奉行となりしに由て助役の事は免るされぬ。請ひて金三千両をたてまつる。

天保十年十二月六日 黒木書院へ 両御所出給ひて。西城宮造に由て黄金献りし……。松平伊賀守。…に御前にて賜物おのお

の差あり。……

弘化元年十二月廿八日 松平伊賀守寺社奉行加役を命ぜらる。

弘化二年三月十八日 奏者番兼寺社奉行松平伊賀守(忠優)は大坂城代となり従四位下⁽¹⁾にのぼる。

弘化二年三月廿一日 松平大膳大夫。……松平伊賀守。……本城営作により上納金の事請ひ申す。また高並の上納金を命ぜらる。

弘化二年四月八日 大坂城代松平伊賀守任地に赴くによて金一万両の恩貸あり。

弘化二年五月十五日 大坂城代松平伊賀守赴任のいとま下され。美濃国兼秋の御刀。御馬。時服をたまふ。

小姓組番頭小笠原加賀守は伊賀守伝職の事命ぜられ暇下さる。

* 弘化二年七月朔日 酒井志摩守。小笠原信濃守。井上筑後守坂城加番にさされ暇下さる。稲垣撰津守また同じ。

* 弘化二年七月十三日 勘定奉行久須美佐渡守。大坂町奉行水野若狭守は本城経営銅瓦。其他の事奉はりしによて時服。黄金

をそへて下され。……

弘化二年七月十八日 大坂城代松平伊賀守認知に赴き。城入も済みしにより。謝して使し二種一荷をたてまつる。

* 弘化二年八月十六日 大坂町奉行永井能登守(尚徳)本城経営銅瓦奉はりしによて賜物あり。

* 弘化二年九月朔日 松平中務少輔。松平備中守。水野日向守。内藤因幡守坂城加番はててかへり謁す。

* 弘化三年七月朔日 土井能登守。松平左衛門尉。内藤因幡守。小笠原備後守坂城加番はててかへり謁す。

* 弘化三年九月朔日 稲垣撰津守。酒井志摩守。小笠原信濃守坂城加番はてて帰謁す。

弘化四年六月十四日 大坂城代松平伊賀守(忠優)が所領信濃国上田地震によて城内亭宅領知破損により。請ふままに金三千両の

恩貸あり。

* 弘化四年七月朔日 板倉内膳正。保科能登守。堀田豊前守坂城加番にさされていとま下さる。本多伊予守は在邑によて奉書

をもてつたへらる。

* 弘化四年七月廿八日 使番滝川三郎四郎。小姓組阿部数馬大坂目付命ぜられ暇下さる。

* 弘化四年九月朔日 土井能登守。松平左衛門尉。内藤因幡守。小笠原備後守は坂城加番はててかへり謁す。

* 弘化四年九月三日 大坂町奉行水野若狭守(忠二)新番頭となる。

* 弘化四年十二月十六日 大坂城殿裏その他修復の事つとめし勘定がたのともがら賜物あり。

* 嘉永元年七月朔日 松平中務少輔。関根馬守。堀長門守は坂城加番命ぜられいとま下さる。

嘉永元年十月十八日 松平和泉守(乗全)。大坂城代松平伊賀守(忠優)。寺社奉行久世出雲守(広周)ともに加判の列に入り。……

嘉永元年十二月十日 大坂城總修復の事奉はりしをもて。宿老……。松平伊賀守は時服を御前にて賜ひ。……
嘉永三年十一月廿四日 宿老……。松平伊賀守は琉人參府の事奉はりしによて。御座所にておのおの時服を賜ふ。
嘉永六年九月十五日 老中。若年寄御用掛。

御朱印

御判物御用

右於 御前被 仰付之。

(安政二年五月から十二月まで 記事欠落)

松平和泉守

〔大阪編年史第廿一卷〕

弘化二年三月十八日、大坂城代松平乘全、西ノ丸老中ニ転ジ、奏者番松平忠優、之ニ代ル。(弘化年録、御触及口達 近來年代記 累代武鑑、統泰平年表)

弘化二年、是歲、大坂城ヲ修復シ、嘉永元年五月功成ル。(大坂御城中秘見写、御触及口達、弘化年録)

弘化三年六月十一日、大坂城・諸役所付近、其他川筋又ハ人家接近地ニ於テ花火ヲ掲グルヲ禁ズ。(御触及口達 弘化三年、是歲、

対馬藩主ヲシテ、朝鮮信使大坂接迎ニ変更ノコトヲ通報セシム。(誠齋雜綴、外務省書翰)

弘化三年八月十五日、幕府、安政三丙辰ノ歳ヲ以テ朝鮮信使ヲ大坂城ニ迎接スベキヲ定ム。(書付留、弘化年録、誠齋雜記、弘化雜記、

統泰平年表、近代月表、松平容敬日記)

嘉永元年六月六日、熊本藩主細川斉護、萩藩主毛利慶親等ニ命ジテ大坂城ヲ修繕セシム。(嘉永録、蜂須賀家譜、小出家譜、古川家譜)
嘉永元年十月十八日、大坂城代松平忠優、老中ニ転ジ、寺社奉行内藤信親、之ニ代ル。(嘉永録、御覽之控、松平上田家譜、内藤村上家譜、御触及口達、御触及口達、累代武鑑、統泰平年表)

〔大阪編年史第二七卷〕

大阪人名辞彙 まつだいらただひで 松平忠優 城代

〔生没〕^(八二二)文政五^(八五九)安政六・九・一四 〔苗字〕松平 〔本姓〕藤井 〔名〕忠固・忠優 〔通称・幼名〕玉助 〔官位〕伊賀守・従四位下・侍従 〔家系〕酒井忠実男・松平忠学養子 家譜・累代武鑑抄

内藤 信親のぶちか

〔御役録 弘化三丙午年頭改正〕

御城代 御所司格

五万三千石

松平伊賀守忠優

弘化二ヨリ

居城 信州小縣郡上田

御定番 玉造口御役料 三千俵

一万千石

米津越中守政懿

天保十五ヨリ

在所出羽村山郡長瀨

御定番 京橋口御役料 同断

一万二千石

米倉丹後守昌壽

天保七ヨリ

在所武州久良岐郡金沢

天保七申十一月廿日 任御奏者番

天保十四卯十一月晦日 寺社奉行兼

弘化二巳十一月五日 朝鮮人来聘御用掛リ

嘉永元申十月十八日 大坂御城代、被任四品

嘉永三戌九月 朔日 所司代、被任侍従

嘉永四亥十二月廿一日 西丸老中

同 六丑九月十五日 御本丸江被召連加判列

安政六未七月廿日 御勝手掛リ

万延元申閏三月九日 御本丸御普請御用取扱

同 年十月廿三日 御普請御用相勤候ニ付御刀来左代金三十枚

同 年十二月十五日 同断御用相勤ニ付御刀相模国綱広、一万石村替

文久元酉八月十四日 昨年来御仕置之儀不容易一件彼是御用取扱候ニ付、

蒙御懇上、御手自御鞍籠被下

文久二戊五月十四日 日光御宮御修復惣奉行

同月廿六日 加判列御免、御刀加賀国家次代金二十枚拝領、溜詰格

内藤紀伊守(信親)

内藤紀伊守(信親)

内藤紀伊守(信親)

内藤紀伊守(信親)

内藤紀伊守(信親)

(侍従) 内藤紀伊守(信親)

同 年十一月廿日 勤役中同列之内不正之取計有之処、心得罷在候段、

不束之至候、依之先度村替被仰付候一万石旧地戻り、
溜詰格御免、帝鑑間席、於松平豊前守宅申渡

〔以上、柳宮補任〕

〔統徳川実紀〕

天保七年十一月二十日 内藤紀伊守。大久保出雲守は奏者番となり。……

天保十年十二月六日 西城营造にて……黄金献りし……。内藤紀伊守。……賜物同じく差あり。

天保十四年十一月三十日 土屋采女正奏者の事命ぜられ。奏者番内藤紀伊守(信親)寺社奉行加役を命ぜらる。

弘化元年十一月三日 ……内藤紀伊守。……本城营造により上納金の事請ひ申せしに。……万石にして五百兩。……を収

むべしとなり。

嘉永元年十月十八日 寺社奉行内藤紀伊守(信親)は大坂城代となり従四位下に叙し。……

*嘉永元年十二月十日 大坂城修復の事奉はりしをもて。宿老阿部伊勢守は備前国正の御刀。松平伊賀守は時服を御前にて

賜ひ。少老大岡主膳正は時服を大奥にて賜ふ。

嘉永元年十二月十三日 大奥にて宿老。大坂城代内藤紀伊守に御鷹の雁を賜ふ。

*嘉永元年十二月十五日 松平阿波守。細川越中守。松平大膳大夫。丹羽左京大夫。加藤遠江守。小出信濃守。および吉川龜

之進は大坂城修復の事つとめしをもておのおの時服を賜ふ。

*嘉永元年十二月二十日 大坂城修復の事つとめし松平阿波守。細川越中守。松平大膳大夫。丹羽左京大夫。加藤遠江守。小

出信濃守。および吉川龜之進家人ら賜物差あり。

*嘉永元年十二月廿二日 勘定奉行石河土佐守。同じ吟味役羽田龍助利見は大坂城修復成功。……により。時服又黄金をそへ

て賜ひ。所屬のともがらおのおの賜物差あり。

嘉永二年正月十五日 大坂城代内藤紀伊守赴任のいとまたまひ。相模国綱広の刀。馬。時服。御手づから御黒印を下さる。小姓

組番頭近藤遠江守は紀伊守伝職の事命ぜられいとま下さる。

嘉永二年九月十一日 姫君御引移にて。……内藤紀伊守は綿百把をたてまつる。

*嘉永三年九月朔日 加藤越中守。内田豊後守。井上筑後守大坂城加番はててかへり謁す。

嘉永三年九月朔日 大坂城代内藤紀伊守(信親)京所司代となり侍従に任ず。

嘉永三年九月六日 京所司代内藤紀伊守に伝職の事。松平和泉守に命ぜらる。

嘉永四年十二月廿一日 西城宿老久世大和守(広周)本城にうつり。所司代内藤紀伊守(信親)加判の列となり西城に付けさせられ。

嘉永六年九月十五日 老中。若年寄。御側衆。西城共勤仕令。

一 只今迄之通可相勤旨
老 中

内藤紀伊守(信親)

御本丸江被 召連。月番加判可相勤候。

右於御前被 仰付之。

文久二年五月廿六日^(八六) 加判御免拜領物。同事を詰合之面々江演達。

御座間

一 加判之列御免 溜詰格

内藤紀伊守(信親)

右於 御前被 仰付之。

御刀 加賀国家次 代金貳十枚

同 人

右御懇之蒙 上意。御手自拝領之。

一 紀伊守加判之列 御免。溜詰格被 仰付候段。詰合布衣以上之面々江老中演達之。

文久二年十一月二十日 封廻状

内藤紀伊守(信親)

其方儀。加判之列久々相勤。古役之義ニ候得バ。万事心付可申処。勤役中同列共之内不正之取計致し候儀ニも。不心付罷過候段。不束之至ニ付。急度も可被 仰付処。格別之以 思召。先年村替被 仰付候一万石。旧地戻被 仰付。溜詰格 御免。帝鑑間席被 仰付之。

〔大阪編年史第廿一卷〕

料 嘉永元年十月十八日、大坂城代松平忠優、老中二軀シ、寺社奉行内藤信親、之二代ル。(嘉永録、御覽之控、松平上田家譜、内藤村 upper 家譜、

御触及口達、御触及口達、累代武鑑、統泰平年表)

嘉永二年十二月二十八日、大坂城代内藤信親、本年市中平穩ニ經過シタルヲ以テ町奉行以下ヲ賞ス。(御触及口達)

資 嘉永三年九月一日、大坂城代内藤信親、京都所司代二軀シ、寺社奉行土屋寅直、之二代ル。(嘉永録、内藤村 upper 家譜、土屋土浦家譜、御触

及口達、近來年代記、旧幕府重職姓名抄)

〔大阪編年史第二七卷 大阪人名辞彙〕 ないとうのぶちか 内藤信親 城代

〔生没〕文久・元治中没 〔苗字〕内藤 〔名〕信親・信思 〔号〕藤齋 〔官位〕紀伊守 〔家系〕内藤信敷男 旧幕府重職姓名抄・家譜

〔御役録〕

御 城 代 御所司格

五万九十石余

内藤紀伊守信親

嘉永元ヨリ

居城 越後岩船郡村上

御定番 玉造口御役料 三千俵

一万千石

米津越中守政懿

天保十五ヨリ

在所出羽村山郡長瀬

御定番 京橋口御役料 同 断

一万二千石

米倉丹後守昌壽

天保七ヨリ

在所武州久良岐郡金沢

65 土屋 寅直とらふち

天保十四卯十一月晦日 御奏者番

弘化五申正月廿三日 寺社奉行見習

同 年十月十八日 (寺社奉行)本役

嘉永二酉九月十四日 來年四月於日光大猷院様二百回御忌御法事御用掛り

同 三戌四月 日光江罷越

土屋采女正(寅直)
土屋采女正(寅直)

嘉永三戊九月 朔日 大坂御城代、被任四品

土屋采女正(寅直)

同日 七日 於大坂御城朝鮮信使聘礼被為請告候二付

右御用掛リ

安政五年十一月廿六日 辞

〔統徳川実紀〕

天保七年八月十五日 松平右京亮はじめ就封のいとまたまはるもの十二人。土屋相模守子采女はじめてなり。

天保十年八月三日 西城構造助手命ぜらるるもの十三人。……。土屋采女正。……なり。

天保十一年九月十五日 ……。西城構造にて……。……おなじ構造の事つとめしをもて時服を下さる。……。土屋采女正。……

またおなじ。

天保十四年十一月三十日 土屋采女正奏者の事命ぜられ。……

弘化四年九月廿一日 土屋采女正就封のいとまたまひ。……

弘化四年十二月十五日 土屋采女正はじめ参勤の者六人。……

嘉永元年正月廿三日 奏者番土屋采女正(寅直)寺社奉行(見習)を兼ね命ぜられ。安藤長門守。本多豊前守。水野壱岐守。酒井安

芸守は奏者の事命ぜらる。

嘉永元年十月十八日 寺社奉行見習土屋采女正(寅直)。奏者番松平紀伊守(信憲)は寺社奉行となり。……

嘉永三年九月朔日 寺社奉行土屋采女正(寅直)は大坂城代となり従四位下にすむ。

嘉永三年九月七日 大坂城代土屋采女正に大坂城に朝鮮信使来聘の事奉はるべく命ぜられ。寺社奉行本多中務大輔に同じく来聘

の事命ぜらる。小姓組番頭土岐豊前守に大坂城代土屋采女正伝職の事命ぜらる。

* 嘉永四年七月朔日 松平中務大輔。大久保佐渡守。京極飛騨守。小笠原信濃守は坂城の加番命ぜられ暇下さる。

* 嘉永四年九月朔日 土岐美濃守。三浦志摩守。水野日向守坂城加番はててかへり謁す。

* 嘉永五年七月朔日 稲垣撰津守。土井大隅守。戸田能登守。永井若狭守は坂城加番命ぜられいとま下さる。

* 嘉永五年九月朔日 大久保佐渡守。京極飛騨守。小笠原信濃守は坂城加番はててかへり謁す。

* 嘉永六年七月朔日 内藤山城守。大久保佐渡守。三宅土佐守。井上筑後守坂城加番命ぜられて。松平出羽守が在所へいとま

下さる。

*嘉永六年九月十日 大坂在番帰。

大番頭 久貝因幡守 加納備中守

右大坂在番帰二付。組中江御番改有之。御白書院桜之間江老中出席。

*嘉永六年十二月晦日 大坂町奉行教諭市人。

(内容詳細省略)

*嘉永七年七月朔日 大坂加番在番御暇等。

時服五羽織 大坂加番御暇 松平山城守 小笠原左衛門尉
時服四羽織 同 板倉左衛門佐 京極備中守

銀十枚 時服二つ 大坂在番御暇 大御番頭 室賀美作守
同 室賀美作守組・堀田豊前守組 大御番組頭

銀十枚 鳥目 大坂在番御暇 同 同組大御番 同せがれ共

*嘉永七年九月朔日 出御。諸御礼。

大坂加番帰 大久保佐渡守

板障泥十掛 銀馬代 同 内藤山城守 三宅对馬守
手綱三十筋 同 井上筑後守

押掛十懸 同 大坂在番帰 大御番頭 近藤石見守 遠山安芸守

押懸十掛 銀馬代 同 同組頭 安藤与十郎

手綱三十筋 同 大坂御目付代御暇 御使番 同組大御番 同 悴共

金五枚 大坂在番帰 同 石谷因幡守(穆清)

鳥目 大坂在番帰 同 同 関保右衛門(行篤)

*安政元年五月廿日 御役替。

一 御普請奉行 三宅長門守跡

大坂町奉行 出雲守与改

*安政元年九月十五日 諸大夫一人。

一 諸大夫

出雲守与改

右被 仰付旨。紀伊守申渡之。
(安政二年五月から十二月 記事なし)

*安政四年二月廿四日 御役替。

一 大坂町奉行 佐々木信濃守跡

御勘定奉行次席 西丸御留守居格

戸田伊豆守(氏栄)

……

小普請奉行 大沢豊後守跡

大坂町奉行

佐々木信濃守(顕発)

右於 御前被 仰付之。

*安政四年四月廿八日 異国船防禦之御用被命者三人。進位者二人。

一 異国船為防禦。大坂安治川。木津川両川口御台場御備被 仰出候ニ付。木津川御警衛被 仰付之。
松平讚岐守(頼胤)

異国船為防禦。大坂安治川。木津川両川口御台場御備被 仰出候ニ付。其方安治川御警衛被 仰付之。
松平隠岐守(勝善)

異国船渡来之節。武州神奈川辺御警衛被 仰付之

松平出羽守(定安)

異国船為防禦。大坂安治川。木津川両川口御台場御備被 仰出候ニ付。其方安治川御警衛被 仰付之。

武州本牧御警衛ハ 御免被成候。

松平讚岐守

其方儀御警衛向御用被 仰付候ニ付。別段之以思召。正四位上被 仰付之。

松平出羽守

同断之儀ニ付。別段之以思召。少將被 仰付之。

右大和守申渡之。

安政四年五月五日 大坂御城代江御達。

一 此日繼飛脚にて大坂御城代江御達。(内容詳細省略)

*安政四年閏五月朔日 御役替。

一 御奏者番

大坂御定番・米倉丹後守跡

大御番 加納駿河守
大坂御定番 米倉丹後守
大御番頭 本多肥後守

右於 御前被 仰付之。

*安政四年七月朔日

月並其他件々御礼。

御黒印被下 金十枚 時服五

大坂御定番御暇 本多肥後守

金五枚 時服二羽織

大坂加番御暇 稻垣撰津守 米津相模守

銀十枚 時服二つ

大坂在番御暇 大御番頭 京極周防守 林肥後守

板障泥十掛 銀馬代

兩組頭

*安政四年九月朔日

月並其他件々御礼。

押掛十懸 同

大坂加番掃 板倉内膳正 内田主殿頭

同

大坂御定番引渡掃 新番頭 松平信濃守

*安政四年九月十三日

依病大坂御目付代御免。

一

右就病氣。願之通大坂御目付代

御免之旨、安芸守申渡之。 御使番 長山祐之助 名代 本多主税

*安政五年正月廿二日

御役替。

一 小普請奉行 岡田備後守跡

堺奉行 関 出雲守(行篤)

右於 御前被 仰付之。

*安政五年二月十五日

御役替。

一 堺奉行 関出雲守跡

御目付 一色邦之輔(直温)

*安政五年三月十五日

諸大夫。

一

堺奉行 一色邦之輔(直温)

山城守与改

右諸大夫被 仰付旨。大和守申渡之。

* 安政五年七月朔日 月並其他御礼件々。

時服四羽織

大坂加番御暇

田原飛驒守

安部撰津守

金五枚 時服五羽織

大坂在番御暇

大御番頭

近藤遠江守

松平丹後守

銀十枚 時服二つづ

同

両組頭

銀十枚

大坂在番御暇

両組大御番

鳥目

同

同 悴 共

*(安政五年九月朔日 記事なし)

安政五年十一月廿六日 大坂御城代病免。

大坂御城代

土屋采女正(寅旦)

名代 内藤駿河守

右病氣二付。願之通御役 御免。如前々雁之間席被 仰付之旨。和泉守申渡之。

〔大阪編年史 第廿一卷〕

嘉永三年九月朔日、大坂城代内藤信親、京都所司代ニ転ジ、寺社奉行土屋寅直、之二代ル(嘉永録、内藤村上家譜、土屋土浦家譜、御触及

口達、近來年代記、旧幕府重職姓名抄、鍾奇齋日々雜記、近來年代記、御触及口達)

〔大阪編年史 第廿二卷〕

嘉永五年二月二十二日、朝鮮信使ヲ大坂城ニ迎接ノタメ、追手馬場ニ松樹ヲ植エシム。(菊屋町旧記)

嘉永五年十月二十二日、此年凶歉、西ノ丸又火災ニ罹リシヲ以テ、朝鮮使節ノ来聘ヲ延期セシム。(書付留)

嘉永六年十一月、大坂町奉行石谷穆清・佐々木顕発、城代土屋寅直ノ旨ヲ承ケ、富商・豪商ニ論シテ献金セシム。(続々泰平年表、御

触及口達、菊屋町旧記、近來年代記、永代録、雑喉場魚市場沿革史、塩魚干魚鱈節商旧記、大阪同盟塩問屋組合沿革史、永代記録帳、漆商
 旧記、鍾奇齋日々雜記、菊屋町旧記)

嘉永六年十二月二十九日、大坂城代土屋寅直、本年中市内静謐、出火無カリシヲ以テ、惣年寄以下ヲ賞ス。(御触及口達)

嘉永七年七月十九日、幕府、献金セリ市民ヲ賞ス。(御触及口達)

嘉永七年九月十七日、申ノ刻、露西亞軍艦、天保山沖ニ碇泊シ、翌日艦員安治川ニ入ル。城代土屋寅直等、兵ヲ出シテ沿岸ヲ固ム。(高
 麗環雜記、浪華記事、如是我聞、書付留、有所不為齋雜録、安政年表、土屋家譜、阿部正桓家記、鍾奇齋日々雜記、近來年代記、近來年代記、

近來年代記、近來年代記、嘉永六年異国船渡來記、「付録」内々番所日記、書付留、御触及口達)

嘉永七年九月二十九日、大坂城代土屋寅直ヲシテ幕府ノ書ヲ露艦ニ伝ヘ、下田ニ廻航セシム。(開国起原)

嘉永七年十月三日、辰ノ中刻、露艦解纜ス。仍テ警備ヲ撤ス。(開国起原、「付録」書付留、如是我聞、土屋家譜、阿部正桓家記、御触及口
 達、鍾奇齋日々雜記、嘉永六年異国船渡來記、木津川船陣久留米・備前、内々番所日記、書付留)

嘉永七年十一月四日、辰ノ中刻大地震アリ、翌日又屢々震動ス。夜海嘯アリ。(鍾奇齋日々雜記、鈴木大雜集、菊屋町旧記、御触及口達、
 菊屋町旧記、永代録、近來年代記、近來年代記、近來年代記、近來年代記、近來年代記、住友家史垂裕明鑑抄、未
 代控、波速之震事、嘉永七年甲寅年十一月四日五日大地震所々破損大坂市中近郷之分、「付録」内々番所日記、脇坂安宅日記、書付留)

阿部正桓家記、安政年表)

安政元年十二月二十九日、大坂城代土屋寅直、本年中市内静謐ナリシヲ以テ惣年寄以下ヲ賞ス。(御触及口達)

安政二年十二月二十九日、大坂城代土屋寅直、本年中市内静謐、出火無カリシヲ以テ、惣年寄以下ヲ賞ス。(御触及口達)

〔大阪編年史 第廿三卷〕

安政三年七月十八日、大坂城代土屋寅直ニ命ジ、(安治川・木津川)両川口ニ砲台ヲ築キ、且ツ砲艦ヲ備ヘシム。(続々泰平年表、阿部
 正桓家記)

安政三年八月 是月、朝鮮信使ノ來聘ヲ停ム。(菊屋町旧記)

安政四年四月二十八日、松平頼胤及ビ松平定安ニ命ジ、安治川・木津川両川口ヲ守ラシム。(時風録)

安政四年五月五日 大坂城代土屋寅直ニ令シ、大坂ノ繁栄挽回策ヲ講ゼシム。(続々泰平年表)

安政四年十二月二十二日、市中繁栄ノ為、諸興行物並ニ茶屋ヲ免ズ。(御触及口達)

安政四年十二月二十二日、市中繁栄ノ為、諸興行物並ニ茶屋ヲ免ズ。(御触及口達)

安政四年十二月二十二日、市中繁栄ノ為、諸興行物並ニ茶屋ヲ免ズ。(御触及口達)

安政四年十二月二十二日、市中繁栄ノ為、諸興行物並ニ茶屋ヲ免ズ。(御触及口達)

安政四年十二月二十二日、市中繁栄ノ為、諸興行物並ニ茶屋ヲ免ズ。(御触及口達)

安政四年十二月二十二日、市中繁栄ノ為、諸興行物並ニ茶屋ヲ免ズ。(御触及口達)

安政四年十二月二十二日、市中繁栄ノ為、諸興行物並ニ茶屋ヲ免ズ。(御触及口達)

是日、市中繁栄ノ為、諸向取引ヲ盛大ニ行ハシメ、又諸家立入町人ノ心得方ヲ論ス。(御触及口達)
安政五年二月 是月、大坂町奉行久須美祐禰、幕府ニ上書シ、大坂・堺・兵庫及ビ西宮開港ノ不可ナルヲ論ズ。(米商旧記)
安政五年十一月二十六日、大坂城代土屋寅直、病ニ依リ職ヲ辞シ、奏者番松平信篤、之二代ル。(幕府沙汰書、御触及口達、土屋常陸土
浦家譜、松平丹波龜山家譜、旧幕府重職姓名抄)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 つちやともなお 土屋寅直 城代

〔生没〕文政三〇〇明治中没 〔苗字〕土屋 〔名〕寅直 〔通称〕多仁丸 〔官位〕采女正・従四位下 旧幕府重職姓名抄・家譜

〔御役録 嘉永六丑年頭改正〕

御城代 御所司格

九万五千石

土屋采女正寅直

嘉永三ヨリ

居城 常州新治郡土浦

御定番

玉造口御役料

三千俵

一万千石

米津越中守政懿

天保十五ヨリ

在所出羽村山郡長瀨

御定番

京橋口御役料

同断

一万二千石

米倉丹後守昌壽

天保七ヨリ

在所武州久良岐郡金沢

〔御役録 嘉永七寅八朔改〕

御城代 御所司格

九万五千石

土屋采女正寅直

嘉永三ヨリ

居城 常州新治郡土浦

御定番

玉造口御役料

三千俵

一万石

田沼玄蕃頭意尊

嘉永六ヨリ

在所遠江榛原郡相良

御定番

京橋口御役料

同断

一万二千石

米倉丹後守昌壽

天保七ヨリ

在所武州久良岐郡金沢

〔御役録 安政三辰年頭改〕

御城代 御所司格

御定番

玉造口御役料

三千俵

御定番

京橋口御役料

同断

九万五千石

土屋采女正寅直

嘉永三ヨリ

居城 常州新治郡土浦

一万石

田沼玄蕃頭意尊

嘉永六ヨリ

在所 遠江榛原郡相良

一万二千石

米倉丹後守昌壽

天保七ヨリ

在所 武州久良岐郡金沢

〔御役録 安政五年正月改〕

御城代 御所司格

九万五千石

土屋采女正寅直

嘉永二ヨリ

居城 常州新治郡土浦

御定番

玉造口御役料

三千俵

一万石

田沼玄蕃頭意尊

嘉永六ヨリ

在所 遠江榛原郡相良

御定番

京橋口御役料

同断

一万石

本多肥後守忠鄰

安政四ヨリ

在所 播磨宍粟郡山崎

66 松平 信篤(信義)

弘化三年六月十八日

嘉永元申十月十八日

同 四亥十二月廿七日

安政三辰八月十七日

安政五年十一月廿六日

万延元申十二月廿八日

万延元申十二月廿八日

文久二戊閏八月十七日

元御小納戸

御奏者番

寺社奉行兼

朝鮮人来聘御用

御代替二付朝鮮人来聘御用掛

大坂御城代、被任四品

加判列

老中、被任侍従

日光御宮御靈屋御修復惣奉行

(豊前守)松平紀伊守(信篤)

(豊前守)松平紀伊守(信篤)

松平豊前守(信篤、改信義)

(四品)松平豊前守(信義)

〔統徳川史紀〕

且御勝手御入用掛リ
 同 年九月十一日 来二月御上洛之節御留守
 同 三亥二月十二日 外国御用取扱
 同 年九月五日 辞

〔以上、柳宮補任〕

弘化元年十二月廿四日 …… 松平紀伊守 …… 本城宮作により上納金の事請ひ申せしが、並高のごとくに上納命ぜらる。

弘化三年六月十八日 …… 松平紀伊守 …… 奏者の事命ぜられる。

弘化三年七月十七日 松平右京大夫病にて奏者番松平紀伊守して問はせらる。

嘉永元年九月十五日 松平紀伊守はじめ参勤の者三人。

嘉永元年十月十八日 寺社奉行見習土屋采女正(寅直)。奏者番松平紀伊守(信篤)は寺社奉行となり。 ……

嘉永二年三月十六日 伝通院靈鏡院殿十三回周忌にて。寺社奉行松平紀伊守代参して香銀三十枚を薦めらる。おなじ事にて

三家のかたがた使して御けしきうかはる。

* 嘉永二年七月朔日 増山河内守。内藤豊後守。井上筑後守は坂城加番命ぜられ暇たまひ。 ……

* 嘉永二年九月朔日 松平中務少輔。酒井大学頭坂城加番はててかへり謁す。

安政五年十一月廿六日 御役替。

大坂御城代 被叙四品 御奏者番 寺社奉行加役 松平豊前守(信義)

* (安政六年七月朔日 記事なし)

* (安政六年九月朔日 記事なし)

* 万延元年七月朔日 坂城加番。大坂在番御暇。

時服 五羽織 大坂加番御暇 松平山城守
 時服 羽織 同 水野日向守
 時服 四羽織 同 大岡越前守

料

資

*万延元年九月朔日 大坂加番婦。

切付・御馬代

〔八六〇〕
万延元年十二月廿八日 執政任侍従。

加判之列・侍従

右於 御前被 仰付之。

大坂在番御暇 大御番頭 津田越前守・内田主殿頭
同 兩組頭

大坂加番婦 小笠原左衛門佐・新庄駿河守

松平豊前守(信義)

〔大阪編年史 第廿三卷〕

安政五年十一月二十六日、大坂城代土屋寅直、病ニ依リ職ヲ辞シ、奏者番松平信篤、之二代ル。(幕府沙汰書、御触及口達、土屋常陸土

浦家譜、松平丹波龜山家譜、旧幕府重職姓名抄)

安政六年三月二十日、大坂城代松平信義着任ス。(御触及口達)

安政六年七月十八日、大番頭衆及ビ加番衆ノ止宿セル所ニハ、薄暮ヨリ婦女ノ往来スルヲ禁ズ。(御触及口達)

万延元年十二月十二日、大坂城代松平信義、江戸ニ赴ク。(御触及口達)

万延元年十二月二十八日、大坂城代松平信義、若年寄ニ転ジ、奏者番・寺社奉行松平宗秀、之二代ル。(幕府沙汰書、御触及口達、松平

龜山家譜、本荘宮津家譜)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まつだいらのぶよし 松平信義 城代

〔生没慶応三・一・一五〕「苗字」松平 「名」庸謹・信篤・信義 「通称」友三郎「官位」但馬守・紀伊守・豊前守・従四位下・侍

従一老中 家譜

〔御役録 安政七申歳頭改〕

御城代 御所司格

五万石

御定番

玉造口御役料

三千俵

一万石

御定番

京橋口御役料

同断

一万石

松平豊前守信義
安政五ヨリ
居城 丹波桑田郡亀山
田沼玄蕃頭意尊
嘉永六ヨリ
在所 遠江榛原郡相良
本多肥後守忠鄰
安政四ヨリ
在所 播磨宍粟郡山崎

67 松平 宗秀

天保十二丑十二月八日 任御奏者番
同 十三寅三月七日 来卯四月日光御参詣之節、彼地勤番
同 十四卯閏九月二日 辞
弘化三年六月十八日 任御奏者番、再勤
安政五年十月九日 寺社奉行兼
万延元申十二月廿八日 大坂御城代 被任四品
文久二戌六月晦日 所司代
松平伯耆守(宗秀)

〔以上、柳営補任〕

〔統徳川実紀〕

文化十一年六月六日 松平伯耆守嗣子なし。請ふままに養父致仕主殿頭が次子本庄秀次郎をもて養子とせらる。
文政七年十一月十五日 松平伯耆守養子秀次郎。……初見したてまつる。
文政七年十二月朔日 大坂城代松平伯耆守養子図書頭雁間席命ぜらる。
天保十二年十二月八日 松平伯耆守。三宅土佐守。伊東修理大夫奏者番となり。……
(天保十三年三月七日 記事なし)
天保十四年閏九月二日 松平伯耆守病にて奏者番を免され雁間詰となる。
弘化元年十月十五日 松平伯耆守就封のいとま賜ひ。……
弘化三年六月十八日 松平伯耆守。松平紀伊守。朽木近江守。西尾隠岐守。大番頭稻垣安芸守奏者番の事命ぜらる。

安政五年十月九日 御役替。

万延元年十二月廿八日

坂城御城代四品。

坂城御城代四品。

寺社奉行加役
右於 御前被 仰付之。

松平伯耆守(本庄宗秀)

大坂御城代 四品

松平伯耆守(本庄宗秀)

右於 御前被 仰付之。

*文久元年正月二十日

一

……

御勘定奉行 公事方

大坂町奉行 一色山城守(直温)

右於 御前被 仰付之。

*文久元年七月朔日

一 時服五羽織づつ

大坂加番御暇 阿部因幡守・板倉撰津守

金五枚・時服式・羽織づつ

大坂在番之御暇 大御番頭 稻葉兵部少輔・松平因幡守

銀拾枚・時服式づつ

大坂在番之御暇 兩組頭

銀拾枚づつ

大坂在番御暇 兩組大御番

鳥目

同 悴 共

*文久元年九月朔日

手綱三十筋・銀馬代

大坂加番帛 水野日向守・関備前守

押懸十掛・御馬代

大岡越前守

一 板泥障一掛・銀馬代

松平山城守

右大坂加番帛病氣二付。以使者差上之。於桧之間謁見松平大隅守。

*文久元年九月十四日

御座間

* 文久元年十二月十五日

一 若年寄
大坂御定番 田沼玄蕃頭跡
……
右於 御前被 仰付之。

大坂御定番 田沼玄蕃頭(意尊)
大御番頭 京極周防守

一 御旗奉行 大久保駿河守跡
大坂町奉行 久須美佐渡守跡

大坂町奉行 久須美佐渡守(祐篤)
外国奉行 鳥居越前守(忠善)

文久二年六月晦日 御役替。

慶^(二八五)応元年十一月朔日

一 所司代被任侍従
伯耆守 帰府令。

大坂御城代 松平伯耆守(本庄宗秀)

御用向有之。帰府被 仰付。御用相濟次第。早々上坂可致旨。被 仰出候事。

松平伯耆守

慶応元年十一月二日

慶応元年十一月十九日

一 伯耆守 拝領物。(記事略)
伯耆守(本庄宗秀) 外国掛被仰付。
伯耆守殿 外国掛被 仰付候御礼入 御聴。

〔大阪編年史 第廿三卷〕

万延元年十二月二十八日、大坂城代松平信義、若年寄ニ転ジ、奏者番・寺社奉行松平宗秀、之二代ル。(幕府沙汰書、御触及口達、松平

龜山家譜、本荘宮津家譜)

文久元年三月十四日、大坂城代松平宗秀着任ス。(御触及口達)

文久元年十二月二十九日、大坂城代松平宗秀、本年市中平穩ニ經過シタルヲ以テ惣年寄以下ヲ賞ス。(御触及口達)

文久二年六月三十日、大坂城代松平宗秀、京都所司代ニ転ジ、寺社奉行松平信古、之二代ル。(幕府沙汰書、御触及口達、柳宮補任)

料

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まつだいらむねひで ほんじょうむねひで 本莊宗秀 城代

〔苗字〕本莊 〔本姓〕本莊 〔名〕宗秀 〔通称〕秀次郎 〔官位〕図書頭・伯耆守・丹後守・從四位下・奏者番兼寺社奉行―所司代

〔家系〕松平宗允男・宗發養子 家譜

資

〔御役録 文久二戌年頭改〕

御城代 御所司格

御定番

玉造口御役料

三千俵

御定番

京橋口御役料

同断

七万石

一万千四百四十四石余

一万石

松平伯耆守宗秀

京極周防守高富

本多肥後守忠鄰

文久元ヨリ

文久元ヨリ

安政四ヨリ

居城 丹後宮津

在所 丹後峯山

在所 播磨宍粟郡山崎

68 松平 信古

文久二戌六月晦日

御奏者番寺社奉行兼帯

松平伊豆守(刑部大輔 信古)

慶応元丑二月 日

溜詰格

〔統徳川実紀〕

嘉永二年十一月十五日 三河国吉田城主松平伊豆守信璋卒す。嗣子なし。請ふままに間部下総守詮勝次子理三郎信古をもて聲養

子とし。遺領七万石を継がしむ。

安政六年二月十三日

一 寺社奉行

右於 御前被 仰付之。

御奏者番 松平伊豆守(信古)

万延元年六月三十日 寺社奉行退役願。

一

寺社奉行 松平伊豆守(信古)

水野左近將監

松平右京亮病氣二付。御役 御免願候。未病氣間も無之。未年若二も候之間。兩御役共其俣可相勤候。

文久二年六月晦日

御役替。

一 所司代被任侍従

大坂御城代 松平伯耆守(本庄宗秀)

大坂御城代被叙四品

御奏者番兼寺社奉行 松平伊豆守(大河内信古)

右於 御前被 仰付之。

※文久三年五月二日

御役替。

御座間

一 堺奉行 駒井相模守(信興)跡

大坂町奉行 鳥居越前守(忠善)

大坂町奉行 鳥居越前守跡

御目付 松平勘太郎

右於 御前被 仰付之。

※文久三年五月六日

御役替。

御座間

一 大坂町奉行 川村老岐守跡

御書院番頭 有馬出雲守

御書院番頭 有馬出雲守跡

御小姓組番頭 土岐大隅守

西丸御留守居

大坂町奉行 川村老岐守

右於 御前被 仰付之。

※文久三年五月八日

御役替。御役御免。

御座間

一 大坂御定番 本多肥後守跡

保科弾正忠

右於 御前被 仰付之。

大坂御定番 本多肥後守

一時服五

御役御免。如前々帝鑑間席被 仰付。是迄出精相勤候二被下之。

右芙蓉間替席。周防守申渡之。

※文久三年五月九日 大坂定番引渡御用。

一

右大坂御定番本多肥後守為引渡可被差遣候間。用意可致旨。安芸守申渡之。

新番頭 松平信濃守

※文久三年六月十日 御役御免令。

一 小笠原凶書頭(長行)事。昨九日 思召有之。御役 御免。大坂御城代江御預被 仰付候。此段

御供等二而在京在坂之面々江可被達候事。

一 元治夢物語云。關老凶書頭長行。数百の兵隊を引率し。蒸気船に乗て浪花へ着し。(中略)御城代松平伊豆守信古を頼み。僭居せられしとかや。依て將軍家より官位を召揚られ。伊豆守に預けられける。

文久三年六月十三日 大坂御城御発駕。

(文久三年七月から十二月まで 本文欠失)

文久四年正月十四日 大坂着御之達。

※元治元年四月十五日 叙爵。

一

堺奉行 滝川主殿(元以)

讃岐守与伺

右諸大夫被 仰付旨。於芙蓉間替席。

※元治元年五月七日 大坂加番之命。

一

右当秋大坂加番被 仰付候旨。於波之間替席。老中列座。同人申渡之。

植村駿河守代 小笠原左衛門佐

※元治元年五月廿五日 転役八人。

大坂町奉行兼帯

御勘定奉行 竹内下野守(保徳)

※元治元年五月廿八日 大坂加番。

右於 御前被 仰付之。

一

松平丹後守代 松平日向守

右当秋大坂加番被 仰付候旨。於波之間替席。列座同前。同人申渡之。

(元治元年六月から慶応元年五月十五日まで 本文欠失)

[大阪編年史 第廿三卷]

文久二年六月三十日、大坂城代松平宗秀、京都所司代ニ転ジ、寺社奉行松平信古、之ニ代ル。(幕府沙汰書、御触及口達、柳宮補任)

文久二年九月十九日、大坂城代松平信古着任ス。(御触及口達)

文久二年十二月二十九日、大坂城代、本年中市内静謐ニ経過シタルヲ以テ町奉行以下ヲ賞ス。(御触及口達)

[大阪編年史 第廿四卷]

文久三年一月二十三日、老中水野忠精等、將軍家茂大坂上陸ノ際ニ於ル取計方ヲ城代松平信古ニ令ス。(加川勝敏筆記)

文久三年四月二十一日、將軍家茂、摂海巡見ノタメ京都ヲ發シテ大坂ニ至ル。(御触及口達、鍾奇齋近世風聞雜記、近

來年代記、(参考)鍾奇齋近世風聞雜記、近來年代記)

文久三年五月十一日、將軍家茂大坂ヲ發シ、陸路京都ニ至ル。(御触及口達、鍾奇齋日々雜記、近來年代記)

文久三年六月九日、家茂京都ヨリ大坂ニ到ル。十三日、軍艦ニ乗ジテ江戸ニ至ル。(御触及口達、近來年代記)

文久三年八月十日、天満橋ニ張紙アリ。城代・町奉行以下諸役ノ弊風ヲ指摘シ、又浪士ノ挙動ヲ風諫ス。(鍾奇齋近世風聞雜記)

文久三年八月十三日、本町橋ニ張紙アリ。城代・両町奉行ノ邸ニ於テ下人等賭博ヲナスヲ改メズンバ誅戮ヲ加フベキヲ告グ。(近

代年表録、鍾奇齋近世風聞雜記)

文久三年八月十八日、大坂城代松平信古、大坂警衛ノ諸侯ニ、外国船摂海ニ來ラバ撃退スベキヲ令ス。(浪華年代記、鍾奇齋近世風聞

雜記)

文久三年八月、大坂城ノ守備ヲ嚴ニス。(近來年代記、鍾奇齋近世風聞雜記)

文久四年一月八日、家茂海路大坂ニ至ル。(沙汰書、御触及口達、鍾奇齋近世風聞雜記)

文久四年一月十四日、家茂大坂ヲ発シ、伏見ヲ経テ京都ニ向フ。(御触及口達)

元治元年五月七日、家茂京都ヨリ大坂ニ至ル。(御触及口達、統徳川実紀)

元治元年五月十四日、大坂船手役ヲ磨ス。(鍾奇齋近世風聞雜記、柳宮補任)

元治元年五月十六日、家茂大坂ヲ発シ、海路江戸ニ還ル。(御触及口達、統徳川実紀)

元治元年九月、是月、大坂城ノ馬場ニ多数ノ仮屋ヲ建設ス。(近來年代記、御触及口達)

元治元年十一月一日、牧野貞明、松平信古ニ代リ新ニ大坂城代トナル。(御触及口達、柳宮補任)

(元治二年正月六日、前大坂城代松平伊豆守信古、刑部大輔ト改名ヲ披露。(御触及口達)

元治二年正月二十一日、前大坂城代松平信古、大坂ヲ発シテ江戸ニ赴ク。(御触及口達)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まつだいらのぶひさ おおこうちのぶひさ 大河内信義 城代

〔生没〕文政一・二・四・三 生 〔苗字〕松平 〔本姓〕大河内 〔名〕詮信・信古 〔通称〕理三郎 〔官位〕伊豆守・刑部大輔・從四位下・寺社奉行 〔生地〕武蔵 〔家系〕間部詮勝男・松平信璋養子 家譜

〔御役録 文久三亥八朔改〕

御 城 代 御所司格

七万石 四品

松平伊豆守信古

文久二ヨリ

居城 参州吉田

御 定 番

玉造口御役料

三千俵

一万千四百四十四石余

京極備中守高富

文久元ヨリ

在所 丹後峯山

御 定 番

京橋口御役料

同 断

二万石

本多肥後守忠鄰

安政四ヨリ

在所 播磨宍粟郡山崎

〔界府御役録 文久三癸亥年改〕

大坂御 城 代 御所司格

同御定番京橋口

御役料 三千俵

同 玉造口

右同断

七万石
松平伊豆守信古
文久二年ヨリ

二万石
保科彈正忠正益
文久三ヨリ

一万千四百四十五石余
京極周防守高富
文久元ヨリ

〔御役録 文久三亥八朔改〕
御城代 御所司格

御定番 玉造口御役料
三千俵

御定番 京橋口御役料
同断

七万石 四品
松平伊豆守信古
文久二ヨリ

一万千四百四十五石余
京極周防守高富
文久元ヨリ

二万石
保科彈正忠正益
文久三ヨリ

居城 參州吉田

在所 丹後峯山

在所 上総飯野

〔御役録 元治元子八朔改〕
御城代 御所司格

御定番 玉造口御役料
三千俵

御定番 京橋口御役料
同断

七万石 四品
松平伊豆守信古
文久二ヨリ

一万千四百四十五石余
京極主膳正高富
文久元ヨリ

二万石
保科彈正忠正益
文久三ヨリ

居城 參州吉田

在所 丹後峯山

在所 上総飯野

〔御役録 元治二丑歲頭改〕
御城代 御所司格

御定番 玉造口御役料
三千俵

御定番 京橋口御役料
同断

七万石 四品
松平伊豆守信古
文久二ヨリ

一万千四百四十五石余
京極周防守高富
文久元ヨリ

二万石
保科彈正忠正益
文久三ヨリ

居城 參州吉田

在所 丹後峯山

在所 上総飯野

69 牧野 貞明(貞直)

料

元治元子十一月朔日

御奏者番寺社奉行兼帶
大坂城代

牧野越中守(貞明、後貞直)

同月廿二日

被任四品

慶応四辰二月廿日

御役御免

前々之通雁之間詰

資

〔統徳川実紀〕

嘉永四年四月二日

常陸国笠間城主牧野越中守貞久卒す。嗣子なし。請ふままに西城書院番布施孫兵衛次子左京貞明を養子とし。

遺領八万石を継がしめ雁間詰命ぜらる。この貞久は(以下数行空白)

万延元年六月廿五日

御役替。

一 ……

御奏者番

牧野越中守
牧野備前守
有馬左衛門佐

右於 御前被 仰付之。

万延元年十二月廿八日

給雁者五人。執政任侍従。坂城御城代四品。御役替。

一 御鷹之雁三

稲葉長門守

同

松平恭三郎

同

土井大炊頭

同

牧野越中守

同

戸田綱之助

右被下之。

御座間

一 加判之列 侍従

大坂御城代 四品

松平豊前守(信義)
松平伯耆守(本庄宗秀)

寺社奉行加役

牧野越中守(貞明)

右於 御前被 仰付之。

(元治元年六月から慶応元年五月十五日まで 本文欠失)

慶応元年閏五月廿五日 伏見御発途。大坂御城着。

* 慶応元年七月十七日 御役替。

御目付

大坂町奉行 松平駿河守(乗樸)

大坂町奉行 松平駿河守跡

御目付 井上元七郎(義斐)

相濟而御年寄衆横 御目見。若年寄衆。御側衆。御向御目見。相濟而 入御。

慶応元年九月十五日 大坂城御発途。

慶応元年九月廿三日 大坂城還御。

慶応元年十月三日 大坂城御発駕。

* 慶応元年十月十六日 御役替。

一

御勘定奉行 大坂町奉行兼帯 大坂町奉行 井上主水正(義斐)

右之通被 仰付之。

慶応元年十一月三日 二条御城御発途。大坂城着御。

* 慶応元年十一月十日 御役替。

一 京都町奉行 小栗下総守跡 堺奉行 長井筑前守(昌言)

右之通被 仰付。相濟而 入御。

* 慶応元年十一月十五日 御役替一人。

一 堺奉行 長井筑前守跡 兵庫奉行 池野山城守(好謙)

右之通被 仰付。相濟而 入御。

* 慶応二年正月七日 御役替。

一 八ツ半前 御召物触(御陣羽織。御小袴)。無程御座間 出御。御上段 御着座。

若年寄 大坂御定番 京極主膳正(高富)

右之通被 仰付之。

慶応二年三月六日 午後御城代。御定番。加番。及先日御覽残之御供大名。手馬乘馬御覽。

……御城代牧野越中守者。御老若方と一処二着座。……

*慶応二年四月八日 御役替。

一 四ツ半時過 御召物触(御陣羽織。御小袴)。御座間出御。御上段 御着座。

大坂町奉行 新番頭 中川備中守(正道)

……

右之通被 仰付候。

慶応二年四月廿三日 御城代牧野越中守有被下物。

*慶応二年五月七日 御役替。

御小納戸被仰付須田淡路守野田下総守荒尾 大坂町奉行 中川備中守(忠道)

一 大和守服部加賀守永田肥前守同様可相勤候

勤候内千五百石之高二御足高被下之

右被 仰付之。

*慶応二年五月廿三日 御役替。

一 大坂町奉行 中川備中守跡 御目付 竹内日向守

右被 仰付之。

*慶応二年五月廿六日 御役替。

一 若年寄 大坂御定番 保科彈正忠(正益)

大坂御定番 保科彈正忠跡 帝鑑間席 本多肥後守

……

右之通被 仰付之。

*慶応二年六月十一日 御黒書院出御。大坂御定番初御目見。

大坂御定番 稻垣若狭守 本多肥後守
大御番頭 大久保出雲守 丹羽長門守
大坂加番 松平山城守 松平撰津守
初而御目見 永井信濃守

慶応二年七月廿五日 伯耆守(本庄宗秀、老中)御預令。

一 大目付・御目付江

伯耆守事御役 御免。御糺問中。牧野越中守(貞明、大坂城代)江御預け被成候段。昨日被 仰出候間。為心得向々江可相達候事。

七月廿五日

慶応二年八月二十日 御不例被為重。一橋中納言御入。御相統被仰出。(將軍家茂薨去)

*慶応三年正月廿九日 御代替一人。

一 大坂町奉行 寄合 小笠原刑部(長功)

右被 仰付。

*慶応三年二月廿七日 大坂御城着御令。

*慶応三年二月廿八日 大坂町奉行御暇賜物。諸大夫被仰付。

一 金五枚 時服一 羽織 大坂町奉行 小笠原刑部(長功)

一 大坂表江御暇被下。拝領物被 仰付。入念可相勤候。

一 同 人

伊勢守と改

一 右諸大夫被 仰付旨。於芙蓉間。列座同前。同人申渡之。

*慶応三年三月七日 大坂在番。同加番御差止。為兵隊警衛所。

一 大久保出雲守

大坂在番之儀。向後御差止被 仰出候。就而者交代之者不被 仰付候間。御番所等引渡。大坂表引弘方等之儀。牧野越中守并御目付可被談候。

大坂表加番之儀。向後御差止被 仰出候。就而者交代之者不被 仰付候間。御番所等引渡。大坂表引弘方等之儀。牧野越中守并御目付可被談候。

小笠原大和守

今度大坂在番之大御番頭加番御差止相成候間。右相勤来候御警衛場所等。御殿向之外。当分其方付属兵隊江被 仰付候間。其旨相心得。場所請取方等之儀ハ。大坂御城代并御取縮御目付可被談候。

右之通向々江相達候間。為心得相達候事。

*慶応三年四月十五日 月次御礼。

板障泥十掛・銀馬代

大坂加番席

松平伊豆守

手綱三十筋 御馬代

松平摂津守

同

永井信濃守

……

右於白書院縁類替席。謁老中。

一 箱着 銀馬代

大坂在番席・大御番頭

大久保出雲守

同

丹羽長門守

右於芙蓉間。謁同前。

一

同

大久保出雲守組

丹羽長門守組

大御番組頭

同

同

同

大御番

*慶応三年十二月二日
右於躑躅間。謁河内守。
御役替四人。

一 ……
龜之助殿家老 水野伊勢守跡
右被 仰付旨。於芙蓉間。老中列座。美濃守申渡之。 大坂町奉行 竹内大隅守

*慶応三年十二月十八日 於坂地被触將軍職御辞退事。

*慶応三年十二月廿二日 於大坂表老中格。若年寄被命令。

*慶応四年正月三日 伏見戦争。

*慶応四年正月九日 此頃京都風聞状。

京都々差越候書状之写

一 七日戌刻。大坂 御城番場北印御小屋を出火。同所二而火鎮り。七日子の刻。難波錢座を出火。

一 西南風二而千日迄焼拔候。正月九日定飛脚を以申来候。

一 今卯之刻頃。筋鉄御門内御小屋を。火之手上り。夫より御本丸。二の丸番場先御小屋共。焼失相成候。

一 御城代を。御城御引渡二相成。直様徳山。土州。芸州人数。当地江入込。御城江此人数入替り。比上如何二相成候へと存候。只々火之中二而何も小手二付。乍併市中無事。

……
辰正月九日 三河や 久左衛門

*慶応四年正月十七日 御役替。

一 御役御免 大坂町奉行 兵庫奉行兼帯 柴田日向守(剛中)

右被 仰付旨。於御右筆部屋縁頼替席。列座同前(老中列座)。同人(雅楽頭)申渡之。

*慶応四年二月四日 御役替。

一 御勘定奉行並

大坂町奉行並 松本壽大夫

右被 仰付旨。於芙蓉間。壹岐守申渡之。

慶応四年二月廿日 御役御免。

大坂御城代

牧野越中守(貞明)

名代 竹内大隅守

御役 御免。如前雁之間詰被 仰付之。

右於芙蓉間。美作守申渡之。

*慶応四年二月廿三日 御役御免。

大坂町奉行 小笠原伊勢守(広業)

大坂町奉行 貝塚彦之丞(典直)

右若年寄支配。勤仕並寄合。

〔大阪編年史 第廿四卷〕

元治元年十一月一日、牧野貞明、松平信古二代り大坂城代トナル。(御触及口達、柳宮補任)

元治元年十二月、大坂城代牧野貞明、本年市中平穩ニ經過シタルヲ以テ町奉行以下ヲ賞ス。(御触及口達)

元治二年正月十五日、大坂城代牧野貞明着坂ス。(御触及口達)

元治二年正月二十一日、前大坂城代松平信古、大坂ヲ發シテ江戸ニ赴ク。(御触及口達)

慶応元年五月十六日、將軍家茂、江戸ヲ發シ、長州征討ノ途ニ上ル。(統徳川実紀、御触及口達)

慶応元年閏五月二十五日、將軍家茂、伏見ヨリ大坂ニ到ル。(御触及口達、統徳川実紀、盤錯録)

慶応元年九月十五日、將軍家茂、大坂ヲ發シ、船ニ乗ジテ伏見ニ到ル。(統徳川夷紀、御触及口達)

慶応元年九月二十三日、將軍家茂、京都ヲ發シ、船ニ乗ジテ大坂ニ着ス。(統徳川夷紀、御触及口達、統徳川夷紀、盤錯録)

慶応元年十月三日、將軍家茂、大坂ヲ發シ、陸路伏見ニ到リ、次デ東帰ヲ中止シ同地ニ留マル。(統徳川夷紀、御触及口達)

慶応元年十一月三日、將軍家茂京都ヲ發シ、大坂ニ到ル。(統徳川夷紀、御触及口達、近來年代記、近來年代記、盤錯録)

慶応元年十一月、征長軍諸士宿泊ノタメ、大坂城馬場ノ空地ニ多数ノ仮屋ヲ建ツ。(近來年代記)

慶応元年十二月二十九日、大坂城代牧野貞明、本年市中平穩ニ經過シタルヲ以テ町奉行以下ヲ賞ス。(御触及口達)

慶応二年五月二十五日、徳川茂承ヲ征長諸軍ノ先鋒總督トナシ、老中松平宗秀ヲ之ニ副フ。(統徳川夷紀、統徳川夷紀)

慶応二年七月二十五日、老中松平宗秀ヲ罷免シ、大坂城代ニ預ク。(統徳川夷紀、柳營補任)

慶応二年八月二十日、將軍家茂薨ズ。(統徳川夷紀、御触及口達、末代控)

慶応二年九月三日、前將軍徳川家茂ノ遺骸、大坂ヲ發シ、海路帰東ノ途ニツク。(統徳川夷紀、統徳川夷紀、御触及口達、統徳川夷紀、御触及口達)

触及口達

慶応二年九月五日、將軍慶喜、大坂ヲ發シテ京都ニ往ク。(統徳川夷紀、統徳川夷紀、御触及口達)

慶応二年九月、中旬、大坂城付近ノ仮宿舍ヲ壞ツ。(近來年代記)

〔大阪編年史 第廿五卷〕

慶応三年二月十九日、將軍慶喜大坂ニ来リ、二一日京都ニ還ル。(御触及口達)

慶応三年三月七日、大坂在番ノ大番頭・加番ヲ廢ス。(統徳川夷紀、御触及口達)

慶応三年三月二十二日、將軍慶喜、大坂ニ来ル。

慶応三年三月二十五日、英國公使、パークス、大坂城ニ於テ將軍ニ謁ス。(維新史料綱要、開国起原、近來年代記、英米仏蘭四公使上坂謁

見書類)

慶応三年四月三日、將軍慶喜、京都ニ還ル。(御触及口達)

慶応三年七月十日、東西両町奉行所ヲ統合シ、従来ノ東町奉行所ヲ之ニ充テ、西町奉行所ヲ役宅トナス。(御触及口達)

慶応三年七月二十四日、將軍慶喜、京都ヨリ大坂ニ来ル。(御触及口達)

慶応三年七月二十七日、將軍慶喜、京都ニ還ル。(御触及口達)

慶応三年八月二十四日、堺奉行ヲ廢シ、大坂町奉行ヲシテ其事務ヲ執ラシム。(御触及口達)

慶応三年十月十三日、將軍慶喜、大政奉還ヲ請フ。十五日裁可サル。(開国起原)
 慶応三年十二月十二日、徳川慶喜、国家ノ大事ニ至ランヲ慮リ、避ケテ大坂ニ往キ、徳川茂徳ニ托シ、上書シテ其所以ヲ陳ブ。(開国起原、近來年代記、近來年代記、近來年代記、近來年代記、近來年代記)
 慶応三年十二月三十日、吉岡良大夫、二ノ丸留守居ヲ命ゼラル。(御触及口達)

〔大阪編年史 第廿七卷 大阪人名辞彙〕 まきのさだとし 牧野貞利 城代

〔苗字〕牧野 〔名〕貞明・貞直・貞利 〔通称〕左京 〔号〕竹杖 〔官位〕備後守・越中守・従四位下・奏者番兼寺社奉行 家譜

〔御役録 慶応二寅八朔改〕

御 城 代 御所司格

八万石

牧野越中守貞明

慶応元ヨリ

居城 常州笠間

御定番

玉造口御役料

三千俵

一万三千四十三石余

稲垣若狭守太清

慶応二ヨリ

在所 江州山上

御定番

京橋口御役料

一万石

本多肥後守忠鄰

慶応二ヨリ

在所 播磨宍粟郡山崎

〔御役録 慶応三卯年頭改〕

御 城 代 御所司格

八万石

牧野越中守貞明

慶応元ヨリ

居城常州笠間

御定番

玉造口御役料

三千俵

一万三千四十三石余

稲垣若狭守太清

慶応二ヨリ

在所 江州山上

御定番

京橋口御役料

一万石

本多肥後守忠鄰

慶応二ヨリ

在所 播磨宍粟郡山崎

〔御役録 慶応三卯八朔改〕

御 城 代 御所司格

(空白)

(空白)

八万石
牧野越中守貞明
慶応元ヨリ
居城常州笠間

() 空 白 () 空 白 () 空 白
() 空 白 () 空 白 () 空 白
() 空 白 () 空 白 () 空 白
() 空 白 () 空 白 () 空 白

※慶応三年三月七日の大坂在番・加番廃止のあと、宮本裕次・大坂定番一覽では、玉造口定番稲垣若狭守太清は慶応三年五月廿三日免『江戸幕府人名事典』によるとし、京橋口定番本多肥後守忠卿は慶応三年免とする。本書は八朝改正版なので大坂定番の廃止は、五月廿三日かこれに近い時期となる。

〔追記〕まとめ代りに、初期の大坂城について概観しておこう。(参考、松尾美恵子一九七五・一九八〇、宮本裕次二〇〇二)
まず、1 松平清匡(忠明)は大坂城主とするのが通説であるが、ここでは『柳営補任』の記載を検討する目的で始めた作業なので、大坂城代に加えた。また松尾は「御城預」の語に注目し、幕府が最初から大坂城を直轄下に置くことを前提に、戦後処理・復興のために暫定的に伊勢亀山から松平清匡(忠明)を配したもので、後代の城代的性格を有した事を示唆する。これに従いたい。

大坂城の築城工事が一段落して主要三門の完成にともない大手門・京橋口・玉造口に配された職を、ともに「定番」とよび、そのうち大手門を担当するのが城代とする意識も比較的長く続いたようで、伏見城代からいわば城と共に移った初代の大坂城代 2 内藤信政はともかくとして、「大坂定番」の成立を検討した宮本は、3 阿部正次も他の二人とともに「定番衆」と称されたことを指摘する。

しかし3 阿部正次の死後、「定番衆」の権限は制約され、京都所司代板倉重宗と淀藩主永井直清が共同で西国支配を掌握し、定番衆は大坂城の警備と大坂を中心とする地域の支配に限定される。『柳営補任』が「大坂御城代」の初めに「阿部備中守以後慶安元子二月十日左之三人老年代仮役、承応元辰九月十五日ヨリ又左之三人、寛文二寅年三月廿九日迄仮役、貞享元子年水野右衛門大夫仮役也」と記すように(慶安元子二月十日以降の「左之三人」は4 稲垣重次、5 永井直清、6 内藤信照で、承応元辰九月十五日以降の「左之三人」は8 水野忠次、9 内藤忠興、10 松平光重である)、その結果、11 水野忠胤まで暫定的な体制(一年交替の仮役など)が続く。これが初期の大坂城代であった。前職からみても3 阿部正次は加判列(老中)だが、4 稲垣重次は大坂定番であった。3 阿部正次は「仮再任来ル」とあり、4 永井直清、6 内藤信照、7 稲垣重次、8 水野忠次は「仮役」と記す。暫定的性格を濃厚に示すといえよう。ふさわしい人物を得て比較的長期の在任が始まるのが、12 青山宗俊以降である。

12 青山宗俊の前職は大番頭であるが、14 太田資次より奏者番兼寺社奉行を経ての就任がはじまる。しかし14 水野忠春・15 土屋直・17 松平信興・18 土岐頼隆は奏者番から、また16 内藤重頼は若年寄から、19 内藤弑信は御詰からで、寺社奉行出身は20 安藤重行・22 酒井忠音以降、比重が増してくる。また21 松平乗邑は仮役だった。大阪への赴任途上で死去した23 堀田正虎は御詰からである。24 松平信祝と26 稲葉正親が奏者番から、27 太田資晴は若年寄から、28 酒井忠知・30 阿部正就および36 阿部正允は御詰からであるが、29 堀田正亮以降は奏者番兼寺社奉行が圧倒的になる。例外は、30 阿部正就および36 阿部正允以外には奏者番からの41 阿部正敏(正殷)・47 稲葉正謀、西丸若年寄からの46 青山忠裕、若年寄からの49 松平乗保であった。初期から中期にかけての各所からの人材登用が、次第に奏者番兼寺社奉行から大坂城代へさらに京都所司代を経て老中へとコース固定化がうかがえる。

就任者の所領石高について直接触れなかったが、4 永井直清(山城神足 二万石)、5 稲垣重綱(越後三条 二万三千石)、16 内藤重頼(下野・常陸・上総・撰津・河内のうち三万三千石。就任時二万石加増)、18 土岐頼隆(出羽上山 三万五千石。就任時一万石加増)、25 土岐頼俊(撰津・河内・播磨・美作のうち三万五千石)、40 土岐定経(上野沼田 三万石)、49 松平乗保(美濃岩村 三万石)が比較的石高の少ない方で、他は五万石以上である。多い方では28 酒井忠知(上野前橋 十五万石)、50 大久保忠真(相模小田原 十一万三千石)、22 酒井忠音・31 酒井忠用(若狭小浜 十万三千五百石)である。

同じ家から大坂城代を輩出するのも珍しくなく、おもな例を挙げておく。まず内藤家は2 信政(信正)・6 信照・19 弑信・64 信親であり、一族に9 忠興、13 重頼がいる。つぎに水野家は8 忠次すなわち11 忠胤は同一人で、一族に14 忠春、53 忠邦がいる。青山家は丹波篠山に落ち着くが、12 宗俊・34 忠朝・46 忠裕・61 忠良は直系である。太田家の13 資次・27 資晴・55 資始も直系である。土屋家の15 政直・65 寅直は常陸土浦城主である。大河内松平家は17 信興のあとと上野高崎の32 輝高・45 輝和・51 輝延と三河吉田の24 信祝・56 信順・68 信古がいる。土岐家は18 頼隆・25 頼稔・40 定経である。稲葉家は26 正親・47 正謀である。大給松平家は21 乗邑・37 乗佑・62 乗全、一族に49 乗保がいる。酒井家は若狭小浜の22 忠音・31 忠用と上野前橋の28 忠知である。堀田家は29 正亮・43 正順・58 正篤である。阿部家は3 正次のあと、備後福山の30 正就(正福)と武蔵忍の36 正允・42 正敏・42 正敏・48 正由である。井上家は33 正賢・60 正春で、祖父と孫にあたる。松井松平家は35 康福と52 康任がいる。本庄家は54 宗発と67 宗秀の養親子である。藤井松平家は63 忠優のみであった。牧野家は常陸笠間の39 貞長・69 貞明と越後長岡の44 忠精である。

幕末期には、将軍自らが大阪城に長期滞在することで、大坂城代の性格が微妙に変化したであろうが、これを具体的に示す資料に乏しい。江戸城におけると同様、諸行事の場などで、将軍の御前あるいは陪席の座で大坂城代が他の重職とならんでいるらしい様子はうかがえる。幕末の終焉にあたって、慶応四年二月に江戸城で大坂城代と大坂町奉行が任を解かれていることも、象徴的である。